

戊申洪水

去せらる、春秋十七歳同年、慈源公其封を相續せらる。
●戊申の洪水 同年八月洪水田畑荒壞、因りて檢察使前
田半右衛門加藤源左衛門江府より來着せらる。

尼御前祭禮

〔補〕尼御前祭禮 同十二年四月朔、始めて尼御前（○今宮の水天宮）
祭禮あり、後年に至り、梅巖公忌日なるを以て、更に五日
に改む（久留米此）

寛文癸丑洪水

●寛文癸丑の洪水 同十三年延寶元年霖雨洪水管内
水損若干所人馬漂流數を知らず。

袋野匿溝成ル

●袋野匿溝成る 延寶元年三月生葉郡袋野匿溝の工
事成る。

延寶洪水

●延寶の洪水 延寶三年五月洪水あり、城東柳原の堤
崩壞し人馬屋宅共に漂流す。

天和飢饉

●天和の飢饉 天和元酉年飢饉あり、府君よりて救
米を飢民に賜ふ。同年檢察使奥田八郎右衛門戸川木工之助
柴田七左衛門江城より來臨せらる、是れ今年凶歲に依りて
なり。

豊範公改易

●豊範公改易 貞享元子年是より先き、小出修理亮吉重
の二男を 瓊林公養つて子とし、伊豫守豊範と號じ、御原
郡松崎一萬石を分封せられしが、此年豊範主罪有りて改易、
囚人と成りて久留米に籠居せらる。

替捺物免許

●替捺物免許 同四年馬廻士の伍長（むかしの）替捺物免許あり
たり。

士家法令條目

●士家の法令條目 元祿五申年士家の法令條目を行ふ。
●府下焼亡 同九子年二月八日、庄島郭白石仁右衛門家

府下焼亡

宅より出火、府下焼亡七八分を過ぐ。

柳原亭成ル

〔補〕柳原亭成る。元祿十二卯年正月柳原亭成る（久留米）

慈源公參觀

●慈源公の參觀。同十四巳年。慈源公東武へ參觀せ

らる。柳營より始めて國主格の上使を賜ふ。

除邑返知

●除邑返知。同十五年、御原郡松崎村、豊範主の除邑、一

萬石の地返知あり。

慈源公薨去

●慈源公の薨去。寶永二酉年七月二十日。慈源公逝

去、春秋五十二、同年。昌林公其封を承繼せらる。

昌林公薨去

●昌林公の薨去。同二戌年四月八日。昌林公逝去、春秋

二十二歳、嗣子無きに依りて、有馬宮内則故主の嫡男（實は石

野八）夫義氏兵庫則維公を養子とし、同年五月二十一日、其遺領を

封せらる。

踏繪ヲ行フ

●踏繪を行ふ。同五子年五月、管内の男女宗内の邪正を

改糺し、踏繪を行ふ。

床島堰成ル

●床島の堰成る。正徳二辰年、竹野郡床島村堰築造成る。

梅巖公初入

●梅巖公初入。同五未年十月。梅巖公初入り、任官の嘉

儀大宴あり。

享保庚子洪水

●享保庚子の洪水。享保五子年、霖雨、生葉郡山溪壞崩、洪

水土石を轉ばして田畑を埋め、府下柳原郭の堤崩れ、水大に

溢れて士人の家宅悉く壞没す。

殿舎新築

●殿舎新築。同年六丑閏七月十五日、米城第二郭の内、新

たに館舎（御殿）の造營成りて、梅巖公移徙せらる。

玉垂宮神幸再興

●玉垂宮神幸の再興。同年十月、高良玉垂神社祭禮再興

の命ありて、同十一日より十四日に至り、神輿を朝妻の慰所

役名變更

に遷す。蓋し祭禮の式上古に倣へるなり。

●役名變更 同年同月、六組馬廻組頭の役名を罷めて六

組番頭と稱し、同下肝煎の役名を罷めて、何番組與頭と唱へ、

輕卒小頭の役名を轉じて、組頭と稱すべきの命令あり。

氏系明細書

●氏系明細書 同八卯年五月、諸士の親族氏系の改正あり

(と明細書)加藤喜兵衛笠井軍太尾關勘九郎、松下八郎右衛門

其緯に關る。

左近公執政ノ義子トナル

●左近公執政の義子となる 同十巳年 幼君左近公、

厄年の誕生たるに依りて、執務有馬織部が子に託せられ、吉

田左近君と號じ、織部第に移らる。

享保丙午失火

●享保丙午失火 同十一年三月四日、田代三郎右衛門

宅より失火、烈風に依りて、外城中、庄島郭市坊若干軒類焼す。

則昌公出府

●則昌公出府 同年六月 幼君左近公、實名則昌公と

稱し、同七月米府を發駕、江戸へ出府せらる。

則昌公將軍に謁す

●則昌公將軍に謁す 同年九月朔日、則昌公始めて

將軍家に謁見あり。

梅巖公隱居

●梅巖公の隱居 同十四酉年、七月願に依りて 梅巖

公致仕、東武高輪の別業に隱居せられ 則昌公繼封せらる。

●則昌公入國 同十五戌年十二月十五日、則昌公初め

て入國せらる。

享保蝗災

●享保の蝗災 同十七子年、蝗災、田畑苗悉く枯腐し、大に

飢饉す、故に 將軍家より金を賜ひ、米穀を貸して、飢民を

救助せらる。

梅巖公祝髮

●梅巖公祝髮 元文元辰年十二月九日、先君梅巖公祝

島原戦死者、追悼

髮囉翁公と稱す。
●島原戦死者の追悼 同二巳年七月十四日、肥前島原城に於て戦死の輩、當年百回忌たるに依り、冥福の爲め梅林寺に於て大施餓鬼修行の恩命あり。

梅巖公の薨去

●梅巖公の薨去 同三午歲四月朔日、梅巖公逝去、春秋六十五歲。

花畑御殿

●花畑御殿 同四年七月二十五日、第二城の内花畑に新に館舎(花畑御殿と稱す)營造成り、則昌公移徙せらる。

春林公百回忌

●春林公百回忌 寛保元酉年九月二十九日(イニ)、春林公百回忌祭奠あり。

定五郎公誕生

●定五郎公誕生 寛延二巳年三月六日 幼君定五郎公誕生以來若殿と稱す。

鎗印改正

●鎗印改正 同年五月四日旅行の士以來赤黒の短冊を鎗印に用ひ、固有の朱籐を除くべきの命令あり。

若津港ヲ開ク

〔補〕若津港を開く 寶曆元未年、羽犬塚町娼妓を三瀨郡向島村に移し、若津港と稱す(イニ)

瓊林公百回忌

●瓊林公百回忌 同四戌年正月二十日、瓊林公百回忌の祭奠あり。

寶曆大火

●寶曆の大火 同五亥歲三月二十六日、府下小松原の住人小林治兵衛居宅より出火、京隈郭及び外城中に至り、土屋五十八宇類焼す。

大容星飛流ス

●大容星飛流ス 同六子歲二月二十五日中の下刻、大容星西に飛流す。

頼貴公始メテ將軍ニ謁ス

●頼貴公始めて將軍に謁す 同八寅年九月三日 幼

賴貴公昇叙

君定五郎公、始めて將軍家に謁見し、實名賴貴公と稱す。
●賴貴公昇叙 同年十二月 賴貴公四品に叙せられ、上總介公と稱す。

大雪降ル

●大雪降る 同十辰歳二月二十一日氷雪降る。大さ小梅實に等し。

靈源公百回忌

●靈源公百回忌 明和四亥年二月二十四日、靈源公百回忌の祭奠あり。

大客星飛流ス

●大客星飛流す 同年同月二十二日酉刻及び二十八日丑刻、大客星飛流震動あり。

明和丁亥、洪水

●明和丁亥の洪水 同年六月七日暴雨洪水、同八日御井郡高野村堤崩れ、石場口堤潰崩し、漲水城外に溢る。

彗星現ル

●彗星現る 同六丑年八月彗星東北に現る。

惡僧ヲ磔刑ニ處ス

●惡僧を磔刑に處す 同八卯年十二月十五日、寺町妙正寺の客僧海牙、同寺の住僧日仙を殺害し、寺財を奪取出奔す、後これを捕へ、磔の刑に行ふ。

賴僮公昇任

●賴僮公昇任 安永元辰十二月十五日 府君賴僮公少將に昇任せらる。

猿樂興行

●猿樂興行 同二巳年九月本城に於て猿樂興行、諸士農商の長に至るまで拜觀す。蓋し 羽林公昇進の嘉儀に因りてなり。

鷹鶴拜受

●鷹鶴拜受 同年十二月三日 羽林公 江城より宿繼奉書を以て始めて鷹の鶴を拜受せらる。

拜領品、加増

●拜領品の加増 同四未年 羽林公 歸國の台命あり、拜受の紗綾縮緬の定例員數此度加倍せらる。

武藝稽古場建	〔補〕武藝稽古場建つ	天明二寅年十一月十八日武藝稽古場建つ <small>(久留米)</small>
大慈公薨去	〔補〕大慈公薨去	同三卯年十月二十三日大慈公薨去御年七十 <small>(同上)</small>
講席ヲ設ク	〔補〕講席を設く	同五巳年二月十一日兩替町に講席を立てらる。
寛政壬子地震	〔補〕寛政壬子地震	講席は講談所と唱へ其後修道館と號じ又其後明善堂と改む <small>(杉山氏家譜)</small> 寛政四子年三月朔日より地大に震ふ肥前國島原温泉山破裂せるを以てなり <small>(久留米)</small>
高山正之歿ス	〔補〕高山正之歿す	同五丑年六月二十七日上野人高山彦九郎榎原村浪士森嘉膳の宅にて屠腹して死す <small>(久留米)</small>
明善堂開校	〔補〕明善堂開校	同八辰年二月追手門内に校舎を再造し

大乘公薨去	〔補〕大乘公薨去	十一月落成十二月九日開校せり <small>(明善堂)</small> 文化九申年正月二十三日大乘公薨去せらる壽六十七 <small>(久留米)</small>
水天宮分祀	〔補〕水天宮分祀	文政元寅年九月江戸赤羽邸に水天宮を分祀す <small>(同上)</small>
使者屋成ル	〔補〕使者屋成る	天保元寅年狩塚門外に旅館を建つ <small>(同上)</small>
老人ヲ褒賞ス	〔補〕老人を褒賞す	天保十五辰年 <small>(弘化元年)</small> 正月封内八十歳以上の男女千二人に褒賞を賜ふ <small>(同上)</small>
大良公薨去	〔補〕大良公薨去	同四年四月二十三日大良公薨去壽四十八 <small>(同上)</small>
大險令發布	〔補〕大險令發布	同七年七月二十三日大險令を江戸邸にて發布せらる <small>(同上)</small>

義源公薨去

〔補〕義源公薨去 弘化三年七月三日、義源公薨去せらる、

御年二十五(同上)

汽船購求

〔補〕汽船購求 元治元子年、始めて汽船雄飛丸を購求す。(同上)

西洋人始メテ
來ル

〔補〕西洋人始めて來る 慶應二寅年十一月、英人アストン

長崎より久留米に來る、藩公及び國老參政等、柳原亭にて接
見す、此時我藩にては、外人始めて來れるを以て、人心騷然た

り。(同上)

幕府宇佐郡ヲ
託ス

〔補〕幕府宇佐郡を託す 同三卯年三月、幕府豊前國宇佐郡

五十九村を我が藩に託す(同上)

校訂 筑後志卷之五 終

校訂 筑後志卷之六

故人 杉山正仲 共編

故人 小川正格

後輩 黒岩玄堂 校訂

●州南事實

藩封

柳河城

●柳河城 山門郡に在り、今柳河を以て城地に名つくるもの、蓋し古名
による所なり、今猶ほ外城の邊小流あり、これを柳河と號す、

當城の地勢、東は深泥、其突る所を知らず、西南は滄海、廻り、北
は江河を帶び、水底泥濘あり、第二城より第三城に出る、門前
板橋を隍に架す、欄干橋と號す、外城より市中に出る、關門を

沿革

辻門と號す。市屋の北行く事數町にして井手之橋あり、又東
 に行く事數町にして瀬高門あり、これを追手とす。城南に一
 郭あり、鋤崎と號す。士臣の宅地とす。
 柳、當城は永祿中、瀨池近江守鑑盛創築して、其子民部少輔鎮
 漣に讓遺す。天正九年、肥前國龍造寺の城主龍造寺山城守隆
 信鎮漣を謀殺し、城を奪ひて、一族龍造寺上總介家晴をして
 守らしめ、終に其の居城たらしむ。天正十五年、豊臣秀吉公九
 州に發向ありて、累年龍造寺が掠奪する所の地を悉く沒收
 せられ、凱旋の時、筑前國博多に滞在ありて、九州の侯牧に關
 國を分與せらる。此時本州十郡の内、御原、竹野、生葉の三郡を
 筑前國に併せて、小早川隆景に賜ひ、山門郡四萬五千石餘、下
 妻郡一萬七千八百石餘、三毛郡の内一萬七百石餘、三瀨郡の

内五萬八千六百石餘、都合十三萬二千百石餘を、立花左近將
 監宗茂に賜ひ、當城に居らしめ、山本郡の内一萬百四拾七石、
 御井郡の内五千八十一石、上妻郡の内九千七十四石、三瀨郡
 の内一萬七百石、都合三萬五千石餘を、小早川藤四郎秀包に
 與へ、久留米城に據らしめ、三毛郡の内一萬八千百石を高橋
 主膳正直次に與へ、三毛の塚に居らしめ、上妻郡の内一萬八
 千石を、筑紫上野介廣門に賜ひ、山下の城を守らしむ。
 慶長三年、秀吉公薨去の後、同五年、關原の動亂起り、宗茂一旦
 石田が邪謀に與すと雖も、終に老中の所爲に非らざる事を
 察し、其臣薦野半左衛門を使節として、降を 東照神君に乞
 ひ、其身は柳河に歸城せり、粵に鍋島信濃守勝茂は、石田が催
 促に従ふと雖も、其父加賀守直茂は本國に在りて密に關東

に内通せしが、關原の一戰敗績の告を聞きて、信濃守が罪を謝せんがため、柳河の城を攻落し、關東へ忠志を顯さんと計り、手勢を隨へ、筑後川安武の濟を馳越え、大善寺を營地とし、先隊を五反田に進む。宗茂は是より嚮罪を關東に謝して、未だ應答を得ざるに依りて、自ら出馬を憚り、其臣小野和泉立花右衛門大夫を隊長として、從兵千三百餘を發して、三瀨郡江上邑に出張し、直茂が兵と挑戦して、忽ち鍋島勢を撃破すと雖も、直茂が兵士後藤左衛門同善次郎馳せ來り、筑後川鐘ヶ江の邊、八院邑より鳥銃を暴雨の如く放ち、一瞬の間に大利を得、宗茂の兵士遂に戰地を退く。此時黒田如水羽檄を直茂に馳せて、兵馬を收めんとを勸む。直茂即ち如水の意見を許諾し、酒見村に陣移す。加藤清正も亦如水と謀合し、宗茂に

下城のことを勸む。此時薦野半左衛門も亦關東より歸着し、東照神君の命を傳へて、其罪科を宥赦有べき旨を告ぐ。爰に於て宗茂清正の言に従ひ、居城を清正に屬し、肥後州に寓居せしが、其後江府に至り、土井大炊頭（おほく）に附りて愁訴せらる、依りて神君其志を諒として、奥州棚倉一萬石を賜ひ、年經て後、加恩ありて二萬五千石を領し、後年台徳公の命によりて、（○筑後封植録に元和六年八月、筑後州南一萬九千餘石を賜はり、翌年入國と記せり。）舊領柳河の城に歸住せらる。

三池、堡

●三池、堡三池郡にあり。 元和年中、立花宗茂の舍弟、高橋主膳正直次に賜ふ。今に於て子孫こゝに住居せり。

郡名 村名

山門郡村名

●山門郡 村員八十四（○原本一村を脱せり）

三池郡村名

●三池郡

東野志西野志古賀楠田今福原岩津龜尻浦新開江浦飯江宮部久福木三

飯江北關飯尾原野中原立山佐野小萩三嶺本吉大木河原内草場大塚藤
尾松延小廣田才力堤竹井中尾朝日大竹上小川真木下小川海津廣安有
富金栗長島吉里開堀切井手上堀池園北高柳瀬高上庄同下庄宮園南高
柳大江津留濱田下棚町上棚町高尾中島上久未鹽塚野田枝光木本波多
地吉富藤吉高島江曲四十四町柳河町五十町矢富彌四郎中矢加部下百町
江崎德増釜舟津吉開磯鳥鬼童島堀切新垂見中山正行今古賀上百町下
久末下矢加部二町新開築籠宮永
○南筑明覽には才力を財力に高尾を鷹尾に釜舟津を浦船津に、彌四郎を社
に、矢富を矢留に築籠を對米に作り、又別に皿垣眞弓等の村名も見ゆ

上妻郡村名

●上妻郡

四條野土窪木屋矢部大淵谷川原島山形邊原山代山崎兼松鹿子生鹿子

下妻郡村名

●下妻郡

本郷芳司吉岡小田山中坂田長田神院

三潞郡村名

●三潞郡

蒲池濱竹古賀田脇久々原津村小保一本網干間幡保

土産

- 骨牌
- 莞蓆
- 燈籠
- 陶器
- 溫石
- 紙類

- 骨牌 三池村の産なり。
- 莞蓆 山門郡垂見村の産なり。
- 燈籠 山門郡瀬高町の産なり。
- 半田土鍋土器 三潞郡蒲池村の産なり。
- 溫石 上妻郡北田村の産なり。
- 紙數品 上妻郡山中邊春兩村の産なり。

總角貝・竹蛭

海茸

進献品

●總角貝・竹蛭 海邊所々に産す。
●海茸 河海の會に産す。

〔補〕南筑産物、毎歲進献于東武之品物、

三月、風爐前土器、鹽鴨。
六月、和紙、海茸。
九月、土鍋、海月。
十一月、白干等。

地方名物

凡南筑産物土地名物

柳河紙子、

金栗菜飯、

本郷鹽、

早米木多菜粉、

高麗鳥

高麗鳥

斑白鳥也此鳥

立齊公

〔宗茂公〕

於朝鮮獲之而歸陣之後、

放領内其後種類多然南筑之外不産于他領（以上南筑明寶抄錄）

神社

坂本山王社

●坂本山王社 柳城中にあり。柳河府の鎮守なり。毎年九月初卯の日祭禮を行ふ。

祇園社

●祇園社 山門郡瀬高上庄町に在り。毎歲六月十五日、祭

祀を行ひ。假山猿樂等を興行す。

釜屋神社

●釜屋神社 上妻郡田形村に在り。河岸に一大磐石あり、

磐根三四丈高さも亦相等し。石根激水深淵にして臨む可らず。罔象女命を祭りて水神とす。故に其神徳河伯の難を除き、且つ牛馬の病に奇應あり。土民の瞻仰他に超えたり。元和中、米柳の封界を分つに及びて、河水を挾んで、北岸湯邊田村に勸請せり。

寺院

福嚴寺

●福嚴寺 柳城郭内に在り。立花氏の草創にして、臨濟派の僧これを守る。寺田百石を附す。立花家累代の香華院たり。

眞勝寺

●眞勝寺 柳河府に在り往年田中吉政の廟院にて、本願寺の末派なり。

天叟寺

●天叟寺 府下城外に在り。立花好雪(○忠茂公)其祖父紹運の靈牌を置き、供田五十石を附す。洛西妙心寺の末院なり。

清水寺

●清水寺 山門郡本吉村に在り。平城帝の御宇、大同元年、慈覺大師の草創にして、其規模洛東の清水寺に同じ。本尊千手觀音を安置す。天文の兵亂に罹りて破壊に及びけるに、立花宗茂再興あり。堂宇麗飾、遠望絶景の靈地なり。供田五十石を寄す。

金剛勝寺

●金剛勝寺 山門郡瀬高庄町にあり。地藏院と號ず。白川院御宇、永保元年の開基にして、當州眞言の僧録とす。金剛峰寺の末寺にして、毎州に之を置く。州内密宗を會して一宗の經

叙興寺

義を談論す。故に俗に談議所と號せり

●叙興寺 山門郡に在り。正保年中、立花氏東照大權現の靈祠を創建ありて、本尊千手觀音を安置せり。台宗の徒これを守る。寺田五十石を寄附せり。

谷川寺

●谷川寺 上妻郡谷川邑に在り。聖武帝の御宇、神龜五年の開基なり。寺門の仁王の像は、即ち行基師の作なり。建久五年、右大將頼朝卿再興あり。于時梶原景時察監を奉り、熊野別當湛増幹事たり。薬師を安置せり。

九品寺

●九品寺 下妻郡本郷村にあり。聖一國師の末裔、豊石和尚の開基にして、願主本郷氏某、入道本阿建立せり。東福寺の末院にして、阿彌陀佛を安置せり。

崇久寺

●崇久寺 三瀨郡蒲池村にあり。蒲池久憲の創建にして、

禪宗の寺院

聖一國師の開基なり。

●禪宗

宗傳寺 柳河府にあり。
 法恩寺 同上。
 城忠寺 三潞郡蒲池村にあり。
 圓鏡寺 山門郡瀬高上ノ庄にあり。
 崇勝寺 三池郡倉永村にあり。
 醫王寺 上妻郡北田村にあり。

寒山寺 同上。
 龍徳院 同上。
 二尊寺 山門郡大竹村にあり。
 帝釋寺 三池楢田村にあり。
 紹運寺 三池今山村にあり。

天台宗の寺院

●天台宗

横尾寺 山門郡大塚村にあり。
 玉林坊 山門郡宮永村にあり。
 建仁寺 下妻郡善院村にあり。
 光月寺 三池今山にあり。

満願寺 山門郡竹井村にあり。
 寶泉寺 山門郡瀬高下庄に在り。
 梅松寺 下妻郡坂田村にあり。

眞言宗の寺院

●眞言宗

白龍寺 山門郡瀬高上の庄に在り。
 瑠璃光寺 山門郡五十町村にあり。
 長久寺 柳河府にあり。

密藏寺 山門郡瀬高上の庄にあり。
 成和寺 山門郡梅ヶ谷に在り。
 常福寺 柳河府にあり。

法華宗の寺院

●法華宗

臺照院 柳河府にあり。
 明鏡寺 同上。
 本淨寺 山門郡瀬高下の庄にあり。

安壽寺 同上。
 本長寺 山門郡瀬高上の庄にあり。

浄土宗の寺院

●浄土宗

瑞松院 柳河府にあり。
 良清寺 同上。
 來迎寺 山門郡瀬高上の庄にあり。

玉樹寺 同上。
 光順寺 同上。
 引接寺 山門郡瀬高下の庄にあり。

一向宗の寺院

●一向宗

西方寺 山門郡瀬高町にあり。
 淨光寺 同上。
 極應寺 山門郡海津村にあり。
 本光寺 柳河府にあり。
 淨蓮寺 山門郡新村にあり。
 順光寺 柳河府にあり。
 淨顯寺 同上。
 西林寺 同上。

光勝寺 柳河府にあり。
 長榮寺 同上。
 雲隨寺 山門郡新村にあり。
 明尊寺 同上。
 光徳寺 山門郡竹井村にあり。
 西覺寺 同上。
 西光寺 同上。
 光國寺 同上。

長善寺	同上	等應寺	同上
西福寺	同上	寂然寺	山門郡竹井村にあり
和念寺	同郡磯島村に在り	來通寺	同郡原野村にあり
西樂寺	同郡同村にあり	光源寺	同郡瀬高下の庄にあり
正覺寺	同郡同上庄にあり	正安寺	同郡同村にあり
西念寺	同郡同村にあり	寶泉寺	同郡廣田村に在り
極妙寺	同郡堀地園村にあり	空托寺	同郡藤尾村にあり
勝滿寺	同郡堀地園村にあり	玉林寺	同郡大江村にあり
妙勝寺	同郡松延村にあり	龍本寺	同郡濱田村にあり
妙光寺	同郡松延村にあり	西勝寺	同郡吉開村にあり
淨光寺	同郡柳町村にあり	運行寺	同郡垂見村にあり
因福寺	同郡高尾村にあり	入正寺	同郡河原内村にあり
覺成寺	同郡高尾村にあり	淨弘寺	同郡高島村にあり
滿福寺	同郡松延村にあり	光滿寺	同郡江浦にあり
滿通寺	三池郡新開村にあり	明願寺	同郡今福村にあり
忍心寺	同郡久福木村にあり	妙正寺	同郡三池町にあり
安正寺	同郡三池町にあり	稱名寺	同郡田崎村にあり
願行寺	同上	托隨寺	同郡草木村にあり
圓覺寺	同郡白井村にあり	妙行寺	同郡湯屋村にあり
正光寺	同郡早米木村にあり	光榮寺	同郡にあり

知願寺	上妻郡北田村にあり	光濟寺	同郡山崎村にあり
覺正寺	同郡北田村にあり	專勝寺	同郡原島村にあり
光壽寺	同郡木屋村にあり	莊嚴寺	同郡矢部村にあり
芳澤寺	同郡土窪村にあり	極圓寺	同郡兼松村にあり
正福寺	同上	德圓寺	下妻郡本郷村にあり
傳教寺	同郡長田村にあり	西教寺	同上
光嚴寺	三池郡濱武村にあり	則善寺	同郡網干村にあり
行滿寺	同郡田脇村にあり	福報寺	同上
淨福寺	同郡小保村にあり	蓮心寺	同郡同村に在り
金蓮寺	同郡幡保村にあり		

古蹟

高田行宮

●高田の行宮 三池郡に在り。日本書紀に曰く、

景行天皇十八年秋七月辛卯朔甲午到筑紫後國御木居於高田行宮
(和以下)時有榎樹長九百七十丈焉百寮蹈其樹而往來時人歌曰
阿佐志毛能滿能佐鳥屋志寬那苑片霧伊和修羅奈開能佐鳥屋志
愛天皇問之曰是何樹也有一老夫曰是樹歷木也昔未儂之先當朝日照則
隱杵島山當夕日照覆阿蘇山也天皇曰是樹者神木故是國宜號御木國

埋木

〔補〕筑後國三池郡高泉村の地にて、今も其土中より、まれく出づる埋木、其質まことに堅實にして、水理歴水に違はず。又其地にも、ゆき橋と唱ふる所あるを思ふに、今の高泉は古の高田を譲れるにやあらむ。されば、此埋木は疑もなく、さなはしの枝などの朽ち残れるものなるべし。〔歴木辨序〕

行基橋

〔補〕景行天皇行宮址、在三池郡太間村内、按太間村中有三池氏城址、今爲園園間有稱居址、不耕地少許、謂此邊歟。〔内志卷〕

山下城址

●行基橋 下妻郡本郷村に在り。川あり大橋を架す、往昔行基法師諸國巡行の時、萬人行路の難を救はんがため、此橋を造れりといふ。

瀬高城址

●山下城址 一名人見城山門郡山下村に在り。蒲池志摩守鑑廣が守りし所なり。

高尾城址

●瀬高城址 山門郡に在り。黒木兵庫頭兵士これに據りき。

所なり。

吉岡城址

●高尾城址 同郡高尾村に在り。田尻丹後守鑑種の據りし所なり。

本郷城址

●吉岡城址 下妻郡吉岡村に在り。吉岡加賀守の據りし所なり。

今山城址

●本郷城址 同郡本郷村に在り。檀大炊介の據りし所なり。

三池郡名起源

●今山城址 三池郡今山に在り。三池鎮實これに據りき。

〔補〕三池山は今山村に在り。三池古昔御木、或は三毛に作る、俚俗の傳に曰く、建久三年三月十三日、本郡今山嶽、一夜間三大池を現出す。三池師貞之を鎌倉に上申し、遂に奏聞を經、勅命によりて、三毛を三池に改むと。後戰國の時に至りて、同氏累代の詰城とす。今に勢溜馬場等の遺址あり。〔筑後地誌略〕

〔補〕三池家譜〔南筑明覽〕に曰く、

三池始作三毛。人皇八十二代後鳥羽院御宇、建久三壬子年三月十三日、三毛郡今山嶽、一夜三大池出來、其外不思議多。於是領主左近衛少將三毛氏源師貞、於賴朝公而奏聞、因于勅命、改三毛文字爲三池。

車坂

〔補〕車坂、又車坂と。山門郡藤尾村。○現今清水村にあり、神功皇后攝政元年、皇太后山門縣に至り、土蜘蛛田津媛を誅し給ふ時に、車駕駐驛の地なりといふ、(筑後地誌略)

景行天皇陣營之跡在藤尾村曰車坂存于今一説曰日本書紀卷第九曰

神功皇后攝政元年春三月丙申、擊至山門縣、誅土蜘蛛田津媛時、田津

媛、兄夏羽、與車而來迎、然聞其妹被誅而避之。

云々、此時皇太后駐御、後人呼曰車坂、此說可證、(南筑明覽)

朝鮮松原

〔補〕朝鮮松原、山門郡本郷村にあり、東西一町四十間、南北凡十三間、矢部川の下流、柳河と瀬高川との分岐する所にして、翠色奔湍に映じ、景色絶佳なり。

傳へ云ふ昔時、立花宗茂朝鮮より凱旋せしとき、苗松を齎し歸りて、此地に植ふしと、(筑後地誌草卷)

氏族

蒲池久憲

●蒲池久憲 粟田口關白道兼卿の末葉、宇都宮左衛門尉

朝綱の後胤なり。久憲三代の祖、宇都宮藤原貞久、正平年中、征西將軍宮に供奉して、肥後國に下り、久憲が時に當りて、渡邊

黨蒲池氏が聳となり、其遺跡を領す。應永三年、大友親世と、菊池武朝と交戦の時、大友と志を通じ、當州竹井原に出陣す。菊池已に當國に亂入し、要川に戦ふ。利あらずして降る。久憲七代の孫蒲池近江守鑑盛、入道宗雪、其性勇義ありて、大友が爲めに守護すると年あり、大友遂に筑後十五城二十四頭の旗頭となす。天正六年、大友に従ひ、日向口に於て戦死す。其子蒲池民部少輔鑑漣に至り、代々蒲池の城に據る。中世九國動亂の時、當國の郡主等悉く大友に叛き、龍造寺に歸降すと雖も、鑑漣頗る英傑にして、龍造寺に降らず。猶大友と親睦す。隆信籌策を廻し、鑑漣を龍造寺の域中に招き、饗應善美を盡し、伏兵を設けて歸路を遮り、遂に鑑漣を討果せり。是より嚮き、鑑漣は蒲池の城地利を得ざるを以て、柳河の城に移り、妻子從

五條良氏

類悉く此城に在りし故隆信忽ち柳河の城を屠り其妻子を打滅す。蒲池家玆に於て斷絶す。天正十五年秀吉公九州分封の時其末裔蒲池兵庫頭鎮運に山門郡海津にて五百石を賜ひ立花宗茂の與力たらしむ。

●五條筑後守清原良氏 其先五條少納言清原頼元正平年中征西將軍宮に供奉し九州に下向し金烏の御旗を賜はり豊後玖珠郡に住し當國河崎庄矢部大淵等を領す其子左馬頭良遠相續し遂に上妻郡矢部高屋の城主となる良遠十一代の孫五條左馬守鎮定秀吉の幕下に屬し高屋の城を守る。後年肥後國に往き彼地に於て卒す其子五條統康幼名千壽磨と號す父と共に肥後國に往き矢部七郎左衛門と改む其子七郎左衛門長安加藤清正に屬す清正歿して後再び當

田尻鑑安

國上妻郡大淵村に歸住し子孫猶ほ相續し立花家に客仕し五條氏に復姓す。

●田尻鑑安 三池郡田尻村の地主にして大藏姓なり其子孫田尻親種田尻丹後守鑑種大友家に從ひ山門郡鷹尾の城主となる其子に田尻鎮種其舍弟に田尻親種あり天正年間龍造寺氏當州を侵掠する時蒲池鎮漣龍造寺が兵を引入る田尻鑑種親種蒲池鑑廣等防戦すと雖ども寡を以て衆に敵し難く遂に降を乞ふ龍造寺即ち三池蒲池が所領を沒收し田尻は武勇の道に長ずるを以て本領を與へて屬兵とせり。

三池某

●三池某 其先は正五位式部大輔齋院次官藤原親能なり右大將頼朝卿の代三池郡を領す後年三池秀俊三池郡今

安東省菴

山の城主三池鎮實あり。天正十五年、秀吉公九國分封の時、三池上總介鎮實に、三瀨郡の内千石を賜ひ、立花宗茂の與力とす。

●安東省菴 名は守約、柳府の儒臣なり。松永昌三が門に遊び、晩年明人舜水朱之瑜を師とす。著す所省菴文集、初學心法等あり。

文苑(○勝地)

金目川

●金目川 山門郡にあり。汰といへる地より、小萩村へ往還の路傍に小川ありて淵あり、其の末は支流三に分れて流る。

〔補要川〕は、源を眞弓村の山中に發し、重富村を経て、飯江村に至り、飯江川

と號す、竹井、海津、大神の諸村を過ぎ、瀬高川に會す、長さ三里十七町餘

〔補要川〕歌

小萩よりゆすり出たる要川

扇のたかき浪や立つらん

此歌は西行法師歌也と云ふ、又古老傳曰、元暦亂平家、殘黨奔走而到于、此所而被斬首辭世歌也、兩說未詳、可考〔南筑明覽〕

●小峯野邊 所在未だ詳ならず。

●布引川 山門郡野田村にあり。

●北關 所在未だ詳ならず。

〔補北關〕は、山門郡の東南隅にありて、三池郡の四個村に接す、〔村原町〕の

南約一里、萬里小

路村の地なり

其間左右高山にして、道路一條を鑿通す、今此處を背

戸と呼ぶ、中略、肥後國南關迄一里十八丁餘あり、蓋し、山門郡の名稱は

此地天然の山門をなせるによりて、起りしものならんか〔筑後地誌略〕

〔補南關北關の間を大津山、又大水山と呼び、古歌に萬里の森、松風の關と

詠ぜるは此地とぞ〔肥後國志〕

〔補松風關〕從北關越す四個村地通也、本名曰、大津山關、往古筑後肥後界也、

和歌手引曰

小峯野邊
布引川
北關

肥後の國萬里の森より西に當る

今此所曰背戸たつの瀬かはやまつかの關

今此所曰背戸たつの瀬かはやまつかの關左右有高山而要害堅固之地也(前筑明覽)

黒崎

●黒崎 三池郡に在り。州南管中の勝景なり。其詳なるこ

と、安東守約が賦に在り。其辭に曰く

黒崎ノ賦

柳河多名山然兼海美者莫黒崎若也予幼事仕進壯事遊學故未嘗一投足
勞目也今年歲滿卦數宛其死矣悔豈可及家姪元默之居隣之遊以鞍馬於
是與子守直歸孫永洵載酒赴之時維首夏之朔新樹呈綠殘花猶散老鶯籟
口狂蝶趁人山下馬逐武而上緩步從容恣心日之寥朗南則三池雲泉諸
山嶽聳嵒如百千螺髻出沒銀濤中洋溟渺瀾沃日泊天遠帆擊汰舳艫相
連陽候砂碓山起雲選童遊魚鼈捷善飛颺人漁子罾擗比船欸乃聲響谷
應嶺傳岸畔之石如掛如揮如擲如臥如立如屏如桁如劔戟如几筵如
鳥翼如馬蹄大者如阜平者如秤千態萬狀累々乎莫能究其形也西則城郭
闕閭雜選鱗聯麗譙浮圖傑出其間曹翫樹陰眺望四隅空晴景明總似畫圖
拈酒而歌聯句而遊不知天地之爲一粟身世之爲一漚也惟夫百年悠悠如
夢一覺年老旋轉如車之轉吁世之利路日驅役々擾々豈知有山水風月娛
耶昔者榮公家貧鹿裘帶索鼓琴而歌自謂有三樂也予衣食裁足不可謂不
富齡既踰六都七不可謂不壽然則是遊也山水風月詩酒興酣如以此數者

其樂豈止于三歟既而夕陽在山牛羊下來相與至元默之居此豈蓬萊哉
子姪皆曰山有常而人無常不可不記竟作賦以使後之遊者知此事云

校訂筑後志卷之六 終

校訂筑後志卷之七(附録)

故人	杉山	正仲
故人	小川	正格
後輩	黒岩	玄堂
		校訂

疆域

筑豊境界
 生葉郡小鹽村高井嶽、同郡星野村熊渡山、同郡矢部村御前嶽、同村三國山、同郡北矢部村黒塚山各峯の中央を以て、筑後豊後兩州の境界とす。

肥筑の境界
 筑後川有王淵より以東、川の中央を以て豊筑の界とす。以下、生葉郡より竹野郡床島村に至り、筑後川向岸水際を以て、前後兩筑の堺とす。是より以西、御原郡津古村に至り、村地を以

米柳の境界

て、兩筑の界とす。御井郡より三瀨郡榎津河海の港口に至り、筑後川向岸水際を以て、肥筑の境界とす。上妻郡より下妻郡今寺村に至り、矢部川中央を以て米柳兩封の境界とす。以下榎津に至り、村地を以て米柳の境とす。

形勝

地勢

米管八郡の内、御井、御原、下妻、三瀨の四郡は、其地平坦にして、悉く田圃なり。故に、諸穀の産尤も夥多なり。其地位を量るに、北極地を出ること、三十三度強にして、夏晝、冬夜の長極五十九刻強、同じく短極四十九刻弱なり。

氣候

氣候は暑寒俱に節にかなひ、東武に比すれば、暑酷しくして、寒稍薄し。九州の地にても、西南の方薩摩の地に比すれば、暑

薄くして寒尤も烈し。

山川

鳥帽子石

●鳥帽子石御原郡三瀨村立石山にあり

里老傳へいふ。此石は同郡上岩

田村老松社神境の石と、同郡高樋村白石社境内の石と、俱に土中にて綿々と連続し、其里程二里餘の、一磐石なりと。

牛泣清水

●牛泣清水上妻郡星野村の山路にあり

其阪徑峻峻にして、人馬大に煩渴

す。然れども一たび此清水を掬すれば、忽ち氣力爽かにして故の如し。故に近世碑を建て、其利を往來の人に示す。其詳なること、碑銘に見えたり。其辭に曰く、

筑後州箕山牛泣清水碑
筑後州星野之民會請熊野三社神一牛自神輿驗箕山之東嶺山路羊腸不堪重負抵此號泣淚隨下矣供奉人感而不得水於石隙而飼牛牛則進其

水清冷今尚涓々而流山老野父往來供渴山中亦有繫牛石云妹川故保里國武定治有志願而數所建願王石像今又此所竄一尊而利益往來就余求之記余乃記所聞
(關陵は筑前國志波村の僧なり兩夜禪師と號す) 草庵沙門關陵書

夜明莊

●夜明莊 三漕郡夜明村の中に三漕の地名あり古は水間或は水沼と書せり故に往昔三漕郡中を都て夜明の莊と號せり。

浮島

●浮島 同郡浮島村は筑後川中の洲渚なり慶長年間肥前州の土民邪謀を構へ來つて葭を植ふんとす同郡江島村の村老惣右衛門嚴にこれを制して近づけず後年惣右衛門彼地に移住して江島村と稱し肥腴の田畝となる後村名を轉じて浮島と號す。

筑後川兩岸の争

●筑後川を隔て筑前國長淵村に隣りて竹野郡行徳村の屬地あり(緯は正編に見えたり)寛永年間長淵村の村民多勢を黨與し行徳

の屬地に亂入して秣を採らんとす行徳の農人これを制すれども聞かず剩へ慢言訕訕す行徳の農夫彌左衛門其子吉左衛門憤怒に堪へずして弓を以て忽ち二人を射斃す即ち官廳に訟へけるに長淵の土民邪曲非義著明なるを以て住地を追逐せられ彼彌左衛門父子が功勞を褒賞ありて射術習練の地若干畝を賜はり時の執政某より手づから弓矢を與へ佳名を一時に彰はせり。

凡筑後川の古證正編に著はせり今其脱漏を記すこと左の如し。

慶長十三戊申年中筑後守吉政下田菅塚兩村へ與へし下知狀に曰く

爲御意申入候

一下田村

一菅塚村

右兩村の百姓は所々の沙堤川堤之普請被爲仰候筑後川を相越余之
普請に相掛り候事被成御停止候間可有其御心得者也
慶長十三年十二月十三日

清水佐右衛門(花押)
荒川勢大夫(花押)

脇坂兵助殿
大野木甚右衛門殿
小犬塚太郎右衛門殿
村々庄屋村々長百姓散使云々と

堺川の説

又筑後川の邊御井郡荒瀬村より得川を堺として西南の方
は肥前の國なり是より川下も南の方赤江川の末流までは
對州侯の領知にして田代と號する所に縣官の第宅ありて
對州より常に郡官を置いて事を裁す赤江川より下川向の
地は佐嘉侯の領分にて三根郡下野村と稱す此大河筑肥兩
國の堺にて肥前國よりは堺川と稱し川の中央を以て國堺
とせんと欲す然りと雖も天下發行の古書に堺川の名稱未

だ見る所なし譬へば矢部川をさして俗に堺川と呼ぶに同
じくして肥前一州の俗稱たること明かなり然れども動も
すれば筑肥互に堺のことを争ひ雙方より川岸除水のため
に河中に數箇の除水堤(方言荒箇と號く)を設けて河水を遮るに依て
霖雨の時節洪水に及ぶ毎に水上の數郡及び田代邊の村邑
水害に苦しむこと甚し茲に於て天明四年甲辰 官公吏
をして檢察せしめ翌乙巳年筑肥兩管の行事官和熟して水
行を順流し水難を除くことを計るべきよし執政より命あ
りて撰典松本豆州をして對州の老臣何某に告しめらる故
に筑肥對三家の有司商量熟談し除くべきを除き或は半を
毀ち或は川岸の高き堤を削りて低防とし或は新に雍地を
疏して支流を設く従つて洪水の溢ること半を減じ庶民
稍其患を免る。

久留米城と筑後川

總じて久留米城は筑後川を以て險要とす。故に他邦の人は論に及ばず、自國の人と雖も、哺時を過ぎて後、城邊の河中に於て通船を許さざること、毛利田中兩主の時より、今に至つて嚴禁とす。然るに肥前の人巧みて其法禁を犯し、船を漕通し、或は漁をして常に穩ならず、故に本州對州の吏人相俱に計つて肥州の吏人何某に諭し、熟議して以來、肥前の河艇本州の直廳に符を出し、鑑改を請け、瀬の下の河中を通船し、米城の邊の通船及び漁することを禁斷して、三家の有司相俱に永く其法禁を犯すべからざること誓諾し、再び舊時の制度に復し、雙方永世の規範となれり。于時寛政元酉年四月也。

羽犬塚の由來

○羽犬塚上妻郡にあり 里老傳へて云ふ、往昔兩翼の犬隠れ住んで、往來の人馬を害す。秀吉公九州征伐の時、狩してこれを殺

祇園原

し、此所に埋めて石碑を建て、羽犬塚と號す。後年民家を建て、驛所となれり。

●祇園原 大友興廢記に曰く

天正十三乙酉年筑後國久留米にて、豊後勢并びに立花道雪、高橋紹運と肥前國龍造寺隆信と合戦の時、大友宗麟より、諸士に與へたる感狀に曰く、

今度至久留米、祇園原龍造寺打出候刻、紹運軍爲先手合戦之砌、討捕矢也。肥内粉骨之働、誠感悅候、爾可勵忠節、非肝要也。追而可賀也。猶丹後入道可仰者也。恐々謹言。五月十五日。宗麟。

野上清四郎殿

今按ずるに、祇園原は今外城の内にある、祇園社の地なり。往昔は原野にて、松林多くありける故、其名ある歟。

●福童が原 異本太平記に曰く、

菊地肥後守武光五千餘騎、正平十四年七月、肥後を立ち、中略高良山水、繩山に陣す。七月十九日、福童原に合戦す。と今案ずるに、御原郡東福童西福童兩邑の地なるべし。

福童が原

三池の炭田

發見

〔補〕三池の炭田 文明元年、三池郡稻荷村の農傳治左衛門夫妻薪を山中に採る、天甚寒し、落葉を燒きて暖を取る、偶々一大石の少しく地上に露る、あり、火に遇ひて、輒ち燃ゆ、夫妻大に喜び、地を掘ること數尺にして、忽ち礦脈を得たり、之を發見の始めとす（築後地誌略）

是より數村の内、薪炭の料採つて以て乏しからず、後、五平太といふ者あり、販路を開き採掘を業とす、故に石炭を稱して五平太ともいふ（築後地誌略）

三池の探炭は嘉永の比初めて之を試みしも果さず、其探炭業の政府に歸せるは明治六年（三池礦山）にて、同九年に至り探掘方法を改正す、即ち蒸汽機關を裝置する等、専ら西洋の方法に則り、又其運輸に於ては、坑外車道自轉車等を設置し、河渠を擴濬し、水門及び搭載場を建設し、大牟田の海底を浚除す、明治十一年に至り略、竣功し、坑業運輸兩ながら一時に面目を改めたり、既にして集治監を此地に置き、其囚徒を以て探炭の役に従はしむ、明治二十一年營業の不利なるを見て（四百餘萬圓）之を三井氏の經營に附し、鐵道を布き、航路を開き、専ら利權を疏導せしむ（大日本地誌）

三池炭田、三千餘町歩、八尺及び六尺の二層あり、水準下千五百尺迄の炭量、一億五千萬噸に餘れり、此炭田は我國第一の炭田にして、百般の設置悉く完備し、將來最も有望なり、唯其炭質粘結甚しきを以て、此特性を利用せざる普通の燃料としては、稍、其使用に苦まん、且つ硫黄を含むこと少量ならざるを以て、製鐵及び鑄鐵用に使用すること能はざる憾ある

炭質

船小屋の鑛泉

來歴

〔補〕船小屋の鑛泉 下妻郡下妻村尾島、宇東古賀原（此地に土木川の船を藏す、故に又船小）に冷泉あり、温めて之に溶して効あり、此地矢部川の沿岸に枕み頗る風景に富み（み）近時船小屋八景を撰、初夏の候は螢火多く、又香魚に宜し。

今其發見の山來を尋ぬるに、初め矢部川の支流松永川の堤下に沸水あり、土人呼びて雀の地獄と云ふ、蓋し禽蟲等往々其水氣に觸れて死する者あるを以てなり、文化の頃までは、人其効能あることを知る者なし、其後老人ありて、疝癩に惱み、一日偶然此に水浴して効あるを覺え、數日にして平癒す、是より後小瘡を病む者は、其土砂を取りて指間を摩擦し、手足を傷くものは、其水を以て之を浸すに、各其効あり、爰に於て土人噴々其効能を稱するに至る、文政十年丁亥三月、舊新庄組内の協議を以て堤内に一井を鑿つ、其後大洪水ありて堤防を破毀し、井泉に及び修復すること能はざりしといふ。

現今の井は堤外にあり、清水なれども稍、鏽氣あり、刺戟性の酸味あり、温のみ、而して此炭田至難の業は排水なり、上盤の地層砂石なるを以て雨水を透過す、而も現況を以て考ふるに、一箇年七十萬噸を産出し得べしといふ（地誌學）

現今探掘せる炭坑の主なるものは、大浦七浦宮の原、勝立萬田等にて、日々の探掘高數千噸にして、内國の需用は勿論、上海天津香港新嘉坡其他歐米諸要港に輸出せり。

米海學館沿革

〔補〕米海學館の沿革大略左の如し

- 一、天明五年二月十一日、兩替町に講席相立てらる(杉山氏)
- 一、同年五月廿九日、兩替町講席閉講、其後野塚御門内に引移り、修造館と號す(太田氏)
- 一、天明八年正月、修造館講席閉講(同上)
- 一、寛政七年正月七日、講席所消失す(西記)
- 一、同八年二月、追手門内に地を下して再造に着手し、十一月十二日落成を告ぐ、同月二十六日、講席所の稱を廢し、明善堂と改む、十二月九日開校す(同上)
- 一、安政六年校舎狹隘を告げ改築し、北部を文館とし、器に依りて明善堂と稱し、漢學講習の場とし、南部を武館とし、講武樹と稱し、鎗劍等の講武場とす(同上)
- 一、明治四年校内に洋學校を併置し、英學教授を開く(同上)
- 一、同五年漢學校を廢し、一番小學となし、明善小學と稱す(同上)
- 一、同年十一月二十日、洋學校を三浦郡宮木村に移し、柳河洋學校と合併し、宮木中學校を興し、明善堂内に其支校を置き、成澤洋學と稱し、英學を教授す(同上)
- 一、同六年三月、采葉女兒小學を併置す(同上)
- 一、同年五月、講武樹跡を以て醫學校となす(同上)
- 一、同八年八月二十二日、小學教師講習學校と改稱し、學則を編製す(同上)
- 一、同年九月二十五日、附屬小學を併置す(同上)
- 一、同九年六月二十一日、久留米師範學校と改稱す(同上)
- 一、同十一年七月十日、中學及び中學校を併置す(同上)
- 一、同十二年六月二十五日、久留米師範學校廢止せられ、九月九日、久留米中

〔補〕大八洲遊記に曰く

學校となる(同上)

七日晴、長野誠來謝(中)、談及眞根子祠(云)、社在生松原、距此不遠、又云、逸史等記、小早川納言建學之事、此地竟無校址、余後問之、長州人納言實欲以毛利秀包爲校、故其寶器遺首等皆在秀包家、秀包當時領筑後、在久留米、納言所建學校、非筑前、在久留米、逸史以爲筑前者誤也。

柳河城

城下小路

〔補〕柳河城 山門郡西裔而北、隣三潞郡、第一第二城、石壘數十丈、而池水灌岸、而徑及四十間、有板橋、橋南面第三城、環城而向、城池外城爲堀者、幾重外、郭東構北折、而雉堞架高樓者、號壯門、此爲市朝之限、有大陸高壁、市廛北行數町、而又有關門、以江河爲切要、長橋橫波上、是號非手橋、此河水東山流出來、西可一里、而入于海、隨日夜滿干潮、而商船旅艇往來絡繹矣、此江水流泥潭深、而不得馮河、以竿窺淺、深入泥數丈、不知所究、又盛東行可十町、而有潮高上下兩庄町、又東南隅行四里、而至肥後南關、筑城四町、城南曰鋤崎、有士臣仕者之居家、民家、城西名沖端、漁人多家焉、業網罟、捕魚鱗、且取水、母海葦者爲天下美物矣、每歲獻城下西南回折、而爲耕田者、幾千町、依爲菅腹之地、其租稅及一萬石、間多民家、成居邑、及二十町、加旂城內亦往々有屯田、又西南面者、滄海波濤激厲、而斥鹵可一里、自非隨潮漁舟者、不能寄大船於渚、汀東沼泥深、而不能徒行、堀亦重々北、江河深、而不得入、足(秘鑑)

城下小路 城東本小路、奧州小路、袋小路、大屋小路、城南茂菴小路、宮

關梁

永小路(城西外小路)城北坂本小路藥師小路柳小路。
關梁 從辻門到沖端口本丸橋大小十六從外山輪到本丸門數十。
(惣曲輪番所瀬高門井手橋口枝光口外町口藤吉假橋口沖端舟濟口。
(遠見番所小保町新田村沖端口城下新田村江浦村黒崎村横須村以上
七箇所(明抄南筑))

花島

花島 郭内西南隅有一亭名花島君公別業也。
居之地亭前遠近絶景也名集景亭有八景(明筑) 英山公(成公)之時爲隱

神社 寺院

榊原天満宮

●天満宮御井郡榊原村にあり 里老傳へいふ菅公太宰府に左遷の後、鄰州より用度の料を進献せしに、當州よりは毎歲榊原村より献ぜし故、自ら菅公の所領の如く成れり。其ちなみに據りて、後年太宰府の菅神を茲に勸請せり。神像は源頼朝卿の尊信ありし靈像なり。今同郡南蕪(なぐさ)の地より榊原村に至る

道路に小橋ありて、古名藍染橋と號す。是れ太宰府藍染川の名に依れるものなり。祭禮每歲二月廿五日、九月廿九日、十一月八日に執行す。其緯の詳なることは、儒官合原餘脩の祠記にあり、其辭に曰く、

久留米城東數百步外榊原村林叢中有菅丞相祠。祠官相傳曰、當後鳥羽帝御宇、此州刺史尊信、太宰府天満宮、文治五年立祠于茲、而勸請奉安并置祀田行宅云、天文初羅兵燹、記册文曆隻字不遺、故其祠制祭儀皆不傳、而刺史姓名亦失、惜哉。天文以來百數十年、其間事實亦不復記、識者憾焉。遺老語曰、寬永四年春、先君從四位忠賴君、獵于農郊、遙覽祠屋、漏林、還命郡吏、樹四邊松、至今二株尚存、南邊老松是也。星霜數移、祠宇就荒、神行之場終化、梵刹廟食、田多兼、家右、雖然、村民猶耕其殘田、而歲時禮薦、無闕、正貞宜有志、嘗與父老謀、多方訪索、以貸銀若干兩、元祿年己冬、經始神殿、翌年春、新成、貞宜沒、子貞興繼其志、募資都邑士庶之間、今年秋、遂新拜殿、又勸、中出錢、而買田三畝、加之祀田、神司田中寬意爲人質、實能守其職、庶幾亦有振矣。有粟生秀正者、告老、棲遲、茲、每召寬意與語、至言神道之衰、則俱掩淚、太息久之。一日、寬意請曰、世有菅公事蹟之畫、皆依浮屠之說、失其真、甚矣。子擇其不誣者、圖之、始終燦然、以揭、邨、民、則、所、願、也。秀正辭、弗、獲、乃、據、貞、原、篤、信、所、著、故、實、教、畫、師、狩、野、邑、信、描、其、實、蹟、既、成、屬、予、贊、之、贊、曰、

府中天滿宮

●天滿宮御井郡府中 里老傳へいふ菅公太宰府へ左遷

の時高良社へ參拜の爲め此地にて官服を召され傍の石に
天の一字を書し置かれけるを即ち刻んで今神體に安置す
と故に古より俗に袴著の天神と稱す。

東林寺天滿宮

●天滿宮靈松山東林寺にあり 東林寺の老僧玄鏡疾ありて筑前

國武藏の溫泉に浴せんが爲め旅亭に宿しけるに同所武藏
寺に在ます菅神の像を持して歸ることを得たりと夢みけ
れば夙に起きて武藏寺に詣て住僧定應法印に語る僧聞い
て其夢の奇なるを感じ吾に累年天神の木像あり傳へいふ
菅公の御自作なりと故ありて當寺に傳來すといへども邊
鄙の村院にして世人普くこれを知らず只徒に安置するの

忠精其日遊瀛無傷文章蓋世謙通有光於戲官公之才之德誠不致仰
勅稱天神四方奉祀赫分靈千載如在於是乎書其始末使後之君子有考焉
享保己亥九月二十五日 合原餘脩謹記

小川天滿宮
神像

み今幸に夢の告に任せ貴寺に納むべしと應諾して彼の老
僧に屬せししもの即ち此宮の神體なりといふ。
●天滿宮鏡の神像 竹野那小川村の農夫小川新左衛門
が家に安置す其緣起に云く

延喜元年菅相公筑紫へ配流の時其臣内藤五郎と云へる者從類二三輩
隨ひ來りて奉仕しけるに自ら尊像を鏡に摸して之を書き彼の輩に賜
ふ同三年太宰府にて薨御の後内藤五郎が輩此所に住居しけるが後世
小川の家傳來せり古より其篋笥を開くことを許さず然るに往年本
州北野天滿宮の座主林松院此神像を拜せんと欲し篋を開かんとしけ
るに敢て開けず既にして篋を碎き開かんとせしに忽ち昏倒して類く
ことを得ず彼僧大いに恐懼し百韻の連歌を奉納せんことを誓ひ不日
百韻を奉納せり其一軸今新左衛門が家に在り。

松尾大明神

●松尾大明神上妻郡吉田村にあり 里老傳へいふ上古天照大神
吉田の庄岩戸山の峠に僊幸ありし舊蹤に方四間の岩窟石
壁等數多ありけるを江城營築の料として田中久兵衛主こ

鞍護靈神

れを毀ちて、將軍家に獻せんとしけるに、西海にて船覆り、水主ともに沈没せりと、寛永中農長孫兵衛と云ふもの靈夢を得て彼の神跡に此の神を勸請せり。

〔補鞍護靈神〕三潞郡西久留米にあり 里老の言に曰く、昔馬具師某姓詳ならず 春林公丹州福知山より、久留米の城に改封の時、御供に屬し、後西久留米の地に住す、往昔は此地林にて民家たえてなく、彼の鞍師のみ住めり、故に鞍打村と異名せり。碑石に萬治の年號あり、文化五戊辰冬十一月祠を建て、靈神とあがめ、毎歲十一月十一日祭祀を行ふ（此一項後人増補）

弓頭神社

〔補弓頭神社〕三潞郡高三潞村に在り、祭神は水沼別の始祖たる、國乳別皇子景行天皇なり、抑も此皇子は、景行天皇の熊襲親征の爲、筑紫地方に留躰せし、時降誕せられて、後に水沼別となりて、此國に下向し給ひ、高三潞の地に御所を定められ、筑紫國造として、久しく下土を鎮め給ひたりけん。

桃青靈神社

本社の古傳説に、神功皇后征韓の御時、弓箭の督將にて、彼土に渡航せし、より、弓頭大神と稱へ奉れる山見えたり、又本郡宮本村玉垂命神社所藏の、建徳元年の古縁起に、武内大臣高三潞廟院にて、弓頭大神皇子と軍議の圖あり、こは征韓以前に、皇后山門郡なる田津津媛を征討し給ひしときなど、路次なれば、此の御所に、大臣も訪ひ参らせられけんを、廟院とは社説に傳へしにや。

御墓は、烏帽子塚とて、本社の西北三町許に現在せり（高六丈餘、其壯大なること、山陵に異ならず、此地を、高三潞廟院と云ひて、古昔は、嚴然たる殿宇ありしを、今は、一株の老松を標とせるのみ、其兆域の如きも、今は、開墾にて明ならねども、細に實地を檢するに、東西八十餘丈、南北三十丈餘の所は、遺址を存せり）（弓頭神社原山、及中村水城氏取調抄録）

〔補桃青靈神社〕御井郡高良山の麓なる、御手洗橋に臨みたる、小高き所に、豊咄咄命の鎮座し給ふ、水といふ新清、其傍を登ること、凡そ二十歩餘にして、桃青靈神の御社あり、其起源を尋ぬるに、當國竹野郡田主丸村に住める、十寸穗庵良山子は、深く風流の道を慕ひ、多年祖翁を神明に崇め奉らんことを、甲乙と謀り、寛政三年辛亥の歲は、祖翁の一百年の忌辰にも當らせ給ふより、はるばる京師に杖を曳き、神祇伯王殿へ訴へければ、其志貫き、乃ち靈神號を許されたり、其驗翰は左の如し

今般世燕翁靈神號、依願伯殿被爲有御染筆桃青靈神也、仍驗翰如件

神祇官統領神祇伯王殿家
雜掌 美濃介貫直 奉

寛政三年辛亥四月

前の諭翰を拜受して、十寸穗庵良山子は直に歸國なし、高良山御井寺の住職傳雄僧正に乞ひて、即ち新清水觀音堂の傍に地を相し、祠堂を建てたりといふ。神前に碑あり曰く

歌は出雲八重垣、連歌は甲斐の酒折社、俳諧は筑紫の高良山に桃青靈神在して、永く風流の道を守護し玉ふ

今よりはぬさともならん、枯尾花

江州粟津義仲寺 重厚

寛政五癸丑十月建之

其後星變り世移り、文政十一子歳の風災に罹り、祠堂大破に及びたるをもて、良山の花遊、東林寺の花林、久留米の雨中庵杜有、其他の諸子、相謀りて天保二卯歲十一月之を再建せりと云ふ。其石祠の裏面に左の文あり

佛詣の太祖芭蕉翁は、普く世の人の知る所なり、其業陰に遊べる好士の、すさびとして筑紫しりの國ぬれせぬ山(高良山の異名)に、たまははふ神と祭らんことを從二位實延主にねぎて、桃青靈神とあらはし、玉垂の宮と光を同くし玉ふは、寛政三辛亥の歲にぞある、諸人仰ぎ辱み賽の鈴の音絶えまなかりしが、思ひきや去にし文政十一子の歳の野分に、御祠大破に及び、こたび志を合せて、玉かしはもて御祠を營み、行末巽二の災かのがれんと、の計りなり、千早振神の人をしてなさしめ玉へるならんか、掛巻も畏きいさをしならざや

篠山神社

今日に至るまで、儼然として在すは、即ち右の祠堂なり(中原氏)

〔補〕篠山神社、俗に御寮、縣社にして、社地東西五十三間、南北八十七間、面積四千一百七十一坪なり。此社は舊久留米藩主有馬家祖先元和就封以來、殆ど三百年愛民の情深く、特に藩祖有馬豊氏公并に頼永公治封功績少なからざるを以て、士民等追慕の餘、久留米篠山町の舊城址に社宇を建設して、其靈を祭らんことを請願し、明治十年七月二十五日許可を得、同十二年七月十五日、社號篠山神社と稱し、縣社に列せられ、同年十一月十五日落成鎮座せらる(筑後御井郡久留米町誌) 現今四月三日、四日と、九月廿九日、三十日とに春秋の大祭を行ふ。境内清閑にして、山川田野の眺望絶佳なるを以て、賓客常に絶えず、茲に八景の勝あり、曰く

古城老松、柳原曉蓮、楓岡紅葉、東野春露、
江南曉鐘、箕山秋月、紫川煙雨、四山暮雪。

境内八景
三柱神社

〔補〕三柱神社、俗に新宮、山門郡宮の内村字高畑に在り、文政九年二月立花左近將監鑑賢の創建(遠八)する所にして、戸次道雲(鑑連)立花宗茂及び其夫人(閨千代)の三靈を祀り、明治八年十月廿五日、縣社となる。地境廣潤(社地一萬八千坪)樹木森蔚、四時の勝に富む、故に遠近來り賽する者甚多し、毎年陰曆三月十六日と、八月十六日との兩度に祭典を行ふ(筑後地誌草記案)

招魂社

本社の境内に高畑官祭招魂社あり明治元年十月十三日の創建に係り慶應四年六月廿八日陸奥國新田坂に於て戰歿せし勇士八人の英靈を祭りしが其後日清日露兩戰役にて國事に殉せし人の忠魂を合祭せり(三社社祀)

宮陣神社

(補宮陣神社) 三井郡(昔御)宮陣村大字宮瀬にあり此地は往昔征西大將軍宮懷良親王御陣所の址なり此社は其始め船曳鐵門武田巖雄森崎正義等の有志者相謀り矢部の山中に御奥津城を遺し給へる後征西大將軍宮良成親王の靈を慰め奉らんとて明治十二年の頃三井郡合川村字宮盾の地に私に一小祠を建て宮を奉祀せしが同二十一年十一月に至り今の地に移し同三十五年十一月更に社殿を改築し毎年十月廿四日祭典を營めり現今地方の人士懷良親王の神靈をも合せ祀られんとを計畫しつゝあり今本殿遷座祭の祝祠を得たれば左に之を掲ぐ

挂卷毛恐支

後征西大將軍良成親王命乃奇伎御魂乃御前爾齋主武田巖雄恐美恐毛白久芳野宮爾御宇天皇乃大詔乃隨爾汝御子命波此乃筑紫國爾下向來氏五月蠅成許多乃凶徒等乎防退打伎多米給比
大朝廷爾御心乎盡志給比御功績等乎萬代兼氏忘奉其儲登此國內乃誠實乃心深伎者等相議氏御魂乎齋奉鎮奉登此乃宮瀬里中爾皇叔乃親王命乃植給比愛給比香細志梅乃老木加許乎宜登選定米天

將軍梅

之御蔭日之御蔭登造仕奉留此瑞舍乎安宮乃靜宮登千代爾動事無久萬代爾遷事無久鎮座(下略)
境内に將軍手植の紅梅あり世に之を將軍梅と稱す老幹槎枿として繁茂せり花時には四方の志士墨客杖を曳く者絡繹として絶えず明治三十三年有志者相議して樹の傍に紀念碑を建つ其文に曰く

將軍梅紀念之碑

正平十四年の秋 後醍醐天皇第九の皇子征西將軍一品式部卿懷良親王菊地新田五條諸將の兵四萬を率ゐ賊兵六萬と筑後國大原野に戦ひ給ひしとき陣營を此地に置かせられ御手づから麗しき紅梅を御陣所に植ゑ給ひしが年を経るに従ひて幹枝鬱蒼として繁茂す後の世に之を將軍梅とぞ稱へける花の盛は今も猶清香馥郁として掬すべければ愛國勤王の士を始め文人雅客遠近より來りて賞觀するものいと多し明治三十年の秋筑紫の野にて二箇師團の大演習ありし時陸軍大將小松宮彰仁親王殿下は其總督として御四下ありき當地の有志者豫て此の建碑の事を發起してありければ殿下に此の由を申して御揮毫を請ひ奉りしに御嘉納ありて御下賜の榮を蒙りたり有志者欣喜して千數百圓の義捐金を募り拮据工事を起し之を貞石に刻みて建設せり因て其始末の大要を碑陰に記す

明治三十三年三月

三井郡長從七位 渡邊村男謹誌

遍萬寺

此の紅梅は、石の玉垣を廻らし之を保存す、明治維新前は木柵なりきとぞ、此地の庄屋を楠氏と云ふ、常に此の親王御手植の記念梅を保護せしより、無難なりし由傳聞す、又大原野合戦後、菊池武邦といふ者、僧となり此梅の東方に草庵を建て、宮の冥福を祈りしと、之を遍萬寺といふ、庄屋の楠氏も、遍萬寺の菊池氏も、今に其子孫現存せり(征西將軍復讐親王御墳墓考)

慶應四年三月、對崎公(○頼成公)孫、木村佐田二人、建請(命)諸田一之進、使藩吏修理、征西將軍復讐親王手栽老梅樹、及高山彦九郎正之祠堂、(有馬氏近世私史)

將軍梅保護

皇太子殿下御手植松

明治三十三年十月、皇太子殿下久留米市に、行啓ましまし、時悉くも此地に鶴烈を枉げさせ給ひて(十月三日)親しく、一株の松樹を御手植あらせられしに、其幹枝年毎に彌茂れるが、尙ほ千萬年の後までも、梅の色香に取りそへて、緑も深く榮え行きつゝ、共に昔を偲ぶ料ともなりぬべし。

●久留米管内神社左の如し

○市内

- 稻荷社 第二城の内にあり。 秋葉社 同上
- 祇園社 外城の内にあり。 山王社 京隈にあり。
- 山王社 洗切にあり。 山王社 拾間屋敷にあり

久留米管内神社
市内神社

御井郡内神社

- 伊勢宮 紺屋町にあり。 伊勢宮 小頭町にあり。
- 諏訪社 原古賀町にあり。 秋葉社 榊原小路にあり。
- 尼御前社 瀬下町にあり。

○御井郡

- 五穀神社 御井郡榊原村にあり。 高良社 同郡にあり。
- 天満宮 同郡榊原村にあり。
- 坂本山王社 同郡小森野村にあり。
- 八幡宮 同郡高野村にあり。朱雀帝承平二年、一品兼基親王建立、神田十二町、坂本山王社 同郡宮陣村にあり。 王子社 同郡野中村にあり。
- 天満宮 同郡枝光村にあり。 天幡宮、八幡宮 同郡市上村にあり。
- 八幡宮 同郡東鯉坂村にあり。 老松宮 同郡西鯉坂村にあり。
- 天満宮、八幡宮 同郡赤川村にあり。
- 寶滿社 同郡荒瀬村にあり。 天満宮 同郡國分村にあり。
- 八幡宮 同郡五郎丸村にあり。 天満宮 同郡高良村にあり。
- 天満宮、八幡宮 同郡赤司村にあり。
- 天満宮 同郡稻敷村にあり。 天満宮 同郡仁王丸村にあり。
- 天満宮 同郡塚島村にあり。 天満宮、寶滿宮 同郡大城村にあり。
- 天満宮、山王社 同郡鏡村にあり。 天満宮 同郡乙丸村にあり。

天満宮四所明神 同郡高島村にあり。
 天満宮 同郡八重龜村にあり。八幡宮 同郡守部村にあり。
 天満宮八幡宮 同郡西原村にあり。
 天満宮 同郡安永村にあり。天満宮 同郡染村にあり。
 老松宮 同郡江戸村にあり。天満宮 同郡下川村にあり。
 新田宮 同郡新田村にあり。天満宮 同郡吉竹村にあり。
 天満宮 同郡菅野村にあり。天満宮 同郡友光村にあり。
 天満宮 同郡北野村にあり。山王社 同郡藤山村にあり。
 天満宮 同郡草場村にあり。山王社天満宮 同郡國分村にあり。
 法皇宮 同郡上弓削村にあり。王子社 同郡光勝寺村にあり。
 天満宮八幡宮 同郡上津荒木村にあり。
 天満宮印輪社 同郡宗崎村にあり。天武天皇白鳳五年造營。
 天満宮山王社九體皇子社 同郡阿志岐村にあり。
 山王社 同郡大郎原村にあり。天満宮 同郡神代村にあり。
 天満宮水神大神 同郡下弓削村にあり。
 天満宮 同郡和泉村にあり。
 若宮社妙見社 同郡高良内村にあり。
 日隈權現社 同郡八間屋村にあり。
 住吉社 同郡藤田浦村にあり。同郡府中村にあり。
 高良下社祇園社高牟禮社朝妻七社

御原郡内、神社

○御原郡

山王社天満宮高王社 同郡國分村にあり。
 天満宮 同郡光行村にあり。天満宮 同郡石崎村にあり。
 天満宮 同郡鳥巢村にあり。天満宮 同郡中島村にあり。
 天満宮 同郡森村にあり。天満宮 同郡八丁島村にあり。
 天満宮 同郡戀之段村にあり。天満宮 同郡古賀村にあり。
 御勢大靈石神社外宮香椎大明神社 御原郡大保村にあり。
 天満宮 同郡井上村にあり。老松宮 同郡上岩田村にあり。
 天満宮 同郡下岩田村にあり。天満宮 同郡吹上村にあり。
 阿蘇明神社祇園社天照大神宮天満宮 同郡干瀉村にあり。
 天満宮八幡宮 同郡乙隈村にあり。
 準鷹天満宮祇園社 同郡津村にあり。
 天満宮玉母神社 同郡横隈村にあり。
 寶満社天満宮 同郡西島村にあり。
 天満宮王子神社 同郡大板井村にあり。
 天照大神宮 同郡小坂井村にあり。岩船神社 同郡大崎村にあり。
 天照大神宮 同郡寺福童村にあり。

老松宮 同郡稻吉村にあり。天満宮 同郡鶴木村にあり。
 老松宮 同郡高樋村にあり。高倉帝安元二年造營。同郡今隈村にあり。
 熊野權現社 同郡山隈村にあり。熊野權現社 同郡今隈村にあり。
 熊野權現社 同郡花立村にあり。天満宮 同郡松崎町にあり。
 諏訪社 同郡古飯村にあり。天満宮 同郡平方村にあり。
 天満宮 同郡小跡村にあり。
 天満宮八龍神社 同郡長松村にあり。
 大中臣神社 同郡 福童村にあり。
 天満宮 同郡用丸村にあり。天満宮 同郡矢次村にあり。
 山王社祇園社 同郡小郡村にあり。
 熊野權現社 同郡小島村にあり。
 高良新宮印輪神社 八龍神社天満宮 同郡本郷村にあり。
 高良社山王社 同郡平田村にあり。
 天満宮 同郡稻敷村にあり。
 天照大神宮祇園社 同郡甲條村にあり。
 老松宮 同郡上高橋村にあり。
 寶滿社天満宮 同郡下高橋村にあり。彦山權現 同郡新山隈村にあり。
 山王社 同郡今村にあり。

○生葉郡

生葉郡内ノ神

若宮八幡宮天満宮荒神社 生葉郡若宮村にあり。
 天満宮 同郡屋形村にあり。山神社 同郡妹川村にあり。
 天満宮 同上。天満宮 同郡大村にあり。
 天満宮 同郡角間村にあり。天満宮 同郡長野村にあり。
 寶滿宮天満宮 同郡橋田村にあり。天武帝白鳳元年造營。
 八幡宮 同郡小江村にあり。妙見社 同郡新川村にあり。
 諏訪社 同郡田籠村にあり。
 無漏山權現社山神社八幡宮天満宮 同郡星野村にあり。
 天照大神宮 同郡長尾村にあり。諏訪社天満宮 同郡湊川村にあり。
 天満宮 同郡西溝尻村にあり。天満宮 同郡福久村にあり。
 杵原八幡宮 同郡上宮田村にあり。
 寶滿社 同郡下宮田村にあり。天満宮 同郡三角村にあり。
 天満宮 同郡糸九村にあり。天満宮 同郡吉井村にあり。
 天満宮廣瀬明神社 同郡朝田村にあり。
 天満宮 同郡包末村にあり。印輪社 同郡小坂村にあり。
 白石明神社 同郡古川村にあり。六谷神社 同郡東溝尻村にあり。
 妙見社 同郡小鹽村にあり。老松宮 同郡屋部村にあり。
 賀茂明神社三次明神社 同郡山北村にあり。
 次安天満宮 同郡西原口村にあり。
 天満宮 同郡能樂村にあり。八幡宮 同郡岩光村にあり。

竹野郡内ノ神

八幡宮、稻荷社 同郡竹重村にあり。
 天満宮 同郡安富村にあり。 天満宮 同郡千代久村にあり。
 天満宮 同郡稻崎村にあり。 天満宮 同郡高田村にあり。
 天満宮、辨才天 同郡清宗村にあり。
 天満宮 同郡末石村にあり。 天満宮 同郡村島村にあり。
 天満宮 同郡今竹村にあり。 天満宮 同郡金本村にあり。
 天満宮 同郡夏梅村にあり。 八幡宮、天満宮 同郡菅村にあり。
 天満宮 同郡國吉村にあり。 天満宮 同郡溝口村にあり。
 弓立明神社、天満宮 同郡東大石村にあり。
 天満宮、山神社 同郡西原口村にあり。
 八幡宮 同郡隈上村にあり。圓融帝貞元元年、熊左兵衛佐俊定建立。

○竹野郡

八幡宮、松尾明神社 竹野郡菅村にあり。
 天満宮 同郡下古賀村にあり。 天満宮 同郡田主丸村にあり。
 山王社 同郡松門寺村にあり。 天満宮 同郡力常村にあり。
 天満宮 同郡千代久村にあり。 老松宮 同郡小川村にあり。
 天満宮、山王宮 同郡冠村にあり。 天満宮 同郡二田村にあり。
 八幡宮 同郡明石田村にあり。 諏訪社、印鑰社 同郡諏訪村にあり。

天満宮 同郡龜王村にあり。 天満宮 同郡分地村にあり。
 天満宮 同郡末次村にあり。 八幡宮 同郡今泉村にあり。
 天満宮 同郡上古賀村にあり。 天満宮 同郡吉本村にあり。
 地主権現社 同郡樋口村にあり。
 坂本明神社 同郡中小田、東小田村にあり。
 天満宮 同郡中徳村にあり。 天満宮 同郡西小田村にあり。
 天満宮 同郡徳童村にあり。 天満宮 同郡坂井村にあり。
 天満宮 同郡森部村にあり。 天満宮 同郡益永村にあり。
 天満宮 同郡吉田村にあり。 天満宮 同郡村島村にあり。
 天満宮 同郡行徳村にあり。 八幡宮 同郡東西麥生村にあり。
 天満宮 同郡立野村にあり。 天満宮 同郡高木村にあり。
 天満宮 同郡朝歸村にあり。 天満宮 同郡指出村にあり。
 天満宮 同郡五名村にあり。 天満宮 同郡松崎村にあり。
 天満宮 同郡綾野村にあり。 天満宮 同郡自在丸村にあり。
 天満宮 同郡平村にあり。 天満宮 同郡徳間村にあり。
 天満宮 同郡三明寺村にあり。 井尾権現社 同郡大慶寺村にあり。
 天満宮 同郡善院村にあり。 徳満明神社 同郡浮地村にあり。
 天満宮 同郡吉富村にあり。 祇園社 同郡吉田町にあり。
 天満宮 同郡口高村にあり。 天満宮 同郡奴田村にあり。
 熊野権現社 同郡志床村にあり。 天満宮 同郡灰塚村にあり。

山本郡内ノ神

天満宮 同郡馬渡村にあり。八幡宮 同郡惠利村にあり。
 申若明神社 同郡志床村にあり。天満宮 同郡竹松村にあり。
 天満宮 同郡早田村にあり。天満宮 同郡筒井村にあり。
 印鑰社 同郡東大窪村にあり。天満宮 同郡西大窪村にあり。
 天満宮 同郡鹽足村にあり。坂本社 同郡鹿狩村にあり。
 祇園社、天満宮 同郡唐島村にあり。
 春日明神社 同郡門上村にあり。天満宮 同郡原村にあり。
 天満宮 同郡龜山村にあり。天満宮 同郡中原村にあり。
 神鋒明神社 同郡富本村にあり。天満宮 同郡三本木村にあり。
 天満宮 同郡浮地村にあり。八幡宮 同郡東牧村にあり。
 高良社、印鑰明神社 同郡南鳥飼村にあり。八幡宮 同郡高食村にあり。
 木船明神社 同郡床島村にあり。八幡宮

○山本郡

天満宮、祇園社 山本郡柳坂村にあり。天満宮 同郡宮園村にあり。
 天満宮 同郡高棟村にあり。天満宮 同郡中泉村にあり。
 天満宮 同郡西泉村にあり。天満宮
 天満宮、坂本社 同郡東泉村にあり。
 老松宮、祇園社 同郡山本村にあり。

上妻郡内ノ神

天満宮 同郡庄村にあり。坂本社 同郡矢作村にあり。
 天満宮 同郡夫婦木村にあり。
 祇園社 同郡草野町にあり。後鳥羽帝建久年中草野永平建立。天満宮 同郡飯田村にあり。
 天満宮 同郡勿體島村にあり。天満宮
 天満宮、山王社 同郡與田村にあり。天満宮 同郡津遊村にあり。
 天満宮 同郡木塚村にあり。天満宮、印鑰社 同郡常持村にあり。
 天満宮 同郡高島村にあり。天照大神宮 同郡紅桃林村にあり。
 若宮明神社 同郡吉木村にあり。天照大神宮
 八幡宮、荒五郎社 同郡鯉川村にあり。天満宮 同郡石浦村にあり。
 天満宮 同郡指出村にあり。三所權現社 同郡小山田村にあり。
 天満宮 同郡放光寺村にあり。坂本明神 同郡下野村にあり。
 天満宮 同郡古北村にあり。
 宮 同郡今山村にあり。

○上妻郡

天満宮 上妻郡富重村にあり。熊野權現社 同郡前津村にあり。
 八幡宮 同郡四箇所村にあり。天満宮 同郡淵上村にあり。
 天満宮、雷公明神社 同郡江口村にあり。六所權現社 同郡羽犬塚村にあり。
 諏訪社 同郡秋松村にあり。

八幡宮 同郡若菜村にあり。 天満宮 同郡徳久村にあり。
 天満宮熊野權現社 同郡長崎村にあり。
 熊野權現社 同郡和泉村にあり。
 熊野權現社天満宮 同郡高江村にあり。
 天満宮熊野權現社 同郡庄島村にあり。
 熊野權現社 同郡野村にあり。 高良社 同郡野町村にあり。
 雷公社 同郡上富久村にあり。 高良社 同郡下富久村にあり。
 熊野權現社 同郡西原村にあり。 天満宮 同郡倉敷村にあり。
 妙見社 同郡太田村にあり。 志賀明神社 同郡清樂村にあり。
 天満宮八龍社 同上。
 若一王子社 同郡川瀬村にあり。桓武帝延暦廿一年造營。
 天満宮白山權現社 同郡牟禮村にあり。
 天満宮 同郡長徳村にあり。
 七所明神社天満宮 同郡甘木村にあり。
 天満宮 同郡増永にあり。 天満宮 同郡内田村にあり。
 天満宮 同郡平村にあり。 八幡宮 同郡岩崎村にあり。
 堀江明神社祇園社 同郡福島村にあり。
 八幡宮祇園社 同郡福島町にあり。
 高良社 同郡矢原村にあり。 天満宮 同郡高塚村にあり。
 熊野權現社 同郡宮野村にあり。 天満宮 同郡國竹村にあり。

松尾明神社 同郡柳瀬村にあり。 天満宮老松宮 同郡吉田村にあり。
 天満宮熊野權現社若宮社 同郡室岡村にあり。
 八幡宮天満宮熊野權現社 同郡酒井田村にあり。
 天満宮 同郡緒玉村にあり。 天満宮 同郡光村にあり。
 天満宮 同郡宅間田村にあり。
 若一王子社熊野權現社 同郡津村にあり。
 天満宮 同郡納楚村にあり。 八幡宮 同郡忠見村にあり。
 八幡宮 同郡新藤院村にあり。 天満宮 同郡井延村にあり。
 天満宮 同郡黒土村にあり。 天満宮 同郡平田村にあり。
 天満宮 同郡本村にあり。 天満宮諏訪社 同郡豊福村にあり。
 高良坂本社 同郡古賀村にあり。 若一王子社 同郡馬場村にあり。
 天満宮祇園社若宮明神社隼鷹天神社 同郡山内村にあり。
 熊野權現社 同郡田形村にあり。 若宮三社 同郡柳島村にあり。
 熊野權現社 同郡大淵村にあり。 津江權現社 同郡黒木村にあり。
 釜屋明神社 同郡湯邊田村にあり。
 牛之社 同郡長野村にあり。 天満宮 同郡矢部村にあり。
 天照大神宮 同郡小川村にあり。

○下妻郡

下妻郡内ノ神

天照大神宮 下妻郡折地村にあり。
 老松宮 同郡古島村にあり。 山王宮 同郡野町村にあり。
 高良社御靈社 同郡下牟田村にあり。
 高良社 同郡井上村にあり。
 高良社天満宮 同郡北牟田村にあり。
 天満宮 同郡中島村にあり。 八幡宮 同郡久惠村にあり。
 熊野權現社 同郡鶴田村にあり。 天満宮 同郡新溝村にあり。
 老松宮 同郡下妻村にあり。 福部明神社 同郡馬間田村にあり。
 天満宮 同郡富安村にあり。 老松宮 同郡長田村にあり。
 八幡宮 同郡中牟田村にあり。 天満宮 同郡志村にあり。
 天満宮 同郡北村にあり。 廣田社 同郡久郎原村にあり。
 廣田社 同郡中折地村にあり。 天満宮 同郡常持村にあり。

〇三潞郡

三潞郡内ノ神

天照大神宮 三潞郡大石村にあり。
 八幡宮天満宮 同郡長門石村にあり。
 天満宮 同郡大島村にあり。 八幡宮 同郡安武木村にあり。
 山王宮 同郡西久留米村にあり。 天満宮 同郡大隈村にあり。
 玉垂社 同郡宮本村にあり。 天満宮 同郡住吉村にあり。

天満宮 同郡中島村にあり。 天満宮印輪社 同郡夜明村にあり。
 八幡宮天満宮 同郡藤吉村にあり。
 天満宮八王子社 同郡黒田村にあり。 天満宮 同郡草場村にあり。
 若神明社 同郡原田村にあり。 天満宮
 白角折明神社 同郡庄島村にあり。
 大宮五拾二社 同郡上荒木村にあり。
 高良社天満宮 同郡下荒木村にあり。 白鳥社 同郡白口村にあり。
 若宮明神社 同郡今村にあり。
 高良社 同郡田川村にあり。
 天満宮相摸明神社 同郡早津崎村にあり。
 高良社 同郡大犬塚村にあり。 天満宮 同郡小犬塚村にあり。
 若宮社 同郡岩古賀村にあり。 弓頭明神社 同郡高三潞村にあり。
 八幡宮 同郡津福村にあり。 天満宮 同郡福光村にあり。
 天満宮 同郡内野村にあり。 天満宮 同郡一丁原村にあり。
 八幡宮 同郡清松村にあり。 七社權現社 同郡楢林村にあり。
 天満宮 同郡城島村にあり。
 天満宮威光理明神社 同郡六丁原村にあり。
 威光理明神社 同郡高津村にあり。 坂本社 同郡江島村にあり。
 天満宮 同郡濱村にあり。
 天満宮 同郡下山村にあり。

天満宮八王子社 同郡芦塚村にあり。
 高良社 同郡笹淵村にあり。 惠美須社 同郡城島町にあり。
 志賀明神社 同郡前牟田村にあり。
 三島明神社 同郡大角町にあり。
 三島明神社 松尾明神社 同郡西牟田本村にあり。
 三島明神社 同郡大坪村にあり。 八龍神社 同郡鷺寺村にあり。
 三島明神社 同郡久保村にあり。 天満宮 同郡寛元寺村にあり。
 天満宮 同郡流村にあり。 天満宮 同郡西古賀村にあり。
 高良社 同郡江原村にあり。
 三島明神社 天満宮 平松明神社 乙姫明神社 早馬牛頭天王社 安房明神社
 同郡大角村にあり。
 高良社 天満宮 同郡荻島村にあり。
 天満宮 同郡八丁牟田村にあり。 天満宮 同郡上八院村にあり。
 八龍宮 同郡福間村にあり。
 三島明神社 同郡上木佐木村にあり。 土御門帝元久二年造營。
 佳吉明神社 同郡土甲呂村にあり。
 山王社 松尾明神社 同郡江上本村にあり。
 老松宮 同郡青木村にあり。 天満宮 同郡青木島村にあり。
 廣門明神社 同郡下青木村にあり。 天満宮 同郡下林村にあり。
 天満宮 同郡上青木村にあり。 天満宮 同郡下林村にあり。

坂本社 同郡諸富村にあり。 坂本社 同郡四郎丸村にあり。
 天照大神宮 大刀帶明社 同郡本木室村にあり。
 三島明神社 同郡蛭池村にあり。
 高良社 同郡奥牟田村にあり。 高良社 同郡矢賀部村にあり。
 高良社 同郡蒲生村にあり。
 三島明神社 若宮社 同郡立石村にあり。
 高良社 平松權現社 若宮社 同郡侍島村にあり。
 三島明神社 同郡小入村にあり。 三島明神社 同郡荒牟田村にあり。
 老松宮 同郡中村にあり。 天満宮 同郡平村にあり。
 三島明神社 同郡大藪村にあり。 今松明神社 同郡高橋村にあり。
 三島明神社 同郡吉祥村にあり。 八幡宮 同郡中野村にあり。
 高良社 同郡中牟田村にあり。 三島明神社 同郡井手村にあり。
 山王宮 同郡原中牟田村にあり。 三島明神社 同郡野口村にあり。
 天満宮 同郡本園村にあり。 後鳥羽帝の元暦元年造營。
 三島明神社 同郡筏溝村にあり。 八幡宮 同郡金納村にあり。
 天満宮 同郡下古賀村にあり。 坂本社 同郡定覺村にあり。
 風浪社 同郡酒見村にあり。 山王社 同郡下八院村にあり。
 五所明神社 同郡中八院村にあり。
 廣門明神社 同郡横溝村にあり。 天満宮 同郡大依村にあり。
 山王宮 同郡諸富村にあり。 八幡宮 同郡下白垣村にあり。

久留米管内寺院
禪宗寺院

●久留米管内寺院左の如し

○禪宗

千間町神社 同郡上白垣村にあり
 熊野權現社 同郡田口村にあり
 坂本社祇園社天満宮 同郡鬼古賀村にあり
 夷社 同郡兼木村にあり
 八幡宮 同郡天坂非村にあり
 天満宮 同郡小坂非村にあり
 玉垂新宮 同郡牟田口村にあり
 天満宮 同郡北古賀村にあり
 梅林寺 京限にあり
 白輪寺 同上
 少林寺 同上
 正覺寺 同上
 寛元寺 同郡西牟田村にあり
 長法寺 同郡安武村にあり
 慈恩寺 同郡天坂非村にあり
 榮勝寺 同郡牟田口村にあり
 多福寺 同郡榎津村にあり
 靈巖寺 同郡鹿子尾村にあり
 法泉寺 同上
 德雲寺 寺町にあり
 千榮寺 同上
 朝日寺 三瀬郡夜明村にあり
 大安寺 同郡江上村にあり
 東照寺 同郡立石村にあり
 寶福寺 同郡玉天院村にあり
 光福寺 同郡榎津村にあり
 圓通寺 上妻郡川瀬村にあり
 天日寺 同郡蒲原村にあり

天台宗寺院

○天台

長福寺 同郡龜甲村にあり
 大聖寺 同郡牟禮村にあり
 安國寺 御郡牟禮代村にあり
 普濟寺 同郡西鰐坂村にあり
 圓照寺 同郡石崎村にあり
 千光寺 山本郡草野村にあり
 法香寺 竹野郡德童村にあり
 大圓寺 同郡星野村にあり
 清水寺 同郡北山村にあり
 妙光寺 同郡溝口村にあり
 來迎寺 上妻郡水田村にあり
 圓通寺 同郡草場村にあり
 福聚寺 同郡枝光村にあり
 靈鷲寺 御郡松崎町にあり
 觀興寺 同郡山本村にあり
 大生寺 生葉郡流川村にあり
 西光寺 同郡朝田村にあり
 松樂寺 同郡小坂村にあり

眞言宗寺院

○眞言宗

御井寺 御井郡高良山にあり
 觀音寺 竹野郡石垣村にあり
 大善寺 三瀬郡宮本村にあり
 光運寺 下妻郡水田村にあり
 祇園寺 外城にあり
 盛王寺 寺町にあり
 妙樂寺 同郡北野村にあり
 坂東寺 上妻郡熊野村にあり
 寶善寺 同郡西牟田村にあり
 祇園寺 山本郡草野町にあり
 法恩寺 京限にあり
 遍照院 寺町にあり

法華宗寺院

觀音寺 庄島にあり。
 常樂寺 田町にあり。
 圓通寺 御井郡榑原村にあり。
 榮福寺 竹野郡田主丸村にあり。
 光明寺 下妻郡今寺村にあり。
 正善寺 庄島にあり。
 天德寺 庄島にあり。
 東林寺 同郡上津荒木村にあり。
 祇園寺 山本郡草野町にあり。
 千手院 御井郡府中町にあり。

○法華宗

妙正寺 寺町にあり。
 妙善寺 同上。
 常清寺 三潞郡南酒見村にあり。
 本泰寺 同上。
 寂光寺 同上。
 福王寺 下妻郡溝口村にあり。

淨土宗寺院

○淨土宗

善導寺 山本郡飯田村にあり。
 西方寺 同上。
 善徳寺 同上。
 無量寺 原古賀町にあり。
 安養寺 御井郡府中町にあり。
 専修寺 同郡藤山村にあり。
 専勝寺 同郡鏡村にあり。
 宗安寺 寺町にあり。
 心光寺 同上。
 善福寺 同上。
 西方寺 瀬下町にあり。
 報身寺 同郡北野村にあり。
 極樂寺 同郡五郎丸村にあり。
 御井郡上津荒木村にあり。

一向宗寺院

○一向宗

専念寺 山本郡草野町にあり。
 實相寺 御原郡小郡町にあり。
 西光寺 下妻郡中牟田村にあり。
 正觀寺 同郡折地村にあり。
 一念寺 同郡豐福村にあり。
 宗岳寺 同郡羽犬塚町にあり。
 宗清寺 同郡鶴田村にあり。
 西光寺 下妻郡中牟田村にあり。
 法泉寺 竹野郡田主丸村にあり。
 正覺寺 同郡榑津村にあり。
 二尊寺 同郡蛭池村にあり。
 清淨院 同郡前牟田村にあり。
 上品寺 同郡與田村にあり。
 慶雲寺 同郡本郷町にあり。
 地光寺 同郡折地村にあり。
 無量壽院 上妻郡福島町にあり。
 眞如寺 上妻郡山内村にあり。
 淨念寺 下妻郡古高村にあり。
 宗眞寺 上妻郡和泉村にあり。
 淨願寺 生葉郡星野村にあり。
 心行寺 三潞郡下白垣村にあり。
 西向寺 三潞郡筏溝村にあり。
 稱名院 同郡夜明村にあり。
 池背寺 同郡津福村にあり。
 法雲寺 庄島にあり。
 眞教寺 寺町にあり。
 淨願寺 同上。
 圓乘寺 瀬下町にあり。
 西福寺 原古賀町にあり。

法四寺	御井郡仁王丸村にあり	光福寺	同郡稻敷村にあり
廣行寺	同郡安永村にあり	長福寺	同郡中村にあり
明善寺	御井郡中村にあり	淨秀寺	同郡草場村にあり
源正寺	同郡府中町にあり	永福寺	同郡上
光運寺	同郡大城村にあり	榮恩寺	同郡赤司村にあり
淨德寺	同郡江戸村にあり	蓮休寺	同郡友光村にあり
稱揚寺	同郡八重龜村にあり	蓮明寺	同郡懸之段村にあり
光桂寺	同郡東鯉坂村にあり	了德寺	同郡野中村にあり
圓行寺	同上	遍滿寺	同郡宮陣村にあり
廣琳寺	御原郡高橋村にあり	厚恩寺	同郡本郷町にあり
淨蓮寺	同上	正圓寺	同郡高樋村にあり
望雲寺	同上	光養寺	同郡長松村にあり
遠照寺	御原郡下高橋村にあり	應真寺	同郡西福童村にあり
本壽寺	山本郡草野町にあり	西誓寺	同郡與田村にあり
源光寺	同郡蜷川村にあり	空來寺	同郡津遊村にあり
光傳寺	竹野郡綾野村にあり	雲遊寺	同郡大慶寺村にあり
伯東寺	同郡筒井村にあり	安超寺	同郡森部村にあり
來光寺	同郡村島村にあり	長念寺	同郡惠利村にあり
嚴淨寺	同郡樋口村にあり	常行寺	同郡怒田村にあり
入德寺	同上	光教寺	生葉郡隈上村にあり

西嚴寺	同郡吉井村にあり	圓應寺	同上
淨滿寺	同上	隆法寺	同郡末石村にあり
光福寺	生葉郡大石村にあり	滿願寺	同郡屋部村にあり
佛行寺	同郡朝田村にあり	延壽寺	同郡延壽寺村にあり
妙福寺	同上	正念寺	同郡星野村にあり
淨圓寺	同上	明正寺	三潞郡上野町にあり
長入寺	同郡大島村にあり	榮久寺	同郡安武村にあり
淨光寺	同郡下荒木村にあり	長德寺	同郡田川村にあり
法敬寺	同上	圓福寺	同郡小犬塚村にあり
德泉寺	同郡大犬塚村にあり	長泉寺	同郡生津村にあり
淨願寺	同郡六丁原村にあり	常然寺	同郡同村にあり
正法寺	同郡城島村にあり	正念寺	同郡荒牟田村にあり
妙樂寺	三潞郡荒牟田村にあり	圓照寺	同郡大藪村にあり
速行寺	同郡中古賀村にあり	法林寺	同郡上青木村にあり
妙光寺	同郡下白垣村にあり	覺圓寺	同郡下青木村にあり
林松寺	同郡江上本村にあり	唯善寺	同上
光正寺	同郡浮島村にあり	願蓮寺	同郡榎津村にあり
覺了寺	同郡榎津村にあり	遍受寺	同郡田口村にあり
圓了寺	同郡下商人村にあり	願船寺	同郡北酒見村にあり
玄幽寺	同郡上卷村にあり	圓休寺	同郡下木佐木村にあり

妙行寺	同郡兼木村にあり	西教寺	同郡牟田口村にあり
妙行寺	同上	西宗寺	同上
西光寺	同郡八丁牟田村にあり	眞光寺	同郡西牟田村にあり
願正寺	上妻郡甘木村にあり	眞眞寺	同郡同村にあり
光泉寺	同郡藤田村にあり	淨徳寺	同郡六田村にあり
西念寺	同郡川瀬村にあり	正福寺	同郡福島町にあり
明永寺	同郡福島村にあり	西勝寺	同上
善正寺	同郡矢部村にあり	淨光寺	同郡岩崎村にあり
雲長寺	同郡椿原村にあり	覺法寺	同郡黒木村にあり
専勝寺	同郡今村にあり	正明寺	同郡北川内村にあり
西光寺	同上	行信寺	同郡本分村にあり
光明寺	同郡山内村にあり	善正寺	同郡今福村にあり
安養寺	上妻郡庄島村にあり	願長寺	同郡羽犬塚町にあり
徳隨寺	同郡久富村にあり	安藏寺	同郡中籠村にあり
淨弘寺	下妻郡水田村にあり	光讚寺	同郡溝口村にあり
興滿寺	同郡尾島村にあり	明願寺	御原郡横隈村にあり
光明寺	同郡三澤村にあり	頓了寺	同郡乙隈村にあり
億想寺	同郡井上村にあり	光應寺	同郡上岩田村にあり

九品宗、寺院

○九品宗

九品寺 三瀬郡江上本村にあり、淨同寺 御原郡力武村にあり
 東光寺 同郡下岩田村にあり

墳墓

近藤備後守古墳

●近藤備後守古墳三瀬郡下荒木村高阜の地にあり 碑石に元龜の年號あり。近藤の出所未だ詳ならず。蓋し今の下荒木村の農長は、建武の比の人、荒木八郎が末裔にて、荒木近藤は元同姓なりといふ。

王藤内が古墳

●王藤内が古墳龍護山千光寺境内にあり 王藤内は、千光國師榮西の弟にて、備中國吉備津宮の神主なり。故に其冥福を助けん爲め、此地に墓を作りける歟。筑前國博多聖福寺にも王藤内が墓ある由、筑前續風土記に記せり。聖福寺も千光國師の開基なり。土人の説に、千光寺に於て古より夜討會我の舞を諱む。

亡靈塚

若し是を誦へば必ず殃災あり。蓋し王藤内は富士の裾野にて、曾我十郎祐成同五郎時宗に討たれるが故なりといふ。
○亡靈塚 三瀨郡中八院村にあり 慶長五年十月二十日鍋島立花兩家大に此地に戦ひ、立花家の兵士戦死の骸骨を一穴に葬埋する所なり 緯は詳に本編に見えたり 今に至つても陰雨の夜は大なる燐火二つ墳中より出で、同郡横溝村五段田に至り、或は柳川府の方へ遊飛することあり。毎年十月廿日柳府より吊參して香花を供するもの多し、又此邊毎歳用水の溝堀を浚へて、刀鏃鞍鐙の類を得ることあり。

立花氏古墳

○立花氏古墳 三瀨郡横溝村四通菴の境址にあり 柳川府の士臣立花右衛門大夫鎮實立花善次郎親雄が古墳なり。慶長五年十月廿日、鍋島立花兩雄の排闘に戦死する所なり。されば今に至つても毎歳十月廿日、柳府の裔孫廟參して香花を供せり。

六左衛門塚

○六左衛門塚 三瀨郡馬食野にあり 天正年中三瀨郡南清松の主白仁彈正と云へる者、豊後國大友家の幕下たりしが、罪ありて大友宗麟、此野にて彈正を殺せり。白仁が臣六左衛門と云へる者、來つて彈正が死亡を悲しみ、大友が非道を罵り、自刃して殉死を遂げたり。

十三塚

○十三塚 上妻郡長延村にあり 里民の傳説に、此地の山上に、昔東福寺といふ禪院あり。僧坊に習書の兒輩十三人ありて、遊戯の餘り、雀の雛を奪ひ取らんと争ひ、終に鬭諍して、十三人俱に刀刃にかゝりて死せし故、其屍體を葬埋せし所なり。今に至つて此處に雀絶えて無し、若し適來れば、必ず居民の幼子に凶災ありと云々。

八ツ塚

○八ツ塚 三瀨郡西久留米の地にあり 緯は詳ならず、今に至りても陰雨の夜は、大なる燐火墳中より出で、其ほとりを遊飛するこ

とあり。

良成親王御墓

〔補〕良成親王の御墓 後征西大將軍良成親王の御墳墓且つ御所址は、上妻郡矢部村の奥、御側名にあり、舊翰五條氏所藏に所謂御在所矢部大楠と云へる是なり、後醍醐天皇御代、大楠會て家上に一草堂を建て、是を御靈舎と云へり、此近傍即ち其遺址にして、山川の名稱等以て古を徵するに足るもの多し、夫れ當山の地勢を察するに、御前嶽を負ひ、矢部川を帶び、東南豊後國日田郡肥後國菊池郡に連りて、二國に菊池氏津江氏あり、西南大淵木屋等の諸村に連り、五條黒木の兩氏あり、當時皆誠忠を王室に盡し、協贊衛護し奉る、是れ能く南朝の皇威を鎮西一隅の地に維持し、數年の久しきに耐へし所以なり、然るに御墓深山幽谷の中に埋没、五百餘年の星霜を経て、之を發顯する者なし、茲に高良神社の神官船曳鐵門氏東西に跋渉し、古今に徵證し始めて考證實を得て官に上告す、依りて明治十一年五月官之を親王の御墓と定められ、墓掌墓丁を置かれたるは實に盛世の隆運といふべし、(筑後地誌略)

〔補〕高山彦九郎の墓 光明山遍照院は久留米市寺町の一小刹なれども、寛政三奇士の一にして、勤王論の首唱者を以て有名なる、贈正四位高山彦九郎正之公の墳墓あるによりて、其名世に著はる、此墓始め蓬草中において、僅に一基の墓標を存せしのみなりしが、後有志者燈籠水盤等を寄進し、或は地を拓き樹を植ゑ、垣を築きなどして、屢修理を

高山彦九郎墓

加へしより、今日の現狀を呈するに至れるなり、碑の前には中央に松陰以白居士の六字と、其左右に寛政五癸丑年六月廿七日の文字とを鐫り、又其側面に生國上州新田郡細谷村高山彦九郎正之墓と刻せり、正之公生前の事蹟並に久留米藩士森嘉勝の家にて屠腹せられし顛末は、諸大家の論著已に世に聞えたるを以て、今之を贅せず、茲には其死後に於けることにて久留米に關するもの一二を記すべし、

一 謚號の出處
松陰以白居士といへる法謚は、當時祇園寺の住僧たりし權大僧都一音法印の撰びしものなるが、

〔寛政五年六月廿七日、森嘉勝の家にて切腹、翌廿八日、辰申刻、午前八時頃、絶命、享年四十七、其翌二十九日、嘉勝の邸内に假埋葬をなす、同年十月十一日、遺族の請に應じ、高山家の宗旨眞言宗なるを以て、同宗の祇園寺外城内に在りて、依頼して、其末院なる遍照院内に改葬せり〕

今其出處を探るに、此語或は之を呂氏春秋及び荀子の兩書に取れるには非ざるが、今試に其文を摘録せば、

呂氏春秋 卷三 季春紀
先己の餘に曰く、
上略、故欲勝人者、必先自勝、欲論人者、必先自論、欲知人者、必先自知、詩曰、執轡如組、孔子曰、審此言也、可與爲天下子、實曰、何其難也、孔子曰、非謂其難也、謂其爲之於此、而成就於彼也、聖人相修其身、而成就於天下矣、故子華子曰、丘陵

何かの嫌疑にかゝり、高山と一同肥後天草島へ潜匿し、其後高山は別れを告げ、道後は天草に留り醫を業とし、諸有志と交を結び居候。當時の學士の書面等所持致居候。高山は直に筑後に至り十數日滞留の後遂に自刃し、後道後は八九年を経て、高山の墓を弔し、其墓前に自刃せり。道後の仕せし天草は當時公領と稱し、徳川直支配の地にて、久留米は藩治なるを以てか、交向きにしては困難の事情ありし由にて、天草の大庄屋長岡某は、道後と深く交り結び居候。殊の外盡力し、道後の子松仙と共に久留米に至り、森嘉膳と申す人と相謀り、竊に死屍を掘り持ち歸り、天草御領山中に埋葬し、石碑も建てずして、おき候山祖父共より直接に聞きしことあり。道後の遺書も二三通ありしも、火災にかゝり、縁に一の書面、森嘉膳より來りしものあり、左に録し候。

一書啓上仕候、高山殿御安着被成候御安心可被下候、御申越の條々承知仕候、貴殿御病氣御難進察入候、御加養專一存候、高山殿も貴殿の事のみ御物語御座候、幸便急き得御意候、早々以上
 西 道 俊 殿
 丑六月廿日
 森 嘉 膳

旗崎招魂所

御楯神社

明治二年二月舊久留米藩主有馬頼成公、招魂所を高良山下の山川村字旗崎なる茶臼山に創設して、高山正之、真木保臣の兩公を始め、明治維新前後王事に斃れたる久留米藩士、三十餘人の靈を合祀せり。後明治六年八月舊三潞縣參事水原久雄の首唱により、官民有志者力を協せて、山上に一社殿を建て、御楯神社と號せり。爾後此地陸軍墳墓地となりて、明治

高山仲繩祠堂

七年佐賀の亂を始め、其後の戰役に於て、國家に殉せし忠士の英魂を弔ふ所とせり。現今毎年十月二十日盛大なる祭典を舉行するに、參詣者群をなし、又一市四郡(八女三井)の學校生徒、并に陸軍々人は皆隊伍を組みて、陸續來拜す。

高山仲繩祠堂記 一等修撰正六位川田剛撰文
 今上登極之元年、幕府奉還政權二年、王師戰于伏見、野越、奥五年、秋、列侯帥封土、乃發三、百、六、十、二、藩、更、置、三、府、七、十、二、縣、是、冬、前、岡、山、大、隊、長、水、原、久、雄、爲、三、藩、縣、參、事、初、下、車、詣、高、山、仲、繩、墓、曰、國、家、中、興、雖、由、君、明、臣、良、諸、藩、効、力、抑、又、草、莽、飛、徒、講、明、名、分、振、起、士、氣、之、功、居、多、而、仲、繩、實、爲、首、唱、向、者、官、民、其、子、孫、豈、其、聞、今、此、處、魂、之、地、而、無、所、表、厲、崇、飾、可、乎、於、是、君、與、其、屬、僚、及、管、內、好、義、者、捐、財、鳩、工、前、久、留、米、藩、知、事、有、馬、侯、亦、出、金、若、千、圓、資、其、費、以、建、祠、堂、於、旗、崎、權、少、史、金、井、君、請、余、文、記、之、夫、仲、繩、曠、世、偉、人、而、先、儒、錄、其、事、者、前、則、洪、園、栗、山、石、梁、茶、山、後、則、幽、谷、復、堂、山、陽、拙、堂、有、序、有、傳、有、祭、文、碑、銘、多、且、備、矣、顧、獨、未、推、究、其、所、以、死、或、曰、爲、病、風、喪、心、之、所、致、余、竊、感、焉、仲、繩、忠、義、根、乎、天、性、而、其、先、又、殉、節、南、朝、嘗、讀、太、平、記、大、將、軍、俊、明、公、憤、當、是、時、光、格、天、皇、在、位、妙、齡、英、傑、依、以、九、條、中、山、諸、公、而、幕、府、則、大、將、軍、俊、明、公、龍、在、田、沼、志、次、輩、少、弄、綱、紀、大、案、仲、繩、謂、此、可、以、復、主、權、矣、乃、託、名、文、章、周、遊、四、方、觀、地、形、察、民情、每、遇、人、輒、言、正、間、王、孫、以、隱、慕、同、志、者、既、而、公、歿、文、章、公、繼、立、勳、意、次、用、松、平、定、信、衆、賢、才、崩、首、懸、額、徳、川、氏、之、業、復、興、於、是、仲、繩、自、知、其、時、機、未、至、殺、身、以、就、其、跡、昔、者、後、鳥、羽、上、皇、遣、齋、走、者、押、松、屋、東、國、後、醍、醐、帝、時、藏、人、頭、藤、原、俊、基、作、爲、修、驗、者、諸、州、今、仲、繩、之、所、爲、殆、有、斯、焉、向、使、其、遲、疑、偷、生、爲、幕、吏、所、逮、捕、則、承、久、元、弘、之、地、可、立、而、待、何、其、見、機、之、早、且、明、也、或、議、其、不、受、勅、而、妄、動、是、亦、過

矣何者事成則功歸一朝廷不威則害一其安問乎其受勅與否焉且夫九重深殿尊卑懸隔而仲繩以東一匹夫納交公卿得寵受賜其密旨以察其故故又未可知不然其將死寸裂手記以投水中者何也其東向遙拜帝者何也其寄語海內豪傑好存者何也嗚呼仲繩之死上救公卿流寓之禍於當時下啓志士勤王之端於後日其忠不泯原公而其智勇果決萬非神松輩之所企及也記不云乎以死勤事則記之余既感仲繩之功又慕其志是舉之合乎禮故據其跡推其心以表其成仁取義之美如此三藩縣者久留米藩而旌旆在縣治東一里先是右馬倭記仲繩於此又築招魂塚以合祀矣丑以釋其藩士死事者三十八人呼此三十八人東四隨縣路自翠冒銑丸知有國而不知有身又安知非仲繩之風而興起也

明治八年九月

古蹟

府中

●府中 麓今は宿驛たりの 古老傳へ云ふ古の國府の地なりと隣郷國分村和泉村の田圃を耕して古瓦を得ることあり青赤白色其形一ならず表に數品の紋あり世に此瓦を網手と名く又彼の和泉村の中に俗に長者屋敷と稱する所あり

り其邊に古井の址あり俱に皆國府の舊址の轉ぜしものなるかも知るべからず。

〔補國府又は國廳とも國衙ともいひ古歌には遠朝廷とも詠めり御井郡に在り拾芥抄太宰府を去ること行路一日式延喜今の府中驛ぞ其遺蹟にはありける〕

驛を去ること十町許西の方枝光村に官舎の蹟残り府中驛かけて府の境域にはありけるなるべし大道の北村家の南にふるこふと云へる地字ありこれ古國府の遺名なること疑ひなし今も布目の古瓦を多く掘出せり其質堅緻にして太宰府の古瓦と同物なり

此地高隆平坦にして西北は早く東南は高し古の狀を想ひ見るに國廳の結構東は高良山箕尾の諸峯を望み西は高良河に據り北は大河を負ひ南面平原に臨みて要害はた類ひなかりけん今其地字どもの山緒あるは盡くに引出て徵證に備ふることを左の如し

ふるこふ 大道の北村家の南にあり枝光村の水帳には古宮と書ける所も見ゆれどふるこふと假字にて書き土人の口にふるこふと唱ふる所昔のまゝなるべき國府をこふと云へること古の恒なり檢垣姫家集にちくぜんのこふをぞみかさの山とはいひけることあるも筑前の國府なりそは後名拾芥附抄に筑前國府在御笠郡と見ゆ又武藏國にこふのたいと云ひて名高き所あるも國府の證にて昔の武藏府の故址なり

こみかと 古國府の西南にあり小朝廷の稱なるべし太宰府は所謂京師

の出張所なる故に、遠朝廷の稱あり、大小の分ちこそあれ、國府も同じことなれば、遠朝廷とも、小朝廷ともいへるなり。

くりや 古國府の正東にあり、泉村に屬す。即ち國府の厨家にて、式萬葉等に厨家・國府などある是なり。

いばのものと 同所の南にあり、射場の本にや、雜令に、大射者正月申旬親王以下初位以上皆射之と見え、たれば國廳にても行はれしことを知るべし。

まきのいけ 同所の北に在り、牧ノ池にて、存の官馬を飼ひしところなるべし。

めぐらぞの 同所の東北に在り、こは御藏園にてめ、みは殊に親しく通へる語なれば、土俗いつとなく唱へ詠りしなるべし。

かきのうち 同所の東にあり、垣の内にて築地の内なるべし。

おぼはやし 同所の正北にあり、大林か又は尊びて御林といへるにもあるべし、古國府にそひて正北にあれば、正殿の後林とぞ思しき、大林を後にしたれば、國廳は南面なりしこと、知られたり。

ななつゑ 同所の東北に在り、こは七丈なるべし、昔祀に一丈をひとつゑと訓めり、同式に宮城南大路、十七丈次六大路各八丈と見えて、道路の廣狭幾丈と云へり、之に因れば、國府の大路廣き七丈なりけんことを知るべし。

ちやうじややしき 同所の東北泉村の界に在り、廳舎屋敷にぞあるべき、國廳の官舎たち續きたりしより、此名はありけるならむ。

ちやうじやのぬど 同所の東南にあり、廳舎の非なるべし、今八龍池といふあり、此池深き四丈餘ありて、尋常の池とは見え、古井の頽れて自ら廣まりたるものと見ゆ。

んにやく 同所の東南にあり、印繪にて國印井に倉庫諸門の管繪をいへるなるべし。

太刀洗川

●太刀洗川 御井郡山隈原の 正平十四年、菊池武光と太

あみだがもと 同所の東にあり、阿彌陀が本にて、佛事を修せしところなるべし。

ひわたし 同所の西北市上村の界にあり、日渡にて、太平記にいへる杜渡の遺名にぞあるべき、地理を檢するに、森村は古國府の正北に當りて、昔往來せし直路猶ほ残れり、今此の日渡よりは少し上流なり、そこぞ古渡なりけん、偶々其名の此處に残れるにこそ。

斯く山緒ある地字ども、數多残りていと詳かに疑ふべき限なき、古國府の遺蹟なるを數百年湮没して知る人もなかりしこそ怪しけれ、さて全國十郡の地山野河海の形勢險要と爲る所甚多かるべきに、此處にしも國廳を置かれたるは如何と云ふに、非常の要地にて、上古より深き山緒あればなるべし、皇城は論なし、太宰府も龍門の靈山を負ひて、九國の大鎮たりしが如く、諸國府も名山大川にぞ據られたりけん、古昔地理を撰ばれしこと、能く心をつくべきにこそ、(筑後國郡志抄錄)

三井郡合川村、大字枝光字、福聚寺山に左の石碑あり

嗚呼遯焉亡名子之墓

文化六年己巳十一月十日、御靈山直北之地、得石、椀六尺、有餘、積半之、節、掘、版、
 □則、換、乎、右、光、未、以、墳、之、其、首、向、東、而、百、餘、猶、存、焉、似、引、領、東、望、欽、戴、王、室、者、狀、嘗、聞、
 府、中、曠、徃、昔、爲、筑、後、國、府、蓋、是、時、公、卿、大、夫、祇、承、王、事、往、來、絡、繹、或、而、葬、乎、此、亦、不、
 可、知、也、因、樹、墓、碑、文、王、靈、臺、之、跡、云、
 千 山 識

の出張所なる故に、遠朝廷の稱あり、大小の分ちこそあれ、國府も同じことなれば、遠朝廷とも、小朝廷ともいへるなり。

くりや 古國府の正東にあり、泉村に屬す。即ち國府の厨家にて、式萬葉等に厨家國府などある是なり。

いはのもと 同所の南にあり。射場の本にや、雜令に、大射者正月月中旬親王以下初位以上皆射之と見えれば、國府にても行はれしことを知るべし。

まさのいけ 同所の北に在り。牧ノ池にて、府の官馬を飼ひしところなるべし。

めぐらぞの 同所の東北に在り。こは御藏閣にて、めみは殊に親しく通へる語なれば、土俗いつとなく唱へ詠りしなるべし。

かきのうち 同所の東にあり。垣の内にて築地の内なるべし。

おぼばやし 同所の正北にあり。大林か又は尊びて御林といへるにもあるべし。古國府にそひて正北にあれば、正殿の後林とぞ思しき、大林を後にしたれば、國府は南面なりしこと、知られたり。

ななつゑ 同所の東北に在り。こは七丈なるべし。舊紀に一丈をひとつゑと訓めり、同式に宮城南大路十七丈、次大路各八丈と見え、道路の廣狭幾丈と云へり、之に因れば、國府の大路廣さ七丈なりけんことを知るべし。

ちやうじややしき 同所の東北泉村の界に在り。總舎屋敷にぞあるべき、國府の官舎たち横きたりしより、此名はありけるならむ。

ちやうじやのゐど 同所の東南にあり。總舎の非なるべし、今八龍池といふあり、此池深さ四丈餘ありて、尋常の池とは見え、古井の類れて、自ら廣まりたるものと見ゆ。

いんにやく 同所の東南にあり。印論にて、國印井に倉庫諸門の管論をいへるなるべし。

太刀洗川

あみだがもと 同所の東にあり。阿彌陀が本にて、佛事を修せしところなり。ひわたり 同所の西北市上村の界にあり。日渡にて、太平記にいへる杜渡の遺名にぞあるべき、地理を檢するに、蘇村は古國府の正北に當りて、昔往來せし直路猶ほ残り、今此の日渡よりは少し上流なり、そこぞ古渡なりけん、個々其名の此處に残るにこそ。

斯く由緒ある地字ども、數多残りていと詳かに疑ふべき限なき古國府の遺蹟なるを、數百年湮没して知る人もなかりしこそ、怪しけれ。さて全國十郡の地、山野河海の形勢險要と爲る所甚多かるべきに、此處にしも國廳を置かれたるは如何と云ふに、非常の要地にて、上古より深き山絡あればなるべし。皇城は論なし、太宰府も、龍門の盤山を負ひて、九國の大鎮たりしが如く、諸國府も名山大川にぞ據られたりけん、古昔地理を撰ばれしこと、能く心をつくべきにこそ。(筑後國郡志抄錄)

三井郡合川村、大字枝光字、福聚寺山に左の石碑あり

嗚呼逸焉亡名子之墓

●太刀洗川 御井郡山隈原の 正平十四年、菊池武光と太

文化六年己巳十一月十日、御井郡山隈原直北之地、得石標、縦六尺、有餘、横半之、餘、掘版、
 □則、換乎有光、宋以墳之、其首向東、而百骸猶存焉、似引、領東皇、欲戴王冠者、朕嘗聞、
 府中、驛、在昔、爲筑後國府、蓋是時、公卿大夫、祇承王事、往來絡繹、或□而葬乎此、亦不、
 可知也、因樹、墓、碑、文、王靈、察之、跡、云、
 千 山 識

宰少貳と大に戦ひし古戰場なり其時武光血刃を此川にて洗ひしより其名あり、

〔補〕天刀洗川は源を筑前國夜須郡に發し山隈村（此村の字、十文字といへる所に古より菊池越に於て本郡に入り花立山の麓を流れ御井郡大杜村にて筑後川に入る末流を三條江川と稱す〔筑後地略〕に流す。〔補〕菊池武光が太刀洗ひたる場所を頼山陽が筑後川の様に詩文に記載せしより世人も此の誤りを信する者ありて其場所を知らる者少なきを以て近時土地の有志者相謀り一碑を其場に建て、管て渡邊郡長の撰みおかれたる左の碑文を刻せんとを計畫しつゝあり（征西將軍親王御墳墓考）

太刀洗場紀念碑

菊池武光太刀洗場紀念碑
正平十四年八月十六日菊池武光征西將軍佐賀親王を奉じて賊と筑後大原野に戦ふ此日未明より接戰激甚に及ぶ一進一退大小三十餘合時に武光馬仆れ背破る然りと雖も勇氣倍々振ひ敵將を屠りて其背を破り且其馬に跨りて縱橫馳突す向ふ所前なし六萬の賊軍遂に挫折せり武光追撃して此地に來り凱歌を揚げて徐に血刀を洗ふ依て往時より此地を菊池渡りと呼べ此川を太刀洗川と稱す然るに世此場を知るもの少し故に有志者と相謀り茲に紀念碑を建て之を表彰す
明治三十三年六月
福岡縣三井郡長 從七位 渡邊村男

義滿陣址

將軍窟

高良山の神籠石

●義滿將軍の陣址 御井郡鱈坂村にあり其緯は續太平記に見えたり。

●將軍窟 生葉郡新川 天工の窟中に八郎爲朝の像を安置せり蓋し爲朝は源爲義の八男にて勇力人に超え剛傲を以て鎮西に追逐せられ勇悍を以て筑紫九國を押領し自ら總追捕使と稱し當州生葉郡を以て適居の地とす歸洛の後時の人其勇威を慕ひて儀像を置き崇敬する所なり故に將軍窟と稱すなほ若宮八幡宮の條下に詳なり。

〔補〕高良山の神籠石 筑紫の一大奇蹟たる神籠石は筑前糸島郡の雷山向嘉穂郡の鹿毛馬筑後三井郡高良山向山門郡女山同八女郡串毛村大字田代の邊の追等に現存せるが高良山中にあるもの最も著名にして高良神洞の後阜より周廻二十餘町の間高さ二三尺の石壘を廻らせり（洞官の形に排せられたりといへり）然して其築造の時代并に其目的等に關しては古來よりの傳説及び近時諸大家の論説いと多く見解區々にして尙ほ未だ疑問の中にあり今茲に一般の神籠石築石

の由来として唱へられたる諸説を擧ぐれば左の如し。

- 一、鬼の窟又は鬼の築きたるものとせるもの、
 - 二、防人を置き、又烽火臺を設けし場所とせるもの、
 - 三、牧場を設けたる一區域を取巻けるものとせるもの、
 - 四、上代に於ける古墳の兆域の石垣とせるもの、
 - 五、水城の類又は城廓の故墟とせるもの、
 - 六、磯城瑞籬の類とせるもの、
 - 七、有力なる開造の宅地とせるもの、
 - 八、或有力者が其祖先の神靈の宿れる靈地として他と劃りたるものとせるもの、
- 尙ほ神籠石に就いて、研究せんと欲する人は、左の冊子を開讀せんとを要す。

- 一、筑後國高良山中の神籠石なるものに就て(小林庄次郎)
(明治三十一年十二月發行人類學會雜誌第一五三號)
- 二、高良山神籠石類似のもの(小林庄次郎)
(同三十二年九月發行人類學會雜誌第一六二號)
- 三、神籠石の種類(八木契三郎)
(同三十三年八月發行人類學會雜誌一七三號)
- 四、同種(同上)
- 五、神籠石に就いて(麻郷生)
(同三十三年十二月發行歴史地理第二卷九號)
- 六、筑後八女郡、女山神籠石(大町菊雄)

女山壘石址

朝田村古塚

〔補〕女山壘石址

土俗神籠石と稱し、山門郡清水村清水觀音堂の北なる山谷數町の間に置石の遺れるあり(自然の粒石塊石を積)大略高良山の遺蹟に比すべしといふ(大日本地)

〔補〕朝田村の古塚

浮羽郡(舊)朝田村大字朝田の重定と呼ぶ地に、二塚あり東西相距ること凡そ三十間、共に南に向つて兩立し、各一小丘をなせり、窟中大石を疊み、三區の室をなし、其東なるものは、大石を以て天井を架し、二重の室を造る、築造甚だ堅牢にして、深入凡そ八間、高一丈一尺、横一丈一尺、室内四壁の巨石には朱を以て、箭を負ふ者の背面圖様のものを畫く、これ植輪の畧製なるべし(筑後地誌草案及)

人類學會雜誌に云ふ、朝田の石窟中に現存せる圖畫を、平田篤胤は古文字の一種となし、其神字日文傳、疑字篇中に編入す、而も學者は早く其文字にあらざるを疑ひ、一は征箭を負ふ處の軍人の背面、二は頭槌の劍となし、三は盾の一種となし、是れ皆殉死を代表する具に成れるものとす、近年更に、同郡若宮村八幡神社の日の岡といへる古墳を發掘し、其石槨中に發見せられたる紋様、又一條吉田村の石人の朱文に參考し、單に古代人の葬禮用の紋様と論斷するなり。

(同三十四年八月發行、人類學會雜誌第一八五號)

七、神籠石とは何ぞや(喜田貞吉)
(同三十五年五月發行、歴史地理第四卷五號)

八、神籠石御調査願書(川村作摩)
(明治三十三年五月、高良神社文庫)

若宮二塚

〔蒲若宮の二塚〕 生葉郡千年村大字若宮の八幡宮境内に二塚あり、東なるを日の岡、西なるを月の岡と稱す。文化二年二月、月の岡を發掘して、石棺を得たり。棺中に玉鏡劍を藏め、棺外四圍に甲冑刀劍其他軍防の具許多を埋む。蓋必ず貴人の古墳なるべし。乃ち家上に祠を建て、之を祭る。其古器の如きは神官の藏する所たり。後明治二十一年、日の岡を發掘したるに、亦一の石窟ありて、四壁に埴土を以て許多の紋様を書けり。是亦月の岡と同じく古墳なるべし。(筑後地誌後案)

氏族

小川伊賀守

●小川伊賀守 竹野郡小川村の地守、大友家の幕下なり。大友耶蘇宗門を信ず、伊賀之れを惡む。故に大友怒つて兵を遣し、伊賀を誅す。

川口太郎屋次

●川口太郎屋次 攝州大坂川口の産、高良社大祝家の祖先に奉仕し、玉垂命高良山へ遷居の時、供奉して當州に來り、三瀨郡安武木村八幡宮の神職と成りて後、代々高良社大祝

田中主膳正

下宮司の職掌を承續して、今に至れり。

●田中主膳正 田中兵部大輔吉政の長子にして、久留米の賦に據る。常に勇武を宗とし、放鷹を好み、三尺八寸の長劍(其名を笹の雪と云ふ、笹て一首の狂歌を自詠す。其詞に云く、笹の雪拂へば落る此刀、持主田中主膳なりけり。と其刃の剛利なるを讚りせ)を佩びて家士農商を撰ばず、手刃する者鮮からず。或時劍術の師某を自から誅戮する時、誤つて膝蓋に疵づくと雖も、少しも屑ともせず。其疵いまだ癒えざるに、家臣に角力を挑ませ、自も力足を踏みけるに、瘡口忽ち破裂し、破傷風を患ひて卒せり。于時年十有九歳、其辭世の詞に云く、

十有九年一夢中 瓢箪瓢箪元夕顔

稻次宗雄

●稻次宗雄登岐と號す。丹波國の産なり。始め遠州横須賀の城主、渡瀬左衛門佐に仕ふ。文祿年中、秀吉公左衛門佐を誅討し、横須賀を先君春林公に封ぜらる。宗雄留りて奉仕す。

春林公丹州福知山轉封の後、國老と爲り、采地三千石を領す、
 元和七年、春林公、久留米城に改封の後、祿五千石に至る、
 其人と爲り忠實剛勇、智謀あり、戰伐に蒞んで意氣壯烈、向ふ
 所前無し、慶長五年、春林公濃州關ヶ原の役に従ひ、株川
 の戰頭に進み、石田三成が部將、蒲生備中が老臣、横山監物を
 討ちて首級を獲、其舉動群を抽んづ、東照神君、岡山の陣
 營に於て、遂にこれを望みたまひて、その勇壯を感じ、宗雄を召
 して褒賞殊に厚し、于時諸士群圍して宗雄が手を執り、甲裳
 を引いて大に歎羨す、寛永十四年、耶蘇の賊徒肥前國高木郡
 嶋原の城に據る、是に於て海西の侯牧、台命を奉じて、これ
 を攻伐す、此時に當りて、先君瓊林公に従ひて軍事を指
 揮す、夜々城邊に出て、地形の可否、賊城の虚實を伺ふに、不幸
 にして城中より放す所の銃丸に中つて、終に營中に卒す、于

時享年八十、此餘播州三木、備中高松、尾州小牧、阿州木津等の
 役に軍功多し、悉く記するに遑あらず、

岸正知

●岸正知外記と號す。米府執政の臣なり、其質篤實、温厚、嘗て

神道の國學を跡部光海翁に聞き、又岡田正利に學べり、儒術
 は合原餘脩の門に遊び、神儒の達識なり、後年正親町公通卿
 に會して、神道の傳義を聞けり、今其靈を祭りて、茅稍靈社と
 號す。

岸靜知

●岸靜知平兵衛と號す。國學、儒學を岸正知に學び、後年神學

を上州の人谷川澹齋に商量し、儒學を京師西依周行に質義
 す、神儒の明師なり。

稻次正思

●稻次正思縫殿と稱す、茅齋と號す。本府の隊長なり、其先稻次宗雄

が二孫、左門に出づ、天資聰慧、學を好んで、合原餘脩の門に遊
 び、經史子集、野史小説と雖も、手に随つて博覽し、能く古今の

物理に通ず。郡政に任じて民庶悅服し、令名顯れ聞ゆ。常に武事を講究し、又故實利害を詳にす。著す所甲冑考、畧後凋録あり。

熊谷伊織

●熊谷伊織後宗開と號す。先君瓊林公の傳に任ず。其質溫厚和平、勇威ありて絶倫の士なり。壽百有餘歳を得たり。

松下爲運

●松下爲運又兵衛と號す。致仕し。雪堂又如清と改む。米府の士臣にして、人と成り清操、風姿甚だ鮮華を好み、詩賦を作り、傍和歌を玩び、又書を能くす。専ら佛乘に歸し、參禪齋律最も勤めたり。又陸

虚の風を慕ひ、茶事を樂む。嘗て法茗水易抄、雪堂吟稿の著編あり。正徳四年九月卒す。江南山に葬る。石碑は自然石を用ひて、姓名法號を刻まず。一句を書して曰く、

情尚自然、石竊、社預言、莫怪、渾無字、姓名差、不、其。

山田成章

●山田成章新内と號す。致仕して。瓶古翁不求と號す。米府の士臣なり。質清

長岡應義

雅辯才あり。和歌を葛岡修理權大夫某に學んで、奥旨を得たり。又茶式を好んで、其蘊を極む。

赤松忠誠

●長岡應義直右衛門と號す。其先は長門國の人。米府に來りて、先君梅巖公の師範たり。

井上久豊

●赤松忠誠十郎左衛門と號す。赤松則房の裔なり。伊豫國竹島より來りて、米府に仕へ、浪士の隊長に任ず。武藝に練達し、尤も柔術を善くす。又劔術、拔刀術に名あり。共に門人多し。

森尙友

●井上久豊三大夫と號す。筑前福岡の産なり。嘗て妙見自得流の鎗術を、井上照一に學び、其技神に入つて許可を受け、寶永

森尙友

年中來りて、米府に奉仕す。徒弟尤も衆し。

●森尙友八郎右衛門節和子と號す。筑前福岡の産なり。鎗術を石川成利に學び、和術は笠原柔樂に親炙して、共に其宗を得たり。

米府に來りて奉仕し、師範と成る、門人千を以て算ふ。又謠曲連歌に堪たり。

伊藤幸充

●伊藤幸充準太と號す。水島ト也傳來の武家の禮法を習熟し、専門家と成りて世に鳴る、徒弟尤も多し。

宗政盛

●宗政盛小兵衛と號す。筑の前州の産なり。武家の禮法を、同州二神氏に聞いて、蒞奥を極め、米府に仕へて師範と成る。其流を慕ふ者衆し。

湯河丙次

●湯河丙次 京師の産なり。伊藤仁齋が高弟にて、米府の儒臣と成りて、先君梅巖公の侍讀たり。

石黒源八

●石黒源八守朴と號す。米府の仕臣なり、質清操風雅の人に於て、和歌を能くす。又和書に名あり。

明石守任

●明石守任三左衛門と號す。米府の士なり、性温寛にして行肅む。詩歌の才有て、識量絶倫の人なり。

杉山正義

●杉山正義清兵衛恒齋と號す。本府の士なり。人と爲り、敦實少より、學に志し、後合原餘脩の門に遊び、易を學び、能く朱易に通じ、易經本義和解を著す。又詩聯を好み、諸友と會して、屢、五字城を築き、編集して、醉吟聯句六千句と名け、後世に遺傳す。且つ書を能くし、寫抄する所の書卷若干篇あり、豪邁威望群を抽づる者あり、右時論の稱する所なりとて、予に語る。故にこれを記す。

中村易張

●中村易張半内、梅子と號す。米府の仕官なり。素より學を好み、理學を宗とす。四書字義摘要を著す、且詩を能くし、探索集を撰述す。

中村易直

●中村易直新助と稱し、觀海と號す、致仕して竹史と改む。米府の仕臣なり。人と爲り、淳厚温雅和氣あり、父易張に學びて、程朱の學を宗とす。又文章詩聯を能くす、兼ねて天文の學に志有りて、入江保叔

に從學して其蘊奥を極め、談天發蒙の著作あり、祖半助一炊兄三郎兵衛一張皆學術に長ず。

不破守直

●不破守直與三兵衛 米府の仕臣なり、性篤實溫謹、少壯より學を好み、國學を岸正知岸靜知に問ひて、其蘊に至り、又儒學を京師西依成齋に受く、神儒の達識なり。

孝子伊兵衛

●孝子伊兵衛 府下小頭町の賤賈なり、父は世を蚤くして、老母あり、伊力を孝養に竭して、晝夜怠ること無し、母嘗て志願有りて、伊勢皇大神宮に詣でんと欲す、伊素より家貧にして、旅料に乏しと雖も、速に肯ひて、其意に違はず、遽に笈を製して、躬ら母を脊負ひ、寛延四年二月、郷里を發して、伊勢より廻りて、熊野路を經、京都に出て、舊蹟名區到らざる所なくして、歸りしといふ。

孝子與吉

●孝子與吉 上妻郡北川内村の農夫なり、父を金右衛門

孝子宇平次

と號す、與吉蚤歳にして、能く父母に事へて、其信を竭す、明和庚寅年冬十月、其母病に罹りて、既に危篤に暨ぶ、父は眼疾を患ひて、農事に懈く、家極めて貧窶なり、故に醫藥を施すこと能はず、歎痛に忍びず、忽ち志願を發し、高良玉垂の神廟に、毎夜詣拜すること、三十餘日に至る、自家より神廟に至ること、山路二里半餘、氷雪霜風を凌ぐ、勞想ふべし、其孝情竟に官聽に及び、府君より褒賞を賜はりて、其佳名四方に著し。

●孝子宇平次 三潞郡西牟田本村の賤民なり、父は同郡北牟田村の産にて、其名を平次郎と號す、宇平次夏の頃より四國に渡海し、八拾八個所の嶮路を跋渉して、歴覽遺す所なし、于時炎暑苦熱、其困勞思ふべし、斯くて十月上旬、歸路に趣き、長州船木驛に宿る、此日圖らずも、邦君大慈公同驛に旅宿ありて、彼が篤孝を聽き、旅邸に召出し、金片を與へ、厚くこ

れを感稱せらる。同月下旬家に歸りて終に母が念願を達す。發歩より殆ど五箇月を経、長途を周廻すと雖も、羈中の省養尙怠ること無く、母曾て患ふる色なし。邦君重て其眞孝を褒譽し、銀飯を與へ、母公盛徳院殿もまた感憐あつて、母子に盛膳を與へ、且金片を賜ふ。此時執政家も各青峽を投與して、これを賞せり。平次郎次を儲けて後、其妻死亡し、家漸々に貧乏しけるに、西牟田本村の農夫平七といふもの、平次郎を義子とし、家女を娶せ、宇平次も實父に従ひ、平七が家に至り、孫と成れり。于時十六歳なり、其後平次郎は男子一人、女子一人を擧げ、病に係りて死せしかば、宇平次は同村の農家の僕となり、其金を以て租金の料とし、晝夜碎身しけるに、平次郎が妻、其心姦器佞惡にして、宇平次を憎むと雖も、曾てこれを患とせず、孝養の志厚かりけれども、繼母頻りに宇平次を猜み、

終に家に來るとを禁止しけり。是に於て宇平次大に悲み、親族の農家に寄食すること二年、猶孝情止む時なく、父母貧窮に艱苦せんことを思ひ、朝暮飲食も安せず、繼母の心に戻くこと、皆自己の勤薄きが故なり、如何にもして繼母の心を安んじ、父が家に至りて孝養を盡さんと、願ふ心頻なりければ、人皆大に感じて、明友の輩、宇平次が志を繼母に告げ、諫め諭しけるに、竟に母が心情和優し、宇平次再び父家に來ることを得たれば、兼日貯へ持たる給金米錢等を、悉く兩親に與へて、衣食の料とし、幼歳の兄弟をも、懇に哀憐しけるが、近年郷中米粟稔らず、家益、究迫しければ、父母兩兒を携へて家を出て、回國行脚せんと欲す。宇平次頻に止むれども許さず、宇平次制するに辭なく、銀錢を除りて與へければ、三月に家を出て、翌年七月に及ぶ頃ほひ、喪迫の體にて歸郷せり。宇平次見

るに忍びず、自己の著衣を脱いで、兩親兄弟の者に與へ、厚く
勞りければ、繼母初めて宇平次が孝心に感泣して、宇平次が
眞孝世に類ひ無きことを諸人にも語り聞かせ、母子の情日
を追うて厚くなりしかば、終に 官聽に達し、褒賞ありて
米穀を賜ふ。然して後平次郎癰腫を患へて、危篤に及びしか
ば、宇平次外料に治療を委ね、主家の事に給するの暇、行程二
里を隔て、日毎に膏油を運ぶこと九十餘日、夜毎に父が家
に來りて、看病に心力を竭し、主家の勤務も亦聊か闕くこと
なし、主人其志の厚きを感じ、農事の勤を許し、醫師も亦藥價
を辭して受けず、皆其至孝の誠心に感激するが故なり。繼母
嘗て宇平次に語りけるは、汝十六歳より今茲に三十歳に至
るまで、主家の勤務屢、聞くに忍びず、今家弟平太郎を、汝が代
として主家に給事し、汝は家に歸りて累年の辛勞を休せよ

孝子和作

と告ぐ。宇平次曾て肯はず農家の佃奴、其勤務素より容易の
事にあらず、平太郎は未だ若輩にして、其勞に堪ふべからず
と固辭しければ、繼母猶宇平次が志の切なるを視て、感涙數行
に及べり。宇平次の行實重ねて 君聽に達し、厚く褒譽あり
て、若干錢を賜はり、主家を辭して安く活計を營みたりといふ。
●孝子和作 府下瀬下町の産なり、父は文左衛門と號じ、
多年中風を患ひて産業に懶く、特に貧賈なり。和作幼年より
蕪菁等を販ぎ、聊の利潤を以て病父を養育す。父常に酒を嗜
み、麪を好むが故に、自己の飯米を分ち、酒麪に易へて慰め、或
は破屋雨露を凌ぐに堪へずと雖も、滲漏の少き所に父を臥
せしめ、己は雨濕に冒されて臥し、或は寒夜被ふべき衾なけ
れば、己が著衣を父に掩ひ、每事父が欲し願ふ所、拒み捍ぐこ
となし。幼歳にして其孝養の篤き實に天縱の孝子なり、終に

刀匠光世

官聽に達し、米穀を賜ひて、其孝志を褒賞せらる。
●刀匠光世 里老傳へいふ、本州御井郡國分村の住人なり。後年同州三池郡に移りて、三池傳太と稱す。今國分村の内燒双の池といふ小池あり、是其の舊址なり。

眞木保臣

眞木保臣 愛國の志士として、名聲天下に轟ける、眞木保臣公の事蹟は、既に諸大家の著述に詳なりと雖も、茲に公の二男佐忠君の手記に成れる小傳を得たれば、左に之を掲ぐ。

眞木保臣公の傳

南筑久留米藩士、眞木和泉守平保臣、崇濼と號す。世々水天宮の神官たり、小字は添、文化十年癸酉三月七日、藩三瀨郡瀬下町に生る。母は中村氏公、歳十一にして父を失ひ、文政六年癸未八月十二日家を嗣ぎ、七年甲申二月十五日始めて藩主に城に見ゆ。天保三年壬辰十月上京し、從五位下和泉守に叙す。公容貌魁偉、行禮洒落、入りて家人に接する威儀嚴格、出でて人に交はる春風和氣、少より學に耽る、性制度を嗜み、古典を喜び、古言を好み、三禮を閲し、又歴史に涉り、國風を誦じ、兼て詩文を善くす。頗る音樂を好み、粗其技に通じ、尤も琵琶を愛す。公成童の頃より常に 皇室の褒頌を歎き、深く補公の忠烈を慕ひ、每歲五月廿五日同志朋友と之を祭り、皇政恢復の志を抱くこと久し、又水戸義公を追慕し、烈侯を尊仰す。會澤伯民の新論を讀むに及んで、賞歎已まず。後江戸に出て、先づ水戸に遊び、會澤の門に入る。居ること數旬、會々阿闍本國船長崎に来る。是に於て俄然國に歸る。爾來天下の

倫安を慨し、海防の備らざるを憂ふ、先帝即位の時、大禮を拜せんと藩に乞うて上京し、數三條贈右府野宮宰相中將兩卿に面謁し、緩急 皇政恢復の事を盟ひて歸る。既にして一藩の政事を論じ、建白する所あり、大に當路の耳を激し、即ち議を蒙り、國の南鄙其弟大島居信臣の家に盤居する。十二年、益々心を潜め書を讀み、凡そ禮儀禮典、律令格式研究せざるはなし。是時に當りて幕府政を失ひ、天皇聖明大に宸襟を憫す、公悲憤慷慨を奉る。文久紀元辛酉又竊に人に託して野宮卿に上書せんとせし、同卿昔日に變じ、酷く幕勢を恐れ、謁見を得ず。よりて大原卿に其意を通ぜり。是れより先に筑前の布衣平野國臣、時々竊に公の盤所を訪ひ、恢復を謀る。一日國臣羽大塚の驛會に至り、通行人名の帳簿を閲するに、陸の大久保市藏の參大早にて江戸より國に下るの先觸有り、乃ち來りて公に告ぐ。公國臣に謂つて曰く、必ず大久保を要し、之に面晤せん、然れども吾輩身公然之を要すべからず、若し吾面晤するを得ざれば、君瀬高驛に待ち、能く大久保に臨れ、夜密に盤所を出て、羽大塚驛に至り、吉武氏の家に待つ。大久保果て來る、乃ち竊に相謁り、大久保に託して意を陸侯父子に通ず。同年冬平野國臣を陸に遣り、迅速天祐の二録を周防公子に獻す。光公也。是時に當つて、天下恟々有志の士所在に密議す。十二月陸人伊平田尙平、羽人清川八郎、江戸人安積五郎、上國より來り、公の盤所に就き、天下の事を謀り、且曰く、山中河内介は中山家の屬也、中山中郡將に屬し、二品親王の令を奉じ、不日陸に入り、其義舉を促さんとす。伊平田直に陸に行く、公乃ち弟眞木外記、今も君をして清川と共に肥後豊後に行かしめ、熊木有志、竹田有志に切迫の事情を告ぐ。二年壬戌二月又角照雄、洲上郁太郎を長州に遣り、久阪義介、土州人吉村虎太郎等に歸る。一夜公予を盤所に呼び命じて曰く、吾亡命陸に入

り陸國と共に 皇政を恢復せんと欲す、汝既に家を嗣ぐ者吾に從ふべからず、且我老母有り、汝能く之を養へ、菊四郎が如きは家に當らず、率て共に行かん、京師事有るに當らば我藩をして速に勤王ならしめ、汝も亦我藩主に從ひて上京す可しと、既に藩有志の舉動を察知し、獄吏數人を遣り、水田村を護す、公以爲らく事既に露はる、斷然せざるを得ずと、同月十六日子の夜と、門人淵上藤三、吉武信義を率ゐ脱走して陸に入る、此舉を聞くや同志門人の徒城下にある者亡命して京に走るもの多し、是より先公の弟大島居信臣事を京師に待たんと、事に託して藩に請ひ、三男大島居菅吉、義延宮崎備太郎二人を率ゐて上京す、藩獄吏を四方に走らせ、亡命者を追捕すること甚だ急なり、一藩の人心之が爲に大に驚く、公陸に在る數句にして、周防公子和泉と改名し、江戸に行くと稱し、上途す、公亦陸を辭し、上京の途、津華に至り、原盾雄等同志數名と始めて會す、四月廿三日、伏見寺田屋の變有り、陸周旋刺命を奉じ、浪士を各藩に歸す、同月廿九日、公同志數人と、浪華の久留米藩邸に入り、此に幽せらるゝこと凡七十日、遂に護せられて、浪に歸り、輪番塾に囚せらるゝ、同年七月、因中より大原彌に上書す、三年癸亥二月、四日、救命を得、始て家に歸る、同月、雲上に封事を奉る、此時に當りて藩主公に上京を命ず、公命を奉じ、未だ上途せず、藩主數人を召し、左右を退けて、詰る、公藩主に謂て曰く、陸國の先親而して我時、愛夫人の那國也、勤王の事宜しく依頼すべし、藩主大に喜び、日ならずして陸に使用するの命有り、乃ち陸に行く、歸れば、則ち一藩の動搖に依りて、又因に就く、時に中山侍從忠光卿、長に在り、此變を聞くや、輪を飛して來り、救ふ、長侯津和野侯亦使を遣り、解囚を説く、又 朝命有りて、其囚を解かしむ、五月、解囚上京し、途長に入り、長侯父子に見ゆ、其遇至て、温し、京師に至り、三條公階公卿亦尤も親重す、遂に學習院徴士に補せられ、日夜國事に執筆す、此時に當りて、大和行幸

の勅あり、靈輿將に發せんとす、八月十八日夜、俄に京師腫疫、廟議一變七卿及長藩士四に下る、公亦之に從ふ、是に於て朝命あり、長藩人の入京を止む、元治紀元甲子秋七月、長の大夫妻等と上京す、公忠勇軍の隊將たり、長の大夫妻、原氏、伏見より長藩の入京を懇請す、時に京師の政、幕府會藩の手にあり、志士之を開くや、憤懣に堪へず、兵を引いて京に向ふ、公久坂義介等と募兵、應司郎に入る、會兵妾に之を撃つ、則ち之と戦ふ、事急にして、兵敗るゝを以て、一び天王山の營に歸り、後軍を併せて、更に事を成さんと欲す、歸れば、則ち營中長軍一人も在る者なし、乃ち同志十七人と割腹して死す、實に元治元年甲子秋七月二十一日也、享年五十有一、公死に臨み、從容として歌を作り、三條公に長州に寄贈す、明治二年正月、我藩主公の忠死を賞し、使番格を追贈す、明治五年一月、朝廷祭料を我家に賜ふ、其文に曰く、
故和泉守眞木保臣積年 皇室の褒頌を慨き、首として勤王の大義を唱へ、有志の徒を激勵し、終に非命の死を致候段、深く愍然に被思食、依之爲祭料、年々現米拾石、下賜候事
明治十七年四月、我舊藩人の東京に在る者、各府縣有志者と協議して、東京有馬家邸内水天宮境内に一社を創建して、公の神靈を祀り、且公の遺筆を集拾して、上梓せり、社號を紫藤神社と云ひ、遺筆を紫藤遺稿と云ふ、此舉聖聽に達し、同六月、宮内省の命を以て、金百圓を賜ふ、其文に曰く、
故和泉守眞木保臣、夙に勤王の志を懷き、遂に非命に斃れ候處、今般社殿創建の趣被 聞食、金百圓を下賜候條、此段相送候也、
遺稿に載する所の文書、僅々我家に遺る所の寫し耳、彼の國體策、天命論、退速、天祐の二錄の如き、其他入策等の書類、總て癸亥五月、公上京の後、之を京師に送り、其後佐忠等多年投獄、京師擾亂一ならず、其書類祝融に歸したる歟、維新の後、索むるに由なし、惜哉、噫、

泉州公墓表草案

二十一年八月、東京靖國神社へ合祀に相成たる旨内務省より達し有り、二十四年四月八日特旨を以て、正四位に贈位ありたり。又真木家に泉州公墓表の草案を藏せらるる今之を録して史家の参考に供す

啓行烈士墓表 (未定稿)

南筑水天祠、官真木和泉守平保臣、號紫灘、自少耽學、深嗜制度、嘗言、古言、三禮又涉、歷史、歐風、兼善、詩文、常歎、王室之衰頹、深慕、補公之忠烈、每歲五月廿五日、與同志朋友、祭之、又追慕、水戶磯公、草野烈公、及諸新論、歎不已、後出子、江戸、先遊、水府、入於、會澤、之門、親觀、其學術、之正大、而又益、敬服、磯烈二公之高風、矣、會、阿蘭木國船使、時陽、於是、俄然、歸、爾來、慨天下、之偷安、憤外侮、之猖獗、既而、憂國、家、風、政府、同志、十數、輩、皆、鑒、紫灘、則、願、予、國、之、南、鄰、其、弟、大、島、居、信、臣宅、十二年、益、潛、心、讀、書、凡、禮儀、禮典、律令、格式、無、不、研、窮、焉、嘗、是、之、時、龍、夷、跋、扈、幕府、因、循、天子、聖、明、大、綱、宸、機、然、力、微、不、能、爲、於、是、悲、憤、懣、懣、安、政、四年、丁、巳、歲、上、得、于、三、條、故、內、府、公、天、下、有、志、之、士、上、誓、于、精、神、問、者、亦、多、矣、事、發、覺、昔、處、罪、刑、紫、灘、之、封、事、幸、不、覲、而、散、慮、益、確、乎、紫、灘、亦、憤、惋、不、已、與、同志、數、輩、密、議、而、復、計、振、興、北、筑、藩、平、野、國、臣、竊、來、謀、焉、文、久、紀、元、辛、酉、冬、紫、灘、遣、國、臣、于、磯、獻、通、速、天、祐、之、二、錄、于、大、隅、侯、其、翌、年、壬、戌、春、侯、有、東、行、之、議、紫、灘、謂、于、弟、曰、吾、直、言、告、使、使、我、藩、其、發、舉、于、弟、皆、止、之、既、而、賦、東、國、紫、灘、以、爲、事、既、露、矣、乃、從、次、子、玆、與、三、門、人、術、圖、脫、走、入、陸、數、旬、而、侯、上、京、紫、灘、留、數、旬、辭、陸、上、京、會、伏、水、之、變、陸、周、旋、奉、朝、命、歸、浪、士、於、各、藩、紫、灘、等、十、名、亦、在、其、數、中、紫、灘、歸、國、復、彌、幽、一、年、文、久、三、年、癸、亥、得、救、歸、家、翌、日、命、上、京、藩、公、數、召、紫、灘、進、左、右、而、語、紫、灘、謂、公、曰、陸、則、紫、灘、之、先、賴、而、我、晴、雲、夫、人、之、鄉、國、也、勃、王、之、事、宜、依、賴、焉、公、大、喜、乃、使、紫、灘、之、陸、

井上阿傳

補井上阿傳

井上傳女は久留米紉の始祖なり、天明八年十二月廿九日の出生にして、筑後國御井郡通外町三十五番地に住居し、幼より木

歸、則、有、志、之、者、復、就、因、中、山、侍、從、在、長、門、之、飛、輪、來、救、長、侯、津、和、野、侯、亦、遣、使、者、解、其、囚、又、有、朝、命、促、解、幽、囚、送、紫、灘、於、長、門、諸、京、師、途、過、山、口、長、侯、父、子、見、紫、灘、大、喜、能、之、以、刀、至、京、則、公、卿、皆、禮、貌、焉、三、條、公、尤、親、重、焉、既、而、徵、爲、王、人、日、夜、談、紫、灘、時、有、大、和、行、幸、之、勅、事、將、發、而、忽、踏、長、藩、紫、灘、七、卿、四、下、紫、灘、亦、隨、焉、七、卿、在、長、之、間、受、難、經、之、任、長、侯、亦、厚、遇、焉、元、治、紀、元、甲、子、秋、七、月、慎、會、賊、之、凶、暴、與、長、三、大、夫、某、々、久、坂、磯、助、等、舉、兵、圍、于、攝、天、王、山、紫、灘、爲、忠、勇、軍、之、隊、將、欲、一、擊、傾、覆、凶、賊、而、恢、復、正、統、皇、政、與、三、大、夫、相、約、若、未、得、復、賊、則、收、兵、歸、營、而、再、戰、必、應、殲、滅、凶、賊、而、止、乃、潛、兵、入、京、與、會、賊、賊、事、未、成、遂、其、營、而、長、軍、已、去、矣、於是、與、同志、七、名、決、意、制、賊、而、死、實、元、治、元、年、甲、子、秋、七、月、廿、一、日、也、享年、五、十、一、有、餘、世、歐、於、保、也、萬、乃、美、彌、備、伊、波、保、爾、宇、免、爾、計、里、和、可、登、志、津、幾、乃、養、萬、德、大、滿、之、北、會、賊、等、集、其、屍、同、葬、于、寶、塔、前、之、地、世、人、假、立、其、墓、知、與、不、知、來、用、以、奉、花、香、會、賊、等、十、七、名、其、墓、禁、其、來、拜、然、奉、花、香、者、連、綴、不、絕、其、墓、仆、棘、復、建、之、以、故、會、賊、等、十、七、名、之、墓、同、葬、之、于、天、王、山、下、竹、林、中、卑、濕、之、地、然、世、人、復、立、其、墓、奉、花、香、來、拜、者、益、甚、今、茲、慶、應、四年、戊、辰、朝廷、許、葬、難、之、士、建、其、墓、長、藩、列、士、七、名、之、墓、表、始、葬、之、地、我、藩、更、請、朝廷、別、改、葬、于、朝、殿、之、地、以、安、其、神、云、銘、曰、錦、旗、一、閃、不、血、兵、學、紫、城、係、累、殘、賊、東、隙、不、日、而、平、皇、威、一、振、復、于、千、古、朝、廷、嗚、呼、公、等、終、身、百、練、丹、誠、未、見、一、新、其、墓、木、已、若、々、遺、憾、謂、何、實、可、惜、又、可、傷、雖、然、公、等、先、唱、發、誓、親、征、王、山、一、舉、事、雖、不、成、猶、成、千、載、之、後、應、與、補、兵、齊、名、官、許、葬、表、九、原、之、下、宜、歟、筑、後、來、日、備、臣、葛、原、池、尻、始、謹、撰

綿など織ることを好み、年十二三歳に及ぶ頃は、最早白木綿又は縞等を織り、技術大に進み、精巧の布を出すに至れり、之を久留米市街に賣りて、生計を營みぬ。然るに當時久留米に、一として名産の見るべきものなきを慨し、常に新奇の織物を工夫して産物たらしめんことを企圖し、千思万考、瞬時と雖も忘るゝと能はざりし熱心なる精神終に一の發明をなすに至れり。傳女一日日常着用せる衣服を偶然點檢するに、衣服古びて處々白らけ斑を生じたり、傳女慧眼此に點じ、深く感ずる所あり、悉く之を解き放し、糸の黑白相交錯するに習ひ種々考案を凝らしたる後、試に織餘の廢絲を以て白糸を絞結し、之を紺染し、乾燥の後、其絲を解除し、之を織りたるに、布面點々白紋を印し、頗る奇觀なり、見る人之を名けて雪降又は霞織などと稱す。傳女此織物を世に擴めんことを企て、「加壽利」と唱へて販賣せり、是實に久留米紵の起源となりしなり。

傳女十五歳の春を迎へて、技術益々精巧を極めたれば、當時門に入りて學ぶもの、二十有餘名の多きに至れり、此に於て一層勉業に従事し、繪紵等を織るに至りぬ。其後弟子日に増加し、四十歳の頃には三百乃至四百の多きに及びぬ。之より久留米紵の名四方に傳播し、近年に至りては全國其名を知らざるものなし、今や久留米物産中、輸出物の上位を占むるに至りしは、全く傳女の賜といふべし。

傳女に二男一女あり、長男を淺吉、二男を兵吉と云ひ、長女を糸と言へ

り、淺吉は肥前の長崎に移住したりければ、二男をして家を繼がしめんとせしむ、不幸にして兵吉は早世せり、故に糸女を相續人とし、同町の儀助といふ者を養子とせり、已にして糸女一子を擧ぐ、即ち長崎の淺吉に因み、同名淺吉と名づけ、傳へて今日に至る迄、紵業を營めり、傳女行年八十二にて明治二年四月二十六日歿す、市内寺町徳雲寺に葬る、釋名を釋尼聞忍信女といふ。

傳女の功勞空しからず、明治十七年に至り、左の追賞を蒙れり。

福岡縣筑後國御井郡通外町
故 非 上 傳

一金貳拾圓

幼年より意を機業に注ぎ、常に物産の乏しきを憂慮し、千思万考遂に耕織方を發明し、尙進て繪紵等を織出し、老年に至るまで之を傳習する無慮四百名、是を久留米紵の起源とす、現時の産出量拾萬反、○明治三十九年一月計九十一萬四反、仍て其功績を追賞す。

右審査員の薦告に據り、熊本に於て之を授與す
明治十七年十一月廿五日

農商務卿正四位勳一等伯爵 西 郷 從 道

同二十四年十月、紵同業組合は、其委員總會の決議により、傳女の功績を追懐し、追賞文に金拾圓を添へて、其遺族に贈與せり。

同三十一年に至り、同組合は更に市内兩替町なる、其事務所の境内に、紀念碑を建築せり、嗚呼、邇たる此の貞珉、美名千歳傳女の名遂に碑石

井上傳子之碑

井上傳子、久留米市通外町、人自幼慧穎、好工、凡紡績織縫之事、不仰師而自能之、年十二、三、最、意、手、機、業、欲、發明、一新、式、其、國、利、居、常、意、匠、惜、傳、至、其、能、一、旦、有所、傳、乃、試、東、米、大、如、指、長、數、十、尺、節、々、括、繁、之、狀、如、百、足、蟲、而、深、之、藍、液、泌、染、之、後、解、潔、淨、酒、移、之、機、上、經、之、終、日、七、獲、始、得、二、反、之、綿、布、而、面、紺、色、含、光、白、紋、鮮、明、雪、飛、露、露、奇、觀、人、口、大、控、時、好、世、稱、之、曰、雪、降、又、露、機、都、部、爭、購、其、價、額、昂、近、鄰、婦、女、子、來、購、傳、習、者、陸、續、不、絕、年、方、四、十、而、後、受、業、而、營、生、者、至、四、百、人、之、多、於、是、乎、傳、之、所、謂、雪、降、露、機、者、合、稱、之、曰、阿、傳、加、添、利、是、爲、久、留、米、耕、之、權、矣、今、也、距、此、時、僅、五、六、十、年、耳、而、久、留、米、耕、一、年、盛、於、一、年、四、二、萬、人、販、賣、營、業、者、千、五、百、人、既、往、發、達、之、速、已、如、此、則、前、途、之、事、亦、可、知、矣、然、而、究、其、所、由、則、出、于、一、女、子、纖、腕、之、力、豈、得、不、感、傳、子、以、天、明、八、年、十、二、月、廿、九、日、生、以、明、治、二、年、四、月、二、十、六、日、歿、年、八、十、有、二、法、臨、日、釋、尼、開、忍、信、女、墓、在、寺、町、德、雲、寺、初、塚、非、上、次、八、生、二、男、一、女、道、孫、現、存、繼、其、家、者、非、上、久、吉、明、治、十、七、年、九、州、沖、繩、八、縣、聯合、共、進、會、官、道、賞、其、功、勞、賜、金、若、千、可、謂、死、而、有、餘、榮、矣、抑、傳、子、一、婦、人、耳、尙、其、精、神、一、到、刻、苦、研、精、之、力、能、施、惠、於、天、下、後、世、如、斯、其、偉、矣、况、乎、聖、賢、男、子、而、生、文、明、日、新、之、世、者、荷、明、傳、子、之、風、者、豈、可、不、感、奮、而、興、起、哉、頃、日、從、事、斯、業、者、相、購、傳、子、之、遺、像、以、爲、報、德、之、意、可、謂、厚、矣、偶、來、贈、文、於、余、余、素、慕、傳、子、之、德、不、朽、將、此、遺、像、報、德、之、意、可、謂、厚、矣、偶、來、贈、文、於、余、余、素、慕、傳、子、之、德、不、朽、將、此、遺、像、報、德、之、意、可、謂、厚、矣、

恩、及、枯、骨、貧、命、維、新、後、人、報、德、久、留、米、後、藤、謙、識

明治三十一年四月

日源上人

補日源上人

同年十一月同組合は又傳女吊慰金五拾圓を其墓所寺町徳雲寺に寄附し且金五拾圓を傳女の孫井上久吉に贈與せり(雜誌久留米耕抄録)

下妻郡古川村大字溝口に長壽山福王寺あり其山來詳ならず代々法華宗の徒之を守る此寺中世稍破壞に及びけるに文祿年中越前國今立郡五鹿村(今五箇)の産日蓮宗の僧日源行脚して當地に來りしに此寺廢れ檀家僅に數戸ありて住僧なきを以て錫を此に掛け再興せしとぞ然して此邊は矢部川に瀕し水質の製紙に適するを觀遊に行装をなし貧困窮難の身を以て遠く故國に往來し彼地の産業を移し此地の産物を産出せんと欲し生國より弟新左衛門新右衛門新之丞の三人を携へ來り地を卜して一の製紙場を設け其法を教へたり之れ實に文祿四年の事なり是に於て領主立花左近將監親成の間に達し御用紙の命ありて郡中産出する所の楮及び製紙機械を賜ひ又福王寺職工中へ田屋敷を附與せられ其後慶長中田中吉政全國を領するに及び田中氏も亦先格に據りて恩賜し元和七年有馬公移封の後三百石の租稅夫役を免し製紙工等へ三十人扶持を賜ふ九州製紙の原は實に日源より始めりとぞ此地今に盛に紙を製造し溝口紙の名世に高く且現時上妻下妻山門郡矢部川沿岸の各村紙業を營むもの千有餘戸其他肥前肥後豊前豊後の地方其末流を受け業を營むもの幾千戸なるを知らざるに至りたるは實に日源の遺澤

九州製紙業の起源

なり

九州各地に製紙業を横めし事蹟は、大坂陣後領主立花公故ありて肥後公の客となりしに及び、新左衛門道基の念止み難く、肥後に流寓して其消息を窺ひしかば、領主加藤公之を開き立花公に請うて御用紙を命ぜらる、元和七年立花公蒞領地に復歸せらるゝに依り、新左衛門再び新舊兩主の允許を得て立花公に再任し、御用紙の命を奉ぜり、其後肥後侯新左衛門の代人を請はれたれば、新左衛門侯の恩儀亦止し難きを以て、次男與三右衛門といふ者をして其招に應ぜしむ、爾來溝口村の人下川孫兵衛、原四兵衛、肥後侯の招きに應じたることあり、皆御用紙屋を命ぜられたり、是れ肥後國製紙の濫觴なり、又上妻郡北山村小字和田の人、和田仁右衛門は立花侯の御用紙屋たりしが、寛文中故ありて筑前國夜須郡某村に轉住す、領主黒田公其製紙業に練達するを聞きて御用紙の命あり、子孫世々職を襲げりと云ふ、是筑前國製紙の嚆矢なり、元禄三年肥前國佐賀郡松瀬村の人、納富由助といふ者下妻郡溝口村に來り、製紙業に従事すること五十年、能く該業に練熟し、歸りて其業を傳播せり、現今名尾溝口紙は該地方の稱譽する所なり、是れ肥前國製紙の開祖なり、又今を距る八十年前、山門郡小田村の人、坂田彌平と云ふ者肥前國南高來郡島原辨天町に往來し、該地に製紙業なきを以て遂に行きて自ら之を始めたなり、豊前國にも溝口村の人、名氏ら行きて該業を始めたなりと云ふ、其他の地方は概ね近年の開業なり、と云ふ、抑、日源上人は、慶長十四年十月十四日入寂す、福王時境内に葬る、其末孫は、則ち下妻郡古川村大字溝口藤原日臣なり、新左衛門は寛文九年正月廿九日歿す、其末孫は山門郡水上村大字小田に在り、新左衛門は寛永八年九月廿四日歿す、其末孫は下妻郡古川村大字溝口に在り、新之丞の末孫は

詳ならず、興三右衛門は寛文十一年歿す、其末孫は肥後八代郡宮地村に今猶存し、維新發藩迄は共に世々御用紙の命を受継げり、以上新舊小田村に建書抄録

明治二十九年同志者相謀り、日源の偉功を念ひ溝口村の福王寺内に一碑を建てたり、其文に曰く、

九州製紙開祖日源上人之碑

利用厚生者、聖人經國之法、而孫世利民者、佛家弘法之要也、往時是利氏之季、天下大亂、經緯二氏之世、而于支未休、人心恟々、民不聊生、於此也、欲救民於塗炭者、利用厚生之法不可不講也、孫世利民之要不可不施也、時有行脚僧、日源上人者、遊行到筑前下妻郡溝口村々、濱于矢部川、土地膏腴、水石清麗、不日、源上人者、遊古刹、福王寺、淹留旬忽、旋錫而去、更携其徒數人、而來、創製紙、教之於比鄰、爾後居民學之者益多、其業因盛、時文祿四年也、當時溝口、製柳河、侯立、花氏、封地、後、侯、田、中、氏、封地、給、助、仍、舊、元、和、以、來、屬、于、久、留、米、侯、有、馬、氏、慶長年中、係于筑後侯田中氏、封地、給、助、仍、舊、元、和、以、來、屬、于、久、留、米、侯、有、馬、氏、千戶、年々所製出者、其數可知也、夫筑前工商之業、以紙爲最、茶次之、而茶亦創於上妻郡鹿兒尼山中、銀嶽寺、祖師瑞石和尚、佛者之事、亦係矣哉、元和年中、肥後侯加藤氏、聘上人、徒弟、創業於八代郡、寛文中、筑前侯黒田氏、亦效之、創業於夜須郡、元禄年中、肥前侯、納富某、亦來而學之、創業於佐賀郡、嗚呼、上人紙業之事、始於溝口、施及二統、兩肥、今則銷四九州、荷製紙者、皆無不祖焉、嗚呼、上人紙業之溝口紙也、抑、佛者孫世利民之術、實以爲聖人利用厚生之助、豈可以菜門棄

世者觀之、上人者越前今立郡五鹿村之産也、佛學、日遊宗、以慶長十四年冬十月十四日、寂、在寺前、上妻下妻二郡、今爲八女郡、海口村、今屬于古川村、明治二十九年、地方以紙爲業、者、于工于商、數百千人、相謀、捐資、數千金、以建、紀德碑於寺門之側、農商務大臣子爵榎木氏、題碑、而曰九州製紙開祖、日源上人、之碑、明年碑成、徵於文、余、業儒者、道固不同也、雖然、事之益於人生者、無佛、無佛、誰不飲慕之哉、乃配其陰、以實其事、保之以路、々々曰

八女之山。 八女之水。 植樹、瀝、殺。 可以製紙。

山明水綠。 不雜、塵、滓。 執錫、持鉢。 脫法於此。

北越南筑。 道阻三千。 古往今來。 三百餘年。

功德遠及。 香度衆生。 八女草木。 永保遺榮。

丁酉中秋。 和堂樋口眞幸撰

(附書本書に載せたる人物のほか、筑後の國に於ける、賢君、忠臣、孝子、貞婦、義僕、儒者、名僧、才媛、其他の偉人傑士にして、其名世に著れたるもの、いと多し、此等はすべて、福岡縣教育會編纂の福岡縣篤行奇特者調井に戸田幹氏の久留米小史、伊東尼四郎氏の筑豊人物志料等に詳なれば、今一々之を增補せず。

訂校 筑後志卷之七終

〔補〕有馬家(舊久留米藩主)累代略記(篠山神社文庫秘藏の系譜に據る)

第一代

則頼公

梅林院殿

其先は赤松義祐より出づ、義祐攝津の有馬邑を食む、困りて氏とす、公は其八世の孫にして、父を有馬筑後守重則といひ、母は細川右京大夫の女なり、天文二年播州三木郡滿田城に生る、天正年間豊臣秀吉の中國征討に従ひて功あり、依りて播州淡河を賜はる、其後慶長六年攝州有馬郡三田二萬石を領す、公幼名は源次郎、後中務少輔從五位下に叙し、刑部卿法印と號す、慶長七年七月廿八日三田城に於て卒去、享年七十。

第二代

豐氏公

春林院殿

則頼公の第二子にして母は別處氏、永祿十二年播州滿田城にて誕生、幼名は萬助、玄蕃頭從四位下侍從となる、文祿四年八月遠州横須賀三萬石を賜はり、慶長五年十二月丹波福智山六萬石を領し、同七年先公の遺領を合せて八萬石(然れども其實は官に請ひて)となる、元和六年十二月八日多年の功勞によりて、筑後久留米二十一萬餘石を賜はり、翌七年三月入國、寛永十九年閏九月晦久留米に於て即世、壽七十四。

第三代

忠頼公

瓊林院殿

豐氏公の第二子にして母は松平氏、慶長八年丹波福智山にて誕生、家康外孫たる故を以て吉法師の號を賜ふ、初め忠郷又忠則と稱し、中務少輔從四位下となる、寛永十九年十一

月五日襲封承應四年三月二十日參觀の途中病に罹り備前海船中にて卒去享年五十三

第四代 賴利公 靈源院殿

忠賴公の第三子にして生母は磯部氏承應元年江戸に生る幼名は松千代立蕃頭と稱す明暦元年七月三日家督を嗣ぎ寛文八年六月廿四日江戸の邸にて卒去享年十七

第五代 賴元公 慈源院殿

忠賴公の第四子にして賴利公の異母弟なり生女は神保氏幼名は源四郎中務大輔從四位侍從たり承應三年八月二十五日久留米城に生れ寛文八年八月廿一日襲封寶永二年七月二十日江戸の邸にて卒去享年五十二

第六代 賴旨公 昌林院殿

賴元公の第二子にして生母は小野氏幼名萬吉筑後守と稱す貞享二年六月三日久留米に於て誕生元祿十三年十二月二十一日從四位下(有馬家にて世子にして四位に叙せられ寶永二年九月五日家督を嗣ぎ翌三年四月八日江戸にて卒去享年二十二)

第七代 則維公 梅巖院殿

有馬氏の祖先赤松圓心公第十四世の孫歷下士石野八大夫則員の第二子にして生母は小笠原氏延寶二年三月三日則員の家(梅林公の四子)に生れ貞享元年十月三日有馬宮内則故(梅林公の四子)の養子となり寶永三年四月出でて賴旨公の養嗣子となり同年五月廿一日襲封幼名は虎之助後兵庫と改む立蕃頭從四位下侍從たり難髪して唯翁と號す元文三年四月朔江戸高輪の下邸にて卒去享年六十五

第八代 賴種公 大慈院殿

則維公の第五子にして生母は小林氏正徳四年十一月廿五日久留米にて誕生小字は左近初め則昌と稱し後賴種と改む享保十四年七月六日襲封官位中務大輔從四位左少將たり天明三年十月廿三日久留米城にて卒去享年七十

第九代 賴貴公 大乘院殿

賴種公の長男にして生母は奥田氏延享三年四月二日久留米にて誕生幼名定五郎と稱す天明四年正月廿三日家を嗣ぎ官位上總介中務大輔從四位下左少將に叙せらる文化九年正月廿三日江戸に於て卒去享年六十七

賴端公 未繼家 寬明院殿

安永八年六月廿七日江戸にて誕生賴種公の第四子にして生母は高木氏幼名東作又長作上總介從四位下に叙す寛政五年三月廿五日世子となり文化元年十二月二十二日江戸赤羽邸に於て卒去享年二十六

第十代 賴徳公 大良院殿

幼名新太郎と稱す寬明世子の長子にして生母は吉田氏寛政九年六月廿二日江戸邸に生れ文化九年三月十八日襲封官位從四位下侍從上總介立蕃頭左少將たり天保十五年四月廿三日江戸芝三田の邸にて卒去享年四十八

第十一代 賴永公 義源院殿

頼徳公の第四子にして生母は田中氏、文政五年三月廿三日久留米城にて誕生、初め彌作と稱す。上總介筑後守從四位下侍從たり。天保十五年(元弘)六月十七日封を襲ぎ、弘化三年七月三日久留米にて即世。享年二十五。夫人は松平津齊興の女(實は松平齊興の女)晴子(年明治三十七年自逝去晴雲なり)。

第十二代 頼成公

淵龍院殿

頼徳公の第七子にして小字は孝五郎、初名頼多又頼慶、生母は立石氏、文政十一年七月十七日久留米城に生れ、弘化三年十月十二日襲封官位從四位下侍從中務大輔左近衛權少將たり。明治二年二月七日版籍返上を建言す。同年六月十七日久留米藩知事となり、同四年七月十五日藩知事を免ぜられ華族となり、東京に移住す。同五年九月五日中教正に補し、累進して大教正となる。同七年二月辭職、退隱對馬と號す。同十一年六月廿日辭香間祇候となり、同十三年五月十八日正四位に叙し、十四年五月二十一日從三位に進み、是日東京蠣殻町の邸にて卒去。享年五十七。夫人は徳川家慶公の養女(實は有栖川宮頼子なり)。

第十三代 頼匡公

頼匡公

初名は繁麿、頼成公の第四子にして生母は浦辻氏、文久元年四月廿四日江戸に生れ、明治二年二月三日從五位に叙し、同七年二月十九日家督を嗣ぐ。同十年三月廿六日病を以て位肥を返上し、家を弟頼萬公に譲りて隱居し、豊焉と號す。

第十四代 (當代) 頼萬公

頼萬公

小字は和之介、頼成公の第五子にして頼匡公の異母弟なり、生母は金田氏、元治元年六月

十五日久留米にて誕生、明治四年九月十八日東京に移る。同十年三月廿六日家督を嗣ぎ、同年四月十六日從五位に叙し、同十七年五月六日式部寮御用掛となり、同年七月七日伯爵を授けられ、同年十月三日式部職御用掛となり(明治十八年二月より同十九年同十九年二月五日式部職勤務を命ぜられ、同年八月廿八日依願辭職、同年十月二日歐米諸國遊歴として出發、翌二十年十二月五日歸國、同三十年六月勳四等瑞寶章を授けられ、同三十四年六月廿一日累進して從三位に叙せらる。夫人は岩倉具視公の女恒子にして、後の夫人は子爵從三位戸田忠友の女豐子なり。

〔補〕立花家（舊柳河）累代略記（渡邊村男氏の取調書に據る）

第一代

鑑連公

福嚴寺殿

其先は大友能直より出づ、其子親秀の長子頼泰大友氏を繼ぎ、二男重秀豊後大分郡戸次
の莊に居城戸次次郎と稱す、九代親載大野郡藤北の莊鑑嶽城に移る、十四代親家を公の
父とす、又大友氏五代貞宗の長子貞載筑前糟屋郡立花山に據る立花を以て氏とす、之を
西大友と稱す、二男氏泰本家大友氏の封を襲く、之を東大友と稱す、立花氏の七代鑑載大
友氏に叛く公命を受け之を撃つ、永祿十一年八月十四日鑑載自殺す、其子を親善と云ふ、
永正十年三月十七日鑑嶽城中藪河原の館に誕生、大永六年四月十九日父親家逝去公襲
封、天正九年大友宗麟の命により立花親善の嗣となり、立花を以て氏となす、母は山布加
賀守太神惟常の女、正光院繼母は臼杵越中守源親昭の女、養孝院幼名八幡丸孫次郎親守
親廉伯耆守丹後守紀伊守左衛門大夫從五位下に叙す、麟白軒道雪と號す、天正十三年九
月十一日筑後北野の營中にて卒去、享年七十三。

第二代

宗茂公

大圓院殿

永祿十年八月十三日豊後玖珠郡筥村吉弘の館にて誕生、天正九年十月十五日鑑連公の
嗣子となる、同十五年六月五日立花山より筑後柳河城拾三萬二千二百石に封ぜらる、慶長
五年十一月三日開城、同十一年正月三日棚倉一萬石に封ぜらる、元和六年十一月廿七日
再び柳河に入城、封拾壹萬八千六百四十七石餘實は高橋主膳兵衛尉大藏鎮種（親連と號
り、大友の一族吉弘繼理の二男の祖）の嫡男實母は齋藤兵部大輔藤原鎮實の妹なり、幼名千
り、三池藩主子爵立花種泰の祖

立花家累代略記

熊丸彌十郎左近將監飛驒守統虎鎮虎宗虎正成親成尙政俊正經正信正從四位下侍從たり立齋と號す寛永十九年十一月二十五日即世壽七十六

第三代 忠茂公 別峰院殿

慶長十七年七月七日誕生同日宗茂公の養子となり直に下谷の邸に入る實は高橋直次の四男寛永十六年四月三日襲封寛文四年閏五月七日隱居好雪と號す幼名千熊九大助左近將監飛驒守貞之忠貞忠之從四位下侍從たり延寶三年九月十九日卒去享年六十四

第四代 鑑虎公 雪峰院殿

正保二年十一月十五日下谷邸に誕生忠茂公の六男母は伊達氏寛文四年閏五月七日襲封元祿九年七月四日隱居英山と號す幼名勝千代大助左近將監飛驒守直茂廣茂鑑茂從四位下侍從たり元祿十五年六月二十三日柳河にて卒去山門郡河内村九折山に葬る一寺を建つ之を朝日山雪峯院と稱す享年五十八

第五代 鑑任公 靈明院殿

天和三年正月七日下谷邸にて誕生鑑虎公の二男母は本多氏元祿九年七月四日襲封幼名勝千代丸飛驒守宗尙宗昌宗政鑑春鑑常從四位下に叙す享保六年五月十三日柳河にて卒去九折に葬る一寺を建つ雪峯山靈明寺と稱す享年三十九

第六代 貞俣公 興源院殿

元祿十一年六月二十三日三池郡稻荷村にて誕生享保六年五月二十四日鑑任公の養子

となる同年七月九日襲封實は立花帶刀茂高入道朽木の二男茂高は鑑虎公の庶兄茂虎の嫡男たり幼名友之丞右京彈正飛驒守茂易清直從四位下に叙す延享元年五月廿五日卒去享年四十七

第七代 貞則公 等覺院殿

享保十年五月十二日柳河にて誕生貞俣公の二男生母は柴田氏延享元年七月十三日襲封幼名虎吉虎之進丹後守伯耆守飛驒守從四位下に叙す延享三年七月十七日東上の歸途豊前大里濱にて卒去享年二十二

第八代 鑑通公 大應院殿

享保十三年十二月二日柳河にて誕生延享三年八月十八日貞則公の養子となる同十月十日襲封實は貞俣公の三男にして貞則公の同母弟なり寛政九年七月二十二日隱居左京大夫と稱す幼名萬壽丸駒之丞左近將監俣香鑑致從四位下侍從たり寛政九年十二月九日卒去享年七十

鑑門公 未繼家 淨滿院殿

寶曆七年九月廿七日柳河にて誕生鑑通公の嫡男生母は篠澤氏幼名富之進丹後守從四位下に叙す明和三年正月二十一日嗣子となる寛政元年八月八日下谷邸にて卒去享年三十三

鑑一公 未繼家 詠孝院殿

寶曆十三年正月二十五日柳河にて誕生鑑通公の四男生母は後藤氏寛政元年十一月十

八日嗣子となる、幼名千之進、美作美濃茂高通、弘山城守、從四位下に叙す、寛政五年八月七日下谷邸にて卒去、享年三十一。

第九代

鑑壽公

陽徳院殿

明和六年四月二十五日柳河にて誕生、鑑通公の五男、鑑一公の同母弟なり、寛政五年十一月二十九日嗣子となる、同九年七月二十二日襲封、幼名常之進、圖書通尹、伯耆守、左近將監、從四位下、侍從たり、文政三年四月二十九日下谷邸にて卒去、享年五十二。

第十代

鑑賢公

體慈院殿

寛政元年七月八日柳河にて誕生、同十一年九月廿八日鑑壽公の御養子となる、實は鑑一公の嫡男、母は立花氏、文政三年六月十九日襲封、幼名龜壽、友之重、伯耆守、左近將監、從四位下に叙す、天保元年四月十一日下谷邸にて卒去、享年四十二。

第十一代

鑑備公

常明院殿

文政六年八月二十一日柳河にて誕生、鑑賢公の嫡男、生母は寶珠山玄石の女、天保元年五月六日襲封、幼名滿壽、九岩千代保次郎、左近鑑廣、左近將監、從四位下に叙す、弘化三年三月廿四日柳河にて卒去、享年二十四。

第十二代

鑑寛公

文政十二年六月二十三日柳河にて誕生、弘化二年十一月廿三日鑑備公の養子となる、同三年六月廿二日襲封、實は立花右京壽俣の嫡男、壽俣は鑑賢公の弟、實母は立花大學通厚

の女、幼名淳次郎、次郎左近將監、飛騨守、侍從少將たり、明治二年六月版籍返上、同日柳河藩知事に任ず、同三年十一月華族となり、東京に住す、同四年七月十五日日本官を免ぜらる、同七年隱居、對山と號す、同十一年再び柳河に住す、同十八年七月十六日勳四等に叙す、同卅九年五月十六日從二位に累進、夫人は田安一位齊匡の女、純子(明治三十一年一月十五日逝去)なり。

第十三代 (當代)

寛治公

安政四年九月五日柳河にて誕生、明治七年十二月二十八日家督相續、鑑寛公の二男、母は田安氏、生母は原田幾次の女、千恵子、幼名徑丸、明治十七年七月伯爵を授けらる、同二十二年四月十六日東京より柳河に轉籍す、同二十八年三月二日藍綬章を授けらる、同二十三年七月十日貴族院議員となり、同三十七年滿期辭任す、同三十三年六月二十日從三位に累進、夫人は伯爵松浦詮の養女、鈎子、實は子爵青山幸宣の妹、後の夫人は子爵山内豐誠の妹、邦子(明治三十年九月十日逝去)にして、現今の夫人は男爵正四位酒井忠惇の二女、鏡子なり。

〔補〕筑後郷土志參考書目

一、總記

八國記。太宰管内全志。歷代鎮西志。鎮西要略。日本風土記。日本地誌提要。日本地理志料。大日本地名辭書。扶桑記勝。福人抄。日本紀事。福岡縣誌。筑後雜報。筑後國郡志。筑後志。筑後地誌。筑後地誌略。筑後地誌草案。北筑地誌略。北筑雜稿。南筑明覽。郡志。久留米志。久留米小史。米藩秘談。

二、地方志

筑後國各郡是。町村是。船小屋の築。柳河古事記。浮羽郡志。郡土志。史料。三井郡誌。御井郡久留米町誌。三池郡誌。久留米案内。久留米市經濟調查書。御井郡村誌。草案。御原郡村誌。草案。山本郡村誌。草案。

三、史傳年表

福岡縣篤行奇特者調。筑後人物志料。福岡縣史談。久留米藩略史。久留米史略。有馬氏近世私史。西海忠士小傳。筑後民間孝子傳。殉死雜錄。求臣殉死記。感泣淚餘。神宗戀續錄。立花實錄略。近世高橋記。大友記。立花記。立花事實記。立花近代實錄。立花祖宗事蹟。梅岳公遺事。立齊公哲開記。岩屋物語。熊本府年表。米藩年表。久留米年表。有馬家年表。道登公年譜。

四、戰史軍記

太平記。本朝武家高名記。肥陽軍記。北肥戰誌。九州軍記。九州諸將軍記。九州治亂記。九州治亂記要錄。大友興廢記。古今武家盛衰記。常山紀談。筑後軍記略。岩屋戰戰錄。征韓錄。朝鮮征伐記。宗茂公朝鮮軍御物照登。御當家。戰死名數。御井古殿揚記。大原古戰場記。八院合戰記。柳川軍記。戶次軍談。蒲池物語。菊池軍記。陰德太平記。西國太平記。

五、記錄系譜

石原日記。家訓記。得集。五條家記。五條文書。五條賴氏申狀。筑後歷世古文書。筑後文書。齊衡文書。四半田氏文書。高良山文書。三池文書。梅津氏古文書。井家系寫淨土寺文書。歲代舊記。加藤田家日記。筑後給

知録。淺川開書。御家（和）。開書。問註所氏所藏披書。安河内氏家記。御感狀。忠人數附。大友家より戸次道尊への御感狀。宗茂公へ諸公より御狀。天正三年筑後國正親帳。天正三年筑後國社家著到帳。天正六年筑後國領主附。豐氏公御代分限帳。三浦郡御用日記。諸務取調書（和）。長崎御川留船の筈（和）。御城日記。井諸雜記（同上）。御書出披書（同上）。藩事要書（同上）。御國事諸書（同上）。郡村庄屋名附（同上）。藩事雜記（同上）。御願書（同上）。川度志（同上）。御川停記（同上）。廻村書（同上）。廢家目錄（同上）。御目附監察局記録（同上）。米藩諸雜記。久留米諸記。有馬家御家範。上三郡庄屋横日長百姓名前入高田畑馬數調。

六、雜考

好古日録。筑後。石人圖考。神籠石御調査願書。後征四將軍考。征四將軍懷良親王墳墓考。後將軍宮御事蹟考。靈沼餘滴。筑後川雜考。古風土記逸文。筑後國誌傳考。

七、神社佛閣

筑後國神名帳。全上靈註社寺開基。高真神社祭神歌。同祭神考證。筑後式社考。弓頭神社原山。水天宮神德記。水天宮御りしやう記（和）。玉宮御還宮一件。

八、紀行

四遊雜記。筑紫紀行。大八洲遊記。暗國道中金の草鞋。檜木筥。遊山記。

九、詞藻

米藩詩文選。久留米名家詩鈔。筑後風物詞藻。筑後金石文集。日本風景詩集。筑後游踪。南筑遊草。八女津媛山賜名記。石梁文集。柳原亭八景詩歌。波の浮草。山路の鈴。筑後唱歌。千歳の光。筑後鐵道の歌。浮羽歌。落葉集。頌德集。俳諧天上守。日本名所風月集。俳諧名所小鏡。謠曲。玉垂宮。風浪宮。一夜川。五穀。

一〇、隨筆雜著

筑後將士軍談。米府紀事略。筑後封植錄。筑後中興記。筑後古跡錄。筑後實記。久留米見聞錄。米陽雜談。

水藩紀聞（和）。久留米藩一夕。福岡縣古蹟略誌。福岡縣物産誌。福岡縣郷土史談。古城集書。猫尾城山來。柳河城沿革。久留米城記。福岡縣水害史。筑後川水害論。筑後川改修工事。額末草案。筑後川改修井出水防禦工事書。筑後川築灘爭論接書。正徳以來變儀接書。久留米藩在々提問答。柏葉抄錄。梅山遺事。立花家事蹟雜纂。秋月高橋筑紫立花尊之事。問燕漫錄。生竹巡覽。閑暇帶木。昔者物語。扶桑水之記。水辨。南筑國民運動記。租稅沿革調。人類學會雜誌。歷史地理。雜誌。古蹟（同上）。鑛鏡草案。柳河藩教育沿革論。柳河文學並兵學沿革錄。精神陶冶好資料立花伯。

一一、言語歌謠

はまおき。福岡縣内方言集。久留米方言集。筑後方言取調書。福岡縣内俚諺傳説俗語調。

一二、地圖繪畫

元禄久留米市街圖。筑後全圖。御領分圖。山中村々圖（同上）。天保頃久留米市圖。久留米市街圖。久留米市内西五層屋敷圖。久留米城内圖。江戸御上屋敷圖。筑後川筋細繪圖。筑後川測量圖。久留米藩筑後川細圖。大原古戰場圖。竹野古戰場圖。大日本地質詳圖。同大日本地形地圖。日本名所圖。繪。柳河明證圖會。高良玉垂宮神幸給卷。筑後川畔洪水被害圖。筑後古器物圖。筑後古塚遺物縮圖。月岡所獲古器圖。陵墓圖考附錄。筑後名勝給葉書。筑後史料給葉書。

校訂し終りて後、全篇を通覽するに、本書もと、石橋君の稿本に多少の修正を加へ、且、第五卷より俄に増補を企て、忽率印刷に附せしため、誤脱なほ多く、句讀、振假名、送假名法等前後區々、文字の大小、排置また不統一にして、紙面の體裁宜しきを得ず。これ實に原著者の靈に對し、將、讀者諸君に對し、慚愧に堪へざる所なり。茲に謹みて疎漏の罪を謝す。

明治四拾年貳月

校訂者 白す

筑後志跋

筑後之有志、前後數編、而未足以盡風土也。及斯志之成也、山川形勝、人事沿革、無不具載、則可謂輿地之良者哉。蓋古者列國有志、而今也則亡。嗚呼、闔國以來、山川城邑、人民鳥獸、草木魚鼈、暨歷代郡縣、守令之名、其詳不可得、識則文獻無足徵者、不亦悲哉。惟自、我、

先侯就封於米城、既肇維藩之祚、時地利新、政治風土之美、踰古者何、啻倍蓰什伯於斯哉、抑吾

藩有、若封疆、無適非樂郊、而以古之志比諸今之所成、則復當非

我素九有之地矣。杉山正伸、小川正格、嘗仕於藩中、各有常職、然性嗜學、博通經史、斯志也。二子皆獲諸休澣之餘、則庶幾哉。文獻足徵者矣。余無狀、乃以督於國學、而與二子有久要擊節之餘、繫以此言附之卷末云。

寛政改元之歲仲冬既望

筑後州久留米府後學

左楨元榦謹題

校訂筑後志の後に書す

我嘗て謂ふ、筑後には三つの寶あり。高良の山と、磐井が墓と、山門の郡は即ち是なり。高良の祭神の一柱なる棟大臣が建内宿禰にておはさんことは、申さんも思なれど、古來其名に負ひ給へる玉垂命は之よりも遠く上り、高く尊き御神にてましまさんことは、船曳鐵門、栗田寛等諸老學の意見の一致する所。且つ其山上の神護石は、筑前に在る雷山のそれと、兩筑の雙珍とも謂ふ可く、而も前者の規模は、兎に後者に超え、一たび之に對すれば、聯想は埃及の上に飛び、彼國の古ファラオンがピラミッド其他の大建築を留めしが如く、此處にも上世には、之に

譲らざる壯大の君ありしことを追懐して已まざらしむ。我は久米邦武翁に聽きて、ドルイドの遺蹟とまで臆斷する者ならざるも、神話時代の一大紀念たるは、つや／＼疑ふ可きものあらず。況や此御山の上には前方後圓なる山陵制の一大丘墳現存するに於てをや。是れ考古學者の精力を奮ひて、研究に直する一つに非ずや。

西に於ては埃及、希臘、羅馬、額爾東に於ては加爾士亞西利、猶太、非尼西より默士、波斯、印度、支那に至るまで、上代の神人乃至怪獸等の金石に彫刻せられて、今世に遺留し、千古の文物を徵證するに足るもの、到る處に尠からず。然るに數千年の文明を重ね來れる我國にして、此種の紀念とし視る可きもの極めて寥々たるは、中外の學者の等しく遺憾とする所なり。されば其の偶、殘存するものは、百襲しても珍藏したき

心地ぞする。此點に於て筑紫の誇とす可き者の一つは、上妻なる一條村の人形原に在る磐井が墓なり。磐井が叛きたるは、繼體帝の二十一年にして、其の討滅せられたるは、翌年に在れば、今より實に一千三百八十年前に在り。當時磐井が勢力の如何に雄大なりしかは、日本紀載する所の繼體帝の詔に「磐井反、掩有西戎之地」と宣りたまひしのみか、物部麤鹿火を征討大將軍に拜して、長門以東、朕制之。筑紫以西、汝制之。專行賞罰、勿煩頻奏」とまで宣らせたまひしにても知らる可し。扱其戰狀は如何と顧みれば、二十二年冬十一月甲寅朔甲子、大將軍物部大連麤鹿火親與賊帥磐井、交戰於筑紫、御井郡、旗鼓相望、埃塵相接、決機兩陣間、不避萬死之地、遂斬磐井、果定疆場」といへば、遠くは熊襲、近くは西郷の亂と相匹するものありしならん。

扱此磐井が墓の狀は和銅古風土記の斷簡に由りて詳かなり。曰く上

妻縣南二里有筑紫君磐井之墓墳高七丈周六丈墓田南北各六十丈東西各四十丈石人石盾各六十枚交陣成行周匝四面當東北角有一別區號曰衙頭衙頭致政所也其中有一石人假容立地號曰解部前有一人裸形伏地號曰偷人生為偷猪仍擬決罪側有石猪四頭號賊物物也彼處亦有石馬三匹石殿三間石藏二間云々と斯かる壯大なる當初の造設を今日よりして窺ふを得るものは全く此逸文の賜なり我古風土記を至寶と稱するも亦全くは此に在り

何等の木強漢ぞ田中吉政關ヶ原の戰功に由りて此州に守たりし時福島城を築かんとて採る可き石材に事を缺げばとて上の磐井が墓に在る石人石馬石猪の類までを運びて大分は石壘の裏に疊み込みたりとぞ千古の倥侗此上やある斯る倥侗者が子なればこそ倅主膳は一朝の戯に天命を縮め言はても已む可き辭世の詞とて十有九年

一夢中瓢箪瓢箪元夕顔と愚にもつかざる嘔語吐きて無學文盲の耻を死後までも曝しなれ

幸にして石室一區と石人一體尙完存し其石人は身長六尺計り介甲を著けたる状を爲し十有四世紀以前の風俗と又其當時の彫刻術とを想見徵證せしむるの唯一紀念となりたるぞ有り難き此他岩戸山より福島にかけ石盾石馬類の今尙物色す可きもの尠からず阿彌が歌に非ざるも幸甚至れる哉州に有心の人あらば政府に稟請し國費をかけても之を元の冢域に還したきものになん之に關しては余別あり精しくは之に就きて看る可し

後漢書の東夷傳に曰く倭在韓東南大海中依山島爲居凡百餘國自武帝滅朝鮮使譯通於漢者三十許國國皆稱王世傳統其大倭王居邪馬臺

此邪馬臺を以て直ちに大和と爲し、大倭王を以て天皇の皇位と爲し、より、魏志の倭人傳に載する所の女主名は卑彌古を以て直ちに神功皇后に擬し奉り、敢て疑はぬまでに過信しにき。されど魏志に記せる所の地理に視よ。曰く始渡一海一千里。至對馬國。又南渡一海千餘里。至一大國。大の字誤あらん又渡一海千餘里。至末羅國。是れ肥後の松浦縣歟東南陸行五百里。至伊親國。是れ筑前の怡土縣也東南至奴國百里。是れ同國の能縣也東行至不彌國百里。是れ同國の蛟田縣也南至多馬國。水行二十日。是れ肥後の託麻縣歟南至邪馬臺國。水行十日。陸行一月といふ。筑前の宇美より肥後の託麻まで行程二十日を算し、是より又南して同じく行程二十日を算すれば、不彌と多馬、多馬と邪馬臺の距離既に相如けり。況や多馬より南行すといふに於てをや。如何に稽ふるも、畿内の大和らしくもあらず。地理の順序より其地を求むれば、自然に筑後の山門には衝當らずや。因りて思へば、

筑紫大津即ち博多灣の汀より、有明海の邊に亘る中間の一帶は、九州に珍らしき平原の地なり。設ひ太古の代なりとも豪傑の出づるあれば、一統し易き地理なるを示せり。彼梟帥磐井が如きも、首としては筑前筑後に其勢力を封植し居たる可きは、磐井の子なる筑紫君葛子が父の誅に坐せんことを恐れ、筑前なる糟屋屯倉を獻りて、死罪を償ひしことの、日本紀に見ゆるにても推測らる可し。斯かれば、豈に上世に一大女丈夫の山門に國して、威を九州に振ひつらんことも、亦想ひ見る可きに非ずや。之に關しては別に先輩の説、自家の考あれど、さばかりはと思ひて此には省けり。現に郡内清水の山中に在る神籠石が、高良の神護石と其制作を同くせるが如き、好箇なる資料の一には非ずや。鬼にも角にも山門は物なり。是れ亦考古及歴史學者の研究を忽にす可からざる所ならん。

我居常私に思へり。神武帝の建國に當り、佐命の元勳たる大久米命は、恐らく州の久留米と大關係を有し給はんと。开を如何といふに命の御名に大久米を負ひ給ひしは、其巨眼大眼にして、眼光炬の如きく、く、目におはし、に由りてなり。其雄相は、命が帝の欽命を承たまはりて、皇后册立の御使に赴かれたる時、伊須氣余理姫驚かせられて、汝が裂ける利目」と叫ばせ給ひしにても知らる可し。流石に我國は古國なり。命の雄相を贊嘆せられし當時の辭は、二千餘年の今日まで遺り、久米又斗米は今も往々國人の名に取りて命ずる習例を傳へ、何時の頃よりか久米の二字を密着し、糸てふ國字をさへ造り出すには至れり。其久米の原義はく、く、目なり。此語筑後に獨り残りて久留米あり。其地は必らず命の身を立て給ひしか、領しておはしまし、かの蹟

なる可し。建國佐命の元勳を若し此地方より出し、とすれば、土地の名譽も今更ならん。是れ亦學者の考定を待つ。

封建割據の紀念にして、憶ひ出づる毎に獨笑を催すは、川の名なり。特に大川の名に於て最も然りと爲す。开は其流れ數州の間に亘るものあれば、處々にて肆に名を命じ、我州の稱こそ正稱なれ、否や我郷の名こそ正名なれなど、互に言ひ争ふに在り。斯かれば一川の名にして、何州に在りては何川といひ、何州に入りては何川といふなどの類、擧げて數ふ可からず。甚しきは一川にして五六名を負へるもあり。其流れは如何にと問へば、高が三四十里か五六十里に過ぎず。之を黑龍江の一千百二十里、オブ河及イエニセイ河の各々一千二百里、楊子江の一千三百二十五里なるなどに比ぶれば、我國のそれはいさゝ小川のい

さゝ水なるのみ。扱以上世界の諸大川は千里を一貫して、黒龍江は黒龍江、オプ河はオプ河、概ね單に一名なるに、我國の川は每十里ぐらゐに別名を稱へつゝあり。小兒の戯と一般ならずや。

筑後川の名稱は此兒戲的命名の一つなり。此川を古に千年川と呼びしこと、統一せる固有の本名とは聞ゆれ。中古の歌には又一夜川などの稱も見ゆ。斯は、やんごとなき人の一夜川邊に宿りけんが、一寸洒落れたるより出でたるにもあらん歟。川流筑後の分野を亘ること最も長ければ、中世以降筑後川と稱へ來りしは、不自然ならず。さりとして斯は筑後に屬する川なりといふ意もて、凝り固まりて呼出しとも覺えず。此他に筑間川といふ別名ありしも、古くよりの稱なりけん。筑前にては又上座の境を過ぐるより、上座川と呼べるも可笑し。

扱上の筑間川といふ名に就きては、一の笑柄を留めたり。江戸幕府の

世となりて、例の封建の氣習とて、筑前人は筑間川の稱を楯に取り、既に此川を筑間川と稱ふれば、前後兩州の間の川なり。今の辭にて言ひ易ふれば、即ち此川は中立地帯扱は兩屬の水流なりと主張しけん。筑後人之に腹を立て、畢竟此川に筑間川などの稱あればこそ、斯かる動議も起るなれ。好しく其議ならば此川一帯を筑後川と稱ふ可き公許を得て、筑前に鼻あかせんとの内議の結果、之を幕府に稟請したるものと見ゆ。然るに幕府の指令も亦面白し。寛永十五年の八月六日、筑間川改名以來、筑後川と郡中に可被申渡と命じたり。郡中に申渡さる可しといへば、筑後領だけが筑後川其他の部分に處々にて何と稱するも勝手次第なりといふに同じ。當時の幕命は鶴の一聲なり。筑後領にて筑間川の稱消滅すれば、中立地帯論も全川兩屬論も再たび投ぜん様あらず。兩國の爭端茲に始めて窒塞せられしと見ゆ。姑息は姑息

兒戯は兒戯なれど、久留米藩主の権利を保留し、福岡藩主の面目を失はしめざる處、幕政の巧妙亦其間に存するを看る。殊に知らず、無學は筑前筑後といはず、兩造ともに無學なりしことを。抑川にチクマの稱あるは此處のみに非ず、北越に走れる信濃川の如きも、亦一にチクマガハの稱あり。チクマとは千曲又千隈にして、其流れの紆餘曲折して、彼處にも曲、此處にも隈を爲せるの謂なり。筑間の兩字は畢竟其音に當てたる假字に過ぎず。信濃のチクマに筑摩の字を當てたるも、亦之と同一のみ。若し兩筑人が紛争せし筆法をもて筑摩を解しなば、筑紫の人は來りて信濃川兩岸の地を摩て掩はんとするとも謂はん歟。筑前續風土記の著者の博覽なるにも拘はらず、素知らぬ顔して、筑間川の名稱に言ひ及ばざる、筑後志の作者が躍氣となりて、筑間川の正名ならざるを主張したる、孰も國語に味きの點、殺傷

相當りて、いと氣の毒なる心地とする。

貝原益軒の筑前續風土記を完成せしは、元祿の季年に在り。後百三十餘年、青柳種信之が拾遺を作りし時、當年益軒の目のあたり睹て記し、跡を訪ひたるに、既に泯滅したるが尠からざりしといふ。種信の繼述を距ること茲に六十餘年、種信の在りといひたる物にして、今日没きもの亦甚だ多し。筑前既に然り。筑後豈亦然らざらんや。載籍の貴ぶ可きは實に此處に在り。小川正格、杉山正伸の筑後志を編せしは、安永六年なりとあれば、今より百三十年前に在り。當時二氏の睹て記し、所にして、今觀るを得ざる可きもの、亦推想するに餘りあり。乃ち二氏の筑後に、史學に及び考古に功あるも、亦大なりと謂ふべし。顧みれば、益軒博識なりしと雖も、元漢學者なり。漢學者を以て風土記

を修む。其見徃徃透徹せざる所あり。種信本居宣長の門下より起りて、拾遺を作り、實に其の遺たるを拾ひしのみならず、并せて其の謬れるを正し、に由りて、筑前續風土記始めて完璧たるを得たり。正格正仲も亦益軒の亞流なり。益軒の短處は、二正に於てより、多く之を見る。此州豈亦一の種信なからんや。其人出て、二正の遺せるを拾ひ、謬れるを正さば、筑後志も亦連城たらん。今校訂筑後志の刊行せらるゝに會ひ、深く其舉を喜び、思ひ出づるに隨ひて、何くれとなく、手に任せて斯くは記しつ。

明治三十九年十月

福本誠

校訂筑後志索引

一 地理名辭索引……………七頁

一 人物名辭索引……………四頁

一 史的名辭及雜索引……………四頁

校訂後志索引

凡例

- 一、此の索引を分ちて、左の三種とす。
 - 一、地理名辭、山川、郡邑、社寺、産物、其他の地理的名辭を收む
 - 二、人物名辭、神名、氏族名、及び人物の稱號等を載す
 - 三、史的名辭及雜官職、法制、戰亂、古蹟、墳墓、其他歴史上の名辭及他の雜名辭を含む
- 一、此の索引は、すべて頭字の讀方によりて、五十音順に分ち、ウ行のキ・ウ・エ・ヲは何れも、ア行のイ・ウ・エ・オ中に交へたり。
- 一、各音部とも、先づ訓讀の語を擧げて、音讀の語を後にし、(其頭字の字畫の少きものに及ぼす)其排列の順序は、清音をはじめとし、濁音半濁音拗音を其次に置き、最後に才列長呼音の如く呼ぶもの(音部に限る)を掲ぐ。
- 一、字音はすべて其發音のまゝを寫す假名遣法(明治三十三年八月發行の小學校令施行規則中の字音假名遣)によりて搜索せんことを要す。
- 一、字訓にても、上妻淡海等の如く才列長呼音の如く唱ふるものは、すべて才列音の部に出

せり。

一、一名辭の音訓雙方共に入口に膾炙せるもの、或は其分類の所屬疑はしきものは、二個所に之を載す。

一、熟語は、大抵其上の名辭の所屬部と、雜の部との兩所に記したり。

一、總て頭の文字相同じきものは、これを同所にあつめて、看者の檢索に便にし、又頭字の二字以上同じきものは、略して單に縦線「—」を附したり。

一、一名辭につき、其記載數頁に亘れるものは、其始と終との頁を掲げ、其間に連點(…)を施せり。

要

- 一 一 各項目の頁調は方其の人口に随従せるもの或は其分類の所屬疑ひしきものは二個所
を記す。
- 一 一 一語は去抵其上の各字の所屬部と其の部との兩所に記したり。
- 一 一 一語に四の文字相同じしものはこれを同所にあつめて看者の檢索に便にし、又頭字の二
字以上同じしものは略して單に縦線「」を附したり。
- 一 一 一各階につき其記を數頁に亘れるものは其始と終との頁を掲げ其間に連號「」を施
せり。

校訂 筑後志地理名辭索引

校訂筑後志地理名辭索引

〇ア

天月岩 〇
 甘木川 〇
 尼御前社 三六
 有玉淵 三六
 足代山 三六
 赤司池 三六
 村八幡宮 三六
 秋葉社 三六
 秋松川 三六
 橋 三六
 青木村老松社 三六
 洗切 三六
 山王社 三六
 麻生池 三六
 麻府嶽 三六
 馬籠岩 三六
 朝妻 三六
 粟ノ坪 三六
 船 三六
 鮎 三六

〇イ、井

生葉郡 〇
 村名 〇
 内ノ神社 〇
 石油橋 〇
 石垣里 〇
 觀音寺 〇
 的也 〇
 茶席 〇
 稻 〇
 稻荷社 〇
 錫物 〇
 一向宗の寺院 〇
 伊勢天照御祖神社 〇
 臨王寺 〇

〇ウ

うたのき 〇
 宇田貫橋 〇
 牛泣清水 〇
 馬洗川 〇
 浮羽 〇
 浮島 〇
 村ノ香 〇
 海軍 〇
 梅野山 〇
 漆 〇
 瀬ノ湖井堰 〇
 藤原 〇
 江上木村山王社 〇
 鳥帽子岩 〇
 盤 〇
 板橋山 〇
 板津 〇
 延喜式四座社 〇
 惠利齋 〇
 惠津魚 〇

〇オ、ヲ

榮恩寺 〇
 榮勝寺 〇
 觀音寺 〇
 小江齋 〇
 小川天満宮 〇
 大久保齋 〇
 大石神社 〇
 濟 〇
 村石渠 〇
 大角村 〇
 大野ノ原 〇
 大保ノ原 〇
 大城ノ齋 〇
 大島ノ齋 〇
 大隈村天満宮 〇
 老松社 〇
 尾黒塚山 〇
 男徳・女徳 〇
 乙宮平岩 〇
 乙隈村 〇
 温石 〇
 泉子宮 〇

校訂筑後志 地理名辭索引

○カ、ガ

上青木村ノ老松社 一五
 上妻縣 六
 上陽部 六
 上筑後 六
 土器 六
 片ノ湖ノ濟 六
 芥子 六
 牡蠣灰 六
 金目川(栗川) 六
 金丸川 六
 金坪橋 六
 釜屋神社 六
 紙類 六
 余橋 六
 鐘ノ江ノ濟 六
 加茂神社 六
 甲竹 六
 柑橋類 六
 夏蟲冬草 六
 菰類 六
 葉子類 六
 寛元寺 六
 觀興寺 六

○キ、キ

箱・鴨 六
 北の關 六
 北矢部村 六
 北川内村 六
 北野村(天満宮) 六
 非類 六
 清水寺 六
 金・銅 六
 金銀彫刻具 六
 新羅院勸進橋 六
 氣候 六
 祇園原 六
 京町 六
 京ノ殿 六
 山王社 六
 境界 六
 橋梁 六
 磯城 六
 魚類 六

○ク、ク

草場ノ濟 六
 草野崎 六
 栗崎 六
 黒崎 六
 黒原 六
 神代濟 六
 浮橋 六
 鞍打橋 六
 鞍馬神社 六
 熊野權現 六
 三所大權現 六
 若一王子社 六
 熊波山 六
 菅 六
 佛原 六
 天満宮 六
 藥 六
 九品寺 六
 宗の寺院 六
 久留米 六
 城 六
 町敷 六

○ケ、ゲ

祇園社 三
 稻荷社 三
 秋葉社 三
 山王社 三
 觀音寺 三
 天照大神宮 三
 市内の神社 三
 郡名 三
 形勝 三
 慶雲寺 三
 百部 三
 小松原 三
 琴彈宮 三
 座席 三
 鯉・鮒 三
 巨瀬川 三
 谷川寺 三
 金剛勝寺 三
 紺屋町(天照天神宮) 三
 國分寺 三

○サ

投置番所 七
 五穀神社 七
 極樂寺 七
 御前嶽 七
 御嶽社 七
 上妻縣 七
 郡 七
 村名 七
 内の神社 七
 光明寺 七
 香(光)遠木 七
 神護石 七
 神籠石 七
 高倉川 七
 橋 七
 高其山 七
 川 七
 玉垂宮 七
 玉垂神社 七
 山十景詩歌 七
 高隆寺 七
 高麗鳥 七
 紅花 七
 鐘物類 七
 郷庄 七

○シ、ジ

坂木山王社 七
 酒 七
 孤兒魚 七
 界川 七
 後山神社 七
 山川 七
 山中街道 七
 三十三所觀音 七
 四方寺 七
 四光寺 七
 四岸寺 七
 産物 七

○ス

白角折大明神 七
 観 七
 篠原城 七
 湖井川 七
 七社神社 七
 七社大權現 七
 心光寺 七
 思案橋 七
 眞光寺 七
 眞勝寺 七
 眞言宗の寺院 七
 新宮 七
 神社 七
 寺院 七
 釋迦ノ嶽 七
 十三箇山 七
 十間橋 七
 屋敷 七
 山王社 七
 少林寺 七
 正原川 七
 正面ノ岩 七
 正八幡宮 七

○セ、ゼ

正壽寺 七
 正進寺 七
 正覺寺 七
 莊島 七
 勝地 七
 上品寺 七
 常行寺 七
 淨願寺 七
 淨願寺 七
 淨土宗の寺院 七
 城島町 七
 順光寺 七
 住吉 七
 大町神 七
 塚子 七
 鈴峰 七
 水天宮 七
 瀬ノ下 七

潮高驛 祇園社 千光寺 千榮寺 千燈敷岩 千修寺 坂念寺 清水寺 清淨院 善神王 善母寺 禪宗の寺院 村名 宗安寺 宗清寺 宗久寺 太刀洗川 田主丸驛 玉垂宮 神社	宮三社明神 竹野郡村名 内の神社 高井嶽 高田ノ濟 高平神社 高畑招魂社 高樹神社 建岩 櫻草 龍河内山 龍河内池 人奔車 來殿 大生寺 大安寺 大慈堂 大善寺十景詩歌 千牟川 池背寺 筑後 川	地勢 産物 氣候 風俗 郡名 川神代の浮橋 川の名産 三十三ヶ所靈場 筑野境界 茶 茶杓竹 柱昌寺 長福寺 朝日寺 鳥類 鳥銃 筒川 常持橋 津江神社 燕岩 筑紫 洲	後國 手懸岩 天台宗の寺院 天受寺 天徳寺 天福寺 鐵砲 鐵砲(小路) 床島堰 取替川 鳥類 遊候番所 豊比咩神社 土甲呂町 土産 土器 得川 渡船場 徳興寺 刀箱 刀箱
---	--	--	---

○タ、ダ

○ソ

○チ

○ツ

○テ

○ト、ド

東林寺 天満宮 東照寺 橋背靈神社 陶器 燈籠 童子丸池 道路 中谷の紅葉 中原野 長田川 長門石村 長延川 長峰原 長野水竇 長淵村 四半田野 仁田風根 日輪寺 如意輪寺	東林寺 天満宮 東照寺 橋背靈神社 陶器 燈籠 童子丸池 道路 中谷の紅葉 中原野 長田川 長門石村 長延川 長峰原 長野水竇 長淵村 四半田野 仁田風根 日輪寺 如意輪寺	不瀧山 布引川 細 光朝餅 羽大塚驛 花立の城 花宗川 井堤川 花紋器 花柳御殿 別業 原中半田村山王宮 逆見浦 里 碧岩の天満宮 旗崎 招魂所 橋口橋 八丁島池 橋	半田土器 馬具 梅林寺 一夜川 火繩 日吉町 日向神山 平野嶽 平松川 冷水山 廣木橋 肥後街道 肥筑の境界 屏風山 二ッ橋 二股川 古川ノ濟 札打山 船小屋鐵泉 袋野渡 淵見岩	藤山 藤田川 不動岩 府中 天満宮 福王寺 福島町 福聚寺 福慶寺 福童原 物産 豊後街道 風俗 風俗 風浪宮 遍照院 遍照寺 米柳の境界 星野村 川 金鐘 乾柿
---	---	--	---	--

○ナ

○ヌ

○ハ、バ

○ヒ、フ

○ヘ、ベ

○ホ、ボ

茶の名所 筑川町 三〇、三三 本奈寺 二六 本朝三大河 三〇 法花原 天 法華宗の寺院 三〇、三六 法興寺 一六 發心權現 三六 榎櫻 三三 坊ノ澤街道 三三	炭田 三三 郡村名 三三 郡名起源 三三 三本山川 三三 三柱神社 三三 三城嶺 三三 三國山 三三 三瀬 三三 郡村名 三三、三三 内の神社 三三、三三 三島神社 三三 明神 三三 水田村ノ天満宮 三三 水城渡 三三 水繩山 三三 耳納山 三三 鼻子宮 三三 宮木川 三三 橋 三三 村玉垂神社 三三 宮ノ陣ノ濟 三三 神社 三三 鷺尾山 三三 御井寺 三三	御井郡村名 三三 内の神社 三三 御木 三三 御手洗橋 三三 御原郡 三三 村名 三三 内の神社 三三 御船山大澤寺十景詩歌 三三 御船神社 三三 御勢大靈石神社 三三 名字山 三三 淵 三三 妙見社 三三 妙正寺 三三 明王寺 三三 牟田口橋 三三 無量寺 三三 無海山 三三 權現 三三 名物 三三 明王寺 三三	八女ノ岡 三三 山川招魂所 三三 山内勸進橋 三三 山ノ井手川 三三 山木里 三三 郡村名 三三 内の神社 三三、三三 山門縣 三三 山限野 三三 矢 三三 矢原川 三三 矢瀨川 三三 矢瀨山 三三 柳原 三三 柳 三三 柳河城 三三
--	---	--	--

校訂筑後志 地理名辭索引終

藩産物 三三 城番 九 逆水野 九 野菜類 三三、三三 藥品 三三 藥草 三三 月ノ架岩 三三 月ノ架神社 三三 湯ノ瀬 三三	鷺尾寺 三三 遮福寺 三三 靈巖寺 三三 陽石 三三 靈巖寺 三三 六所大權現 三三 路程 三三	若宮宮 三三 八幡宮 三三 若津 三三 濟(渡津) 三三 鷺尾 三三	吉井町 三三 吉見ノ嶽 三三 吉田町の老松社 三三 夜明莊 三三 遊川 三三 横瀬町 三三 煎茶 三三
---	--	--	---

訂校 筑後志 人物名辭索引

校訂筑後志人物名辭索引

○ア

甘水河内守 二四九
有馬家 末尾附録
右近正文 三三
因幡正壽 二五
赤松忠誠 四四
足利尊氏 二九、二〇、三三
磯崎 三三、三六
明石守任 四四
荒木八郎 三三
安東省庵 三三
阿野季信 三三

○イ、井

入江保叔 三三
大養宿禰古磨 三三
井上久豊 四三
阿傳 四七、四八
今川貞世 三〇、三六
今出川公規 三九
石原源八 四四

○ウ

岩永重俊 三三
磐井 四一、八〇、三三
稻次正思 四四
宗雄 四四
一如 二六
一條和泉守 三三
伊藤子 三三
伊藤長準 三三
幸光 三三
爲奈、真人豊入 三三

○エ

宇都宮運庵 三三
雨申庵柱有 三三
江上長種 三三
江島興兵衛 三三
榮四 二四

○オ

小川伊豆守 三三

○カ

伊賀守 四八
小郡資頼 八
大友氏 二二、二五、二七、二九、三〇、三一
磯嶺 八、二九、三一
磯嶺 三三
親繁 三三
大内磯弘 三三
大伴部博麻 三三
大島居氏 三三
淡海朝臣有守 三三
興世、朝臣書主 三三

○キ、ギ

川口太郎屋次 四六
具原篤信 三三
河崎定宗 三三
笠間日向守 三三
烏丸光雄 三三
蒲池久徳 三三
鎮述 三三
鎮述 三三
鎮述 三三
懷良親王 三三

○ク

鏡、江治部少輔 三三
加藤清正 三三
花山院定誠 三三
花林 三三
花遊 三三
勘解由小路爾光 三三
賀茂、朝臣人磨 三三
加藤、公小津磨 三三
木室氏 三三
北村季吟 三三
岸正知 三三
岸靜知 三三
清原、連淨道 三三
眞入眞真 三三
清松淨松 三三
清浦、朝臣藤根 三三
肥土禪師 三三
紀、朝臣金影 三三
今守 三三
菊池氏 三三
武光 三三
政 三三
俊 三三

校訂筑後志 人物名辭索引

<p>行基 三〇、三六 一六、一九、三三</p> <p>草野氏 三六、四三 永平 四八、一一、一六 又六 四一、四三 神代良忠 六六、六九 其根 三三、三七 桑田眞入虎吉 六三、七〇 黒木助能 四四、五〇 黒川如水 四四、五〇 國書 四四、五〇 國造辨非 四四、五〇 國乳別皇子 四四、五〇 熊門左兵衛佐俊定 四四、五〇 熊谷伊織 四四、五〇 空也 四四、五〇</p> <p>源八兼頼 三三、三七 源林公 三三、三七</p> <p>景行天皇 三六、四三 一六、一九、三三</p> <p>源八兼頼 三三、三七 源林公 三三、三七</p>	<p>小早川隆景 八、一〇 秀包 九、一〇、三三、三六 鷲野半左衛門 三三、三七 古月 三三、三七 近藤玄蕃允 三三、三七 近衛基綱 三三、三七 金光 三三、三七 五條其氏 三三、三七 頼元 三三、三七 後征四將軍宮 三三、三七 孝子市右衛門 三三、三七 伊兵衛 三三、三七 和作 三三、三七 宇平次 三三、三七 興吉 三三、三七 孝女松 三三、三七 高真山座主藤圭 三三、三七 大觀家 三三、三七 大宮司家 三三、三七 座主家 三三、三七 合原宮南 三三、三七</p> <p>坂合部(宿禰斐太盛) 四、三五 左近公 三三、三七 佐々木高綱 三三、三七 佐伯(宿禰直繼) 三三、三七 齋藤氏 三三、三七 座主良寛 三三、三七 藤圭 三三、三七</p> <p>白川雅翁 三三、三七 島津氏 三三、三七 調助能 三三、三七 調種勝 三三、三七 氏族 三三、三七 神功皇后 三三、三七 慈源公 三三、三七 春林公 三三、三七 俊寛 三三、三七 寂源 三三、三七 少貳頼尙 三三、三七 頼賢 三三、三七</p> <p>征四將軍宮 三三、三七 然阿 三三、三七 岡基福 三三、三七 宗政盛 三三、三七 僧古月 三三、三七 僧一如 三三、三七 僧金光 三三、三七 僧即心 三三、三七 僧非際 三三、三七 僧空也 三三、三七 僧行基 三三、三七 僧榮四 三三、三七 僧日源 三三、三七 僧瑞石 三三、三七 僧良伯 三三、三七</p>	<p>〇ク</p> <p>〇ケ、ゲ</p> <p>〇コ、ク</p> <p>〇サ、ザ</p> <p>〇シ、ジ</p> <p>〇ス</p> <p>〇セ、ゼ</p> <p>〇ソ</p>
---	---	---

<p>一寛 三三、三七 僧隆慶 三三、三七 僧聖光 三三、三七 僧藤圭 三三、三七 僧阿 三三、三七 僧寂源 三三、三七 僧辨阿 三三、三七 長 三三、三七</p> <p>立花家 三三、三七 好露 三三、三七 道隆 三三、三七 宗茂 三三、三七 田中吉政 三三、三七 主膳正 三三、三七 忠政 三三、三七</p> <p>朝臣飯盛 三三、三七 左馬允 三三、三七 田代重榮 三三、三七 重仍 三三、三七 田油津頼 三三、三七 田尻徳安 三三、三七 竹中栄女正 三三、三七</p>	<p>竹内(二品)法親王 三三、三七 武内宿禰 三三、三七 高山正之 三三、三七 高三彌式部少輔 三三、三七 高丘(宿禰)五常 三三、三七 高向(朝臣)家主 三三、三七 高辻豊長 三三、三七 高橋直次 三三、三七 家次 三三、三七 種直 三三、三七 種運 三三、三七 種種 三三、三七 大徳院 三三、三七 大徳院 三三、三七 太密少貳氏 三三、三七</p> <p>堤貞元 三三、三七 都地氏 三三、三七 都利利公阿比登 三三、三七 筑紫廣門 三三、三七 轉法輪寶通 三三、三七</p> <p>徳川家光 三三、三七 賜氏公 三三、三七 賜眞秀吉 三三、三七 賜範公 三三、三七</p> <p>中村易張 三三、三七 易直 三三、三七 中院通茂 三三、三七 中津留右馬允 三三、三七 中野助能 三三、三七 中野正家照 三三、三七 成谷忠左衛門 三三、三七 長沼宗敬 三三、三七 長岡應義 三三、三七 鍋島直茂 三三、三七 勝茂 三三、三七</p> <p>則昌公 三三、三七 野口道寛 三三、三七 野川俊益 三三、三七</p> <p>日野弘資 三三、三七 資茂 三三、三七 平松時景 三三、三七 東園基就 三三、三七 非際 三三、三七</p> <p>文(忌寸)馬養 三三、三七 伏原宣幸 三三、三七 藤井綱齋 三三、三七 藤吉種綱 三三、三七 藤原家氏 三三、三七 朝臣興邦 三三、三七 不被守直 三三、三七</p>	<p>〇タ、ダ</p> <p>〇ツ</p> <p>〇ニ</p> <p>〇ナ</p> <p>〇ト</p> <p>〇チ</p> <p>〇フ</p> <p>〇ハ</p> <p>〇ヘ</p> <p>〇ホ</p> <p>〇ニ</p>
--	--	---

<p>○ハ、ヘ</p> <p>日置首名 三〇三 辨阿 三〇六 辨長 三〇六</p>	<p>○ホ</p> <p>星野正實 三〇六 堀右近進 三〇六 北條光時 三〇六 一時宗 三〇六</p>	<p>○マ</p> <p>マヌホ 十寸極庵良山 三〇六 松下為進 三〇六 松介豐後守 三〇六 待賢小侍從 三〇六 益壽王 三〇六 眞木保臣 三〇六 眞邊仲庵 三〇六</p>	<p>三原種勝 三〇七 光世 三〇七 宮川恩齋 三〇七 郡朝臣御西 三〇七、三〇七 遊君首名 三〇七 源為朝 三〇七、三〇七 源為朝 三〇七、三〇七 御方宿願廣名 三〇七 源口刑部 三〇七 妙法院宮為想 三〇七 妙慧 三〇七</p>	<p>○ヤ</p> <p>毛利元就 一七〇 問註所親照 三〇七 山口朝臣春方 六三三 山田成章 三〇七 山北永高 三〇七 日本武尊 三〇七 矢加部大學 三〇七 矢加部七郎左衛門 三〇七 直澄 三〇七 安武安房守 三〇七 柳原資行 三〇七 秀光 三〇七</p>	<p>○リ</p> <p>湯河内次 三〇八 賴貴公 三〇八 賴德公 三〇八 麟圭 三〇八、三〇八 隆慶 三〇八 長山 三〇八 長伯 三〇八 其寬 三〇八 亮昌 三〇八 龍造寺氏 三〇八、三〇八 家晴 三〇八 隆信 三〇八 烈女石井氏女 三〇八</p>
---	--	---	--	--	---

校訂筑後志人物名辭索引終

校訂筑後史的名辭及雜索引

○ア

尼御前祭禮 三三〇
赤司の館址 三三三
足利輝氏の陣址 三三三
朝田村の古塚 三三三
朝妻の清泉 三三六
霞川の流臺 三三〇

○イ、イ

大尾の城址 三三〇
井上の城址 三三三
井上阿傳の碑 三三〇
古の郷庄 三三三
今山の城址 三三三
石垣山中の城址 三三三
生葉島 三三三
郡内の神社 三三三
妹川の城址 三三三
窟堂の古址 三三三
磐井の古墳 三三三

○ウ

一之塚 三三三
一ノ瀬の館址 三三三
一向宗の寺院 三三三
醫學校 三三三

○エ、エ

内山の城址 三三七
馬洗川 三三三
宇佐郡を久留米藩に託す 三三三

○オ

江上の館址 三三三
鳥帽子石 三三三
永勝寺の古址 三三三
延喜式四座の社 三三三
演武場 三三三
四月寺の古址 三三三

小川の館址 三三九
大保の古戦場 三三三
大原の戦 三三七
大祝の元祖 三三五
大阪寺院 三三三
鬼ノ口の城址 三三三
乙隈の城址 三三三
王孫内の古墳 三三三

○カ

上高橋の城址 三三三
川瀬の館址 三三三
替捺物免許 三三三
早懸 三三三
咸興洋學 三三三
寛政の地震 三三三
學館 三三三

○キ、ギ

清水の城址 三三三
汽船購求 三三三
飢饉 三三三
九州製紙開祖 三三三
享保の蝗災 三三三
祇園原の古戦場 三三三

行基橋 三三三
車塚(車坂) 三三三
久留米中學校 三三三
市内の神社 三三三
師範學校 三三三
城番 三三三

○ク、ケ

執行帝行宮の址 三三三
啓行烈士墓表 三三三
現林公百回忌 三三三
官邸 三三三

○コ、ゴ

上斐郡内の神社 三三三
神籠石 三三三
古賀の館址 三三三
古席の暗月 三三三
古蹟 三三三
古墳 三三三

校訂筑後史的名辭及雜索引

<p>近藤備後守古墳 三三 國府の址 三三……三三 後征西將軍の墓 三三 皇太子殿下御手植の松 三六 洪水 三三、三三、三三 高良山の鬼火 三三 の神籠石 三三、三三……三三 の古戦場 三三、三三 十景詩歌 三三……三三 高良玉垂神社神領 三三 神事 三三 寶物 三三 高麗の晚鐘 三三 蟬災 三三 講席を置く 三三 講談所 三三 講武所 三三 御座石 三三</p>	<p>座主家の始祖 三三 下田の館址 三三 下妻郡内の神社 三三 下高橋の城址 三三 白石の城址 三三 島原陣 三三 戦死者の追悼 三三 士家の法命條目 三三 氏系明細書 三三 失火 三三、三三、三三 使者屋敷 三三 眞言宗の寺院 三三、三三、三三 修道館 三三 春林公百回忌 三三 慈源公の参観 三三 十三塚 三三 小學教師傳習學校 三三 將軍梅 三三 城島の城址 三三 浄土寺の古址 三三 宗の寺院 三三、三三、三三</p>	<p>水天宮分祀 三三 甚風現る 三三 瀬高の城址 三三 西洋人始めて来る 三三 青天の秋月 三三 往西將軍の廟 三三 船艇製造 三三 禪宗の寺院 三三、三三、三三 福壽寺の古址 三三 租税 三三 女山遺石址 三三 附房の竹雨 三三 附陸奥の古址 三三</p>	<p>田中忠政の墳墓 三三 竹の城址 三三 竹野郡内の神社 三三……三三 玉垂の古松 三三 宮神幸 三三 高山彦九郎墓 三三……三三 高山の城址 三三 高井掛の城址 三三 高岩の城址 三三 高田の行宮 三三、三三、三三 高尾の城址 三三 高牟禮の城址 三三 鷹取の城址 三三 鷹尾の城址 三三 大火 三三 大客星飛流 三三 大險合發布 三三 大宮司家の鼻祖 三三 大尊寺十景詩歌 三三 大觀院殿の廟 三三、三三 磔刑 三三</p>
<p>竹樓の春望 三三 知徳の館址 三三 地福寺の古址 三三 筑後守 三三……三三 介 三三 國正税 三三、三三 河神の戦 三三、三三 川に關する争論 三三……三三 川の古戦場 三三 製紙の起原 三三、三三 三十三ヶ所靈場 三三 中學校 三三 仲哀帝の蹟 三三 朝日の長鐘 三三 朝鮮松原 三三 筒川の戦 三三 筑紫神 三三 筑紫國造御井 三三、三三、三三 天和の飢饉 三三</p>	<p>天臺宗の寺院 三三、三三 鳥岡の城址 三三 豊臣秀吉の陣址 三三 刀匠光世 三三 中谷の紅葉 三三 生津の城址 三三 長岩の城址 三三 長延の館址 三三 長嶺の石人 三三</p>	<p>猫尾の城址 三三 花立の城址 三三 花鳥の別業 三三 花鳥御殿 三三 原口の城址 三三 旗崎 三三 招魂所 三三 八ヶ院の古戦場 三三、三三、三三 梅嶽公初八 三三 番所 三三、三三</p>	<p>熊濟寺の古址 三三 墳墓 三三……三三 福丸の城址 三三 福島の城址 三三 文永十一年蒙古襲來 三三、三三 武藏寺古場を建つ 三三 平氏の古墳 三三 米藩學館の沿革 三三、三三 星野金鐘を鑿つ 三三 祭の名所 三三、三三 本郷の城址 三三、三三 法華宗の寺院 三三、三三 發心の城址 三三 獄の櫻 三三 砲術練習場 三三 寶珠寺の古址 三三 亡國塚 三三 松尾の城址 三三</p>

<p>座主家の始祖 三三 下田の館址 三三 下妻郡内の神社 三三 下高橋の城址 三三 白石の城址 三三 島原陣 三三 戦死者の追悼 三三 士家の法命條目 三三 氏系明細書 三三 失火 三三、三三、三三 使者屋敷 三三 眞言宗の寺院 三三、三三、三三 修道館 三三 春林公百回忌 三三 慈源公の参観 三三 十三塚 三三 小學教師傳習學校 三三 將軍梅 三三 城島の城址 三三 浄土寺の古址 三三 宗の寺院 三三、三三、三三</p>	<p>水天宮分祀 三三 甚風現る 三三 瀬高の城址 三三 西洋人始めて来る 三三 青天の秋月 三三 往西將軍の廟 三三 船艇製造 三三 禪宗の寺院 三三、三三、三三 福壽寺の古址 三三 租税 三三 女山遺石址 三三 附房の竹雨 三三 附陸奥の古址 三三</p>	<p>田中忠政の墳墓 三三 竹の城址 三三 竹野郡内の神社 三三……三三 玉垂の古松 三三 宮神幸 三三 高山彦九郎墓 三三……三三 高山の城址 三三 高井掛の城址 三三 高岩の城址 三三 高田の行宮 三三、三三、三三 高尾の城址 三三 高牟禮の城址 三三 鷹取の城址 三三 鷹尾の城址 三三 大火 三三 大客星飛流 三三 大險合發布 三三 大宮司家の鼻祖 三三 大尊寺十景詩歌 三三 大觀院殿の廟 三三、三三 磔刑 三三</p>
<p>竹樓の春望 三三 知徳の館址 三三 地福寺の古址 三三 筑後守 三三……三三 介 三三 國正税 三三、三三 河神の戦 三三、三三 川に關する争論 三三……三三 川の古戦場 三三 製紙の起原 三三、三三 三十三ヶ所靈場 三三 中學校 三三 仲哀帝の蹟 三三 朝日の長鐘 三三 朝鮮松原 三三 筒川の戦 三三 筑紫神 三三 筑紫國造御井 三三、三三、三三 天和の飢饉 三三</p>	<p>天臺宗の寺院 三三、三三 鳥岡の城址 三三 豊臣秀吉の陣址 三三 刀匠光世 三三 中谷の紅葉 三三 生津の城址 三三 長岩の城址 三三 長延の館址 三三 長嶺の石人 三三</p>	<p>猫尾の城址 三三 花立の城址 三三 花鳥の別業 三三 花鳥御殿 三三 原口の城址 三三 旗崎 三三 招魂所 三三 八ヶ院の古戦場 三三、三三、三三 梅嶽公初八 三三 番所 三三、三三</p>

益永の館址 三六	益影の井 三〇	馬洗川 三三	三池郡名起源 三五	三潞郡内の神社 三〇・三二	耳納山四の城址 三二	宮の陣 三二	宮本中學 三六	都の御西の館址 三〇	御井郡内の神社 三六	御原郡内の神社 三六	御船山大寺寺十茶肆歌 三六	御船の松濤 三六	御手洗の寮 三六	滝口の館址 三三	明凡の城址 三六	明善堂 三六	小學 三六	蒙古來渡 三六	
八ッ塚 四三	山下の城址 四三	山本郡内の城址 四三・四七	山内村の石窟 三六	山隈の城址 三三	安武の城址 三三	柳河城番 九	の沿革 八・一〇・三七	下の小路 三七	關梁 三六	柳原空成る 三六	鎗印改正 三六	役名變更 三六	耶蘇教檢斷 三三	野橋の過客 三三	吉見の滿華 三六	吉岡の城址 三六	長成親王の御墓 四三	薩滿將軍の陣址 四三	洋學校 三六
靈源公首回忌 四三	老人を褒賞す 四三	若宮の古塚 四三	若津港を開く 四三	鷺尾の墓塚 三九															

校訂筑後志史的名辭及雜索引終

本書前ニハ蒲池鎮連(又鎮連ニ作鎮)ヲ民部大輔トシ、後ニハ同少輔トセリ、今系圖社寺縁記、軍記等ヲ按ズルニ、其記スル所各異同アリテ一定セズ、ヨリテ原本ノマ、コレヲ改メズ。

又、本書中、田中主膳正ヲ吉政ノ長子、或ハ三子トシ、隼人忠政ヲ吉政ノ三男、又ハ四男トシテ二様ニ記セリ、ヨリテ諸本ヲ参照スルニ、其生次ニ關スル諸説區々ニシテ一定セズ、故ニ今暫ク原本ノマ、ヲ存シテ識者ノ是正ヲマツコト、セリ。

明治四十年三月十一日印刷
明治四十年三月十五日發行

校訂筑後志奥附
定價金壹圓五拾錢

不許
複製

發兌書肆

福岡縣久留米市
兩替町六拾貳番地

本莊知新堂

著作者 故人 杉山正伸

著作者 故人 小川正格

校訂者 黑岩萬次郎

福岡縣久留米市藤原町七拾貳番地

發行者 本莊三之丞

福岡縣久留米市兩替町六拾貳番地

印刷者 藤本兼吉

東京市牛込區市谷加賀町壹丁目拾貳番地

印刷所 株式會社秀英舍第一工場

東京市牛込區市谷加賀町壹丁目拾貳番地